

人間科学

第25巻 第1号
2007年 10月

石坂巖先生を悼む	長谷川幸一	1
論文		
近代期における市街地図の刊行と利用 －東京交通社による「職業別明細図」刊行の分析－	河野 敬一	5
日本の中等教育課程と教育法に関する基礎的研究（第3報） －大正期における中等教育の大衆化と実業教育－	田中卓也、皿田琢司、佐藤 環、菱田隆昭	23
The perception of sharpness, length, and pitch of vowels: How Japanese college students perceive English /i/ and /ɪ/ without a phonological decision	千葉 敦	35
研究ノート		
Prince Hal and his Notions of Kingship in <i>Henry IV, Parts One and Two</i>	真部多真記	47
中学校社会科学習指導案における「観点別評価」	佐藤 環	55
判例評釈		
グッドデザイン賞を受賞した一般住宅の建築物が著作権法上の建築の著作物に該当しないとされた事例（大阪高判平成16・9・29最高裁HP知的財産裁判例集（平成15（ネ）3575－積水ハウス事件二審判決））	日向野弘毅	65
課題研究助成報告		73

1. 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』(HUMAN SCIENCE)は、年に一巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めた者とする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。
4. 本誌には論文、研究ノート、書評、学界展望などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。
論文は理論的又は実証的な研究成果の発表をいう。
研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。
書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。
学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要編集委員会において検討し、必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを要求することがある。
7. 一号につき一人が掲載できる論文など、原則として一編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要綱を配布する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

1. 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピーと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿の長さは、論文は24000字(400字詰め原稿用紙換算60枚)、研究ノートは12000字(30枚)、書評は4000字(10枚)、学界展望は8000字(20枚)を基準とする。課題研究助成報告は(3.75枚)以内とする。そのほかのものについては紀要編集委員会が決定する。
3. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
4. 原稿執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
 - (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
 - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
 - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
 - (4) 記述は簡潔、明解にし、現代かなづかい、常用漢字を使用する。
 - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
 - (6) 欧文は手書きにせず、ワープロないしタイプライターを使う。
 - (7) 注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従うものとする。
 - (8) 図、表は一つにつきA4版の用紙に1枚に描き、本文に描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
 - (9) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
 - (10) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
 - (11) 見出しは、1、2、(章に相当)、1-1、1-2、(節に相当)、(1)、(2)の順とする。
 - (12) 人名、数字表記、用語表記は、所属学会の慣行に従う。

石坂巖先生を悼む

人間科学部現代社会学科教授 長谷川 幸一

2006年12月28日、石坂巖先生が逝去された。石坂先生には、慶應義塾大学26期、常磐大学15期の各ゼミ計41年にわたり、クラス担任、大学院、通信教育も含め総勢600余名の学生がご指導を受け、各々が卒業後も長年にわたりさまざまな形で薫陶を受け続けた。毎年開催されてきた「石坂研究会」は、多くの卒業生が原点に立ち返るとともに、自らの将来や社会問題についてお互いに意見を交換し合う場となってきた。石坂先生の何がわれわれをそれほどまでに惹きつけたのか。先生がわれわれに残したメッセージとは何だったのか。以下では、少しくこの点について考えてみたい。

石坂巖先生は、1921年群馬県高崎市に生誕された。1941年大阪外国語学校ドイツ語部(旧制)卒業後、日立製作所中央研究所を経て、1942年に慶應義塾大学経済学部に入學された。1967年に慶應義塾大学商学部教授となり、1977年には、商学部の入試問題漏洩事件を受け、商学部長に就任され、毅然たる態度で事件に対応し、見事にそれを乗り切られた。さらに、1983年には福澤研究センターの設立に尽力され、初代所長を勤められた。1986年に慶應義塾大学を退任され(名誉教授)、常磐大学人間科学部教授に就任、1989年からは常磐大学大学院人間科学研究科教授となり、2004年に退任された。

主な著書としては、『経営社会政策論の成立』(有斐閣 1968)、『経営社会学の系譜』(木鐸社 1975)、『社会科学への発想』(編著 三一書房 1983)、『知の定点』(木鐸社 1984)、『人間化の経営学』(編著 勁草書房 1992)、『文明のエトス』(河出書房新社 1995)、『文明の実業人』(編著 巖書房 1997)、『経営システムの日本の展開』(編著 創成社 1998)、『福澤論吉理念の原典』(労務行政研究所 2005)がある。また主な論文と

しては、「マックス・ウェーバーにおける社会学的精神態度の形成」(『三田商学研究』第1巻第1号)、「マックス・ウェーバーと福澤論吉」(『三田評論』1986年4月号)、訳書としてはシェルティング『ウェーバー社会学の方法論』(れんが書房新社 1977)、ダーレンドルフ『経営社会学』(共訳 三嶺書房 1985)などがある。

これらの著書のなかでも、とくに『経営社会政策論の成立』は、1920年代後半のドイツにおける経営社会政策論の成立過程と特質を明らかにした名著である。その当時のドイツでは、大型企業間の合併による官僚制的組織の形成と機械化大量生産によって発生した労働疎外の問題が重要な社会問題となっていたが、石坂先生は、それらの諸問題を分析対象に据えた経営社会政策論ならびに経営社会学の成立過程を詳細に辿ることによって、社会的な問題状況と学問分野の成立過程との関連性を克明に描くことに成功した。またその続編ともいえる『経営社会学の系譜』では、経営社会学の基本的問題設定とヴェーバー的問題意識の関連性が論じられ、大規模な官僚制組織における職業労働意識の腐朽化という中心的論点が明らかにされた。人間の精神倫理的態度(エトス)を分析対象の中心に据えるという手法は、その後の一連の著作においても一貫したものであった。

私事になるが、石坂先生と初めてお会いしたのは、1981年の10月、慶應の三田キャンパスにおける大学院社会学研究科修士課程の2次試験の面接においてであった。誠に失礼なことであるのだが、それ以前、私は石坂先生の著書や論文をそれほど精読していたわけではなかった。そもそも、他大学(高崎経済大学)からの受験であった私は、外部から受け入れてくれる可能性は低いと一方的に推測し、指導教授を誰にすべきかについては、あまり真剣には考えていなかった。私

が石坂先生を指導教授に希望したのは、大学の先輩から勧められたからであって、とくに石坂先生を切望していたわけではなかった。石坂先生が高崎の出身であり、私が高崎時代に石坂先生の生家の前をそれとは知らず、自転車で何度も行き来していたことを知ったのは、大学院入学後しばらくしてからのことであった。その後20数年にわたり、石坂先生には公私両面にわたってお世話になったことを思うと、あまりにも無礼であったことを反省するとともに、石坂先生が生前よく言っておられた、人生における偶然性を痛感せざるをえない。いまでも繰り返す思うが、あの時、石坂先生を指導教授に選んでいなければ、私は研究者となることはなかった。

そういう事情もあってか、当初、石坂先生は私にとって、つねに格別の緊張を強いる存在であった。石坂先生の大学院の授業で、自分の研究テーマについて発表する際の緊張感は大抵のものではなかった。ただ、石坂先生から指導を受けたゼミ生ならびに大学院生が多く口にするように、それは決してその態度が権威的・抑圧的だからというのではなく、先生がそれぞれの研究の価値をきわめて的確に述べるからであった。その態度は、大学院、慶應義塾の商学部・常磐大学人間科学部の各ゼミ、通信教育課程の合宿においても一貫して変わらなかった。

石坂先生のあのような迫力ならびに言葉の説得力、さらには日常的態度と著作における論述との間の整合性が何処に由来するのか。しばらくの間、私にはまったくの謎でしかなかった。しかし、徐々に先生ご自身のお話や著作などにより、先生が第2次大戦敗戦後の20代後半から2度にわたり結核を患い、約8ヶ月間寝たきりの生活と約7ヶ月の入院生活を送り、そのような8ヶ月間の寝たきりの生活のなかで自殺寸前の絶望状態に陥ったこと、そこから奇跡的に回復したことなどを知った(石坂巖「私のマグダラのマリアさん」久森謙二(編)『山と川』第82号、1-13頁)。先生はその体験の中から、はじめて生きることを発見したと書いておられるが、先生が発せられる言葉には、つねにそのような体験から掴み取った、私たちとは違う特別な何かがあった。『経営社会政策論の成立』や『経営社会学の系譜』といった純粋に学問的な著作に

おいても、先生のそのような原体験は、人間労働の根本的な意味を問う、というかたちで表れていた。先生の体重はつねに40キロあるかないかであったろうが、精神を極限にまで追い詰め、心と身体を統御する能力を獲得することができれば、身体的な病は克服可能であることを先生は証明された。このような思いは、先生に接した多くの人たちに共通のものであったに違いない。同じ言葉でも、それを発するのが誰かによって、その意味は大きく変わる。石坂先生が発する言葉のもつ説得力の背景には、先生ご自身の壮絶な体験が存在していたのである。

また、石坂先生について繰り返し思い出すのは、志賀高原発晴温泉で毎年行われたゼミ合宿における先生の姿である。合宿は厳しく、軟弱な私は、合宿後2・3日間必ず体調を崩していた。慶應義塾商学部、通信教育課程有志グループ「巖の会」、常磐大学、いずれにおいても合宿はハードなスケジュールだった。三泊四日(通信教育課程では、参加する人たちが仕事を抱えているため二泊三日)の合宿は、朝9時から夜10時ごろまで、ゼミ生各自の卒業論文のテーマに関する発表予定で埋め尽くされ、ほとんど椅子に座りっぱなしだった。合宿における石坂先生の姿からは、先生が20代後半から2度にわたって結核による闘病生活を送られたことを想像することは難しかった。先生ご自身も書いておられるが、50代になって、先生は健康を回復された。そこには、先程述べたような先生ご自身の精神の強靭さが作用していたことは明らかであるが、それとともに、先生の御健康に日々配慮され続けた奥様の内助の功も見逃せない。先生もこの点は言葉に尽くせぬほど感謝されていたと思う。

石坂ゼミの伝統は、卒論テーマの選択がまったく「自由」であるという点にあった。ゼミ生各自の発表内容は多岐に渡り、大学院生としてゼミに参加し、各自の発表についてコメントを求められた私は、毎回自らの浅学を痛切に感じた。また石坂ゼミでは、相手が先生であろうと大学院生であろうと、その人間が展開する議論に妥当性が無いと思えば、質問し批判すべきであるという空気が支配していたので、私も何度かゼミ生にやり込められてしまう経験をした。時には議論が沸騰し、穏やかならぬ雰囲気になることもあったが、自

らの信ずる価値と論理を最後まで守り主張する態度を培うことは、大学教育に課せられたひとつの重要な使命であろう。大学時代、自らの主張をけんか寸前の状態になるまで主張しあった体験こそが、その後の石坂ゼミ卒業生たちの団結力に大きく寄与していることは明らかである。学生時代、石坂先生に薫陶を受けた教え子たちが、卒業後も毎年「石坂研究会」を開いてきたのも、学生時代にこのような体験を共有し、毎年、石坂先生にお目にかかることで自分の原点を確認しようとしていたからであるに違いない。

私も現在、本学において、ゼミを担当しているが、石坂ゼミのような集団をつくりあげることが如何に難しいか、痛感する日々を過ごしている。幸い、石坂先生が残された諸著作はつねに私の傍らにあり、それを読み返すことで、先生が何を問題とし、学生たちに何を伝えようとしていたのか、繰り返し教えを請うことができる。石坂ゼミのようなレベルに到達することは不可能ではあるが、石坂先生が残されたメッセージからできる限り多くのものを汲み取り、それを少しでも多くの学生たちに伝えることが、今後の私にとって、ひとつの大きな使命であると考えている。

石坂先生という卓越した精神の持ち主に出会えたことの幸運に感謝するとともに、心から哀悼の意を表したい。

近代期における市街地図の刊行と利用 —東京交通社による「職業別明細図」刊行の分析—

河野 敬一

Keiichi KONO

Publication and the Use of Town Plan by the Private Enterprise during Modernization Period: An Analysis of List Making of the *SHOKUGYUBETSU-MEISAIZU* by *TOKYO KOTSUSHA*

This study examines the effectiveness and practicality of map-use in historical geography study by analyzing “the Japanese Town Plan,” published by Tokyo Kotsusha during the Modernization of Japan.

The paper describes the publication by “*Dainippon-Shokugyoubetsu-Meisaizu*” (Town Plan; a detailed drawing map according to Japanese commerce and industry) which published Town Plans of Japan from Taisho to Showa eras. The publication of the Town Plan began in 1917, and maps of all cities in Japan were published during 15 year period, up until about 1932. Reprints of the Town Plan were produced, and more than 700 points were published before World War II.

After The War, the publishing company, *Tokyo Kotsusha*, changed the name of the Town Plan to “*Nihon-Shokugyoubetsu-Meisaizu*,” and re-commenced the publication of the map from 1948. Up until the 1970s, about 700 points’ maps had been published.

The Town Plan accurately presented and described major stores and factories and was perceived being convenient. It is recommended that the Town Plan has the potential to restore the spatial context of city areas in the past, and is an effective document for historical geography studies.

I はじめに

大縮尺の都市図・市街図は、詳細かつ膨大な情報量を有しており、都市や市街地における所在の確認といった地図本来の目的のみならず、地図が作成された時点における都市景観や都市機能を復原することを可能にすることから、とりわけ過去の市街地図は歴史地理学研究の有用な資料となり得る。また、自治体史の編纂過程などにおいても過去の市街地の復原・描写に利

用されてきた。

従来、近代歴史地理学研究における地図の利用に際しては、地形図に代表されるような官製地図で近代的測量や作図技術に基づく精確な地図が重視される傾向にあった。しかしながら、地図の作成目的を考えると、官製地図は国家の統治や軍事であるのに対し、民間で作成された多くの地図は、その時代における様々な民間需要を表している。とくに近代移行期において、

鉄道など高速交通機関の発達に伴い、人々の行動範囲が急速に拡大し、近世までにはなかった広範な地図需要が発生し、その多くは民間地図が担ったと考えられる。本研究では、とくに、都市に関わる民間地図に焦点を当て、民間地図の刊行実態を把握することで、民間地図がその時代相を分析するための資料として持つ意義を検討することを大きな課題とした。

1987（昭和62）年から3期にわたって、柏書房より関東地方、関西地方、中国（日本の植民地時代の各都市）の「商工業地図」の復刻がなされ¹⁾、本稿でとくに重点的に取りあげる東京交通社による「大日本職業別明細図」が有用な研究資料として広く認識されるようになった。しかし、その第3期復刻版の緒言で『大日本職業別明細図』は特異膨大な民間記録物で、先に『昭和前期商工地図集成』を編纂刊行して以来、その資料的価値が認識され、各地で郷土資料として発掘や収集した整理が進んでいる。ただし、その全容は依然として不明である（後略）²⁾と述べられているように、必ずしもその全貌が明らかにされたとは言い難い。これまで、幸運にも残存していた地図を利用するにとどまり、それらの資料の作成・利用・残存を見通した資料的意義の検討は緒に就いた段階と言ってよい。

こうしたなか、岡島建は神奈川県の商工地図について検討するなかで、「大日本職業別明細図」の資料的意義を検討した³⁾。また、山田誠らは、近代日本の大縮尺都市図について、その分類を行い、とくに都道府県立図書館レベルに所蔵されている市街図について、悉皆的な調査をもとに目録を作成した⁴⁾。また、筆者は、市街地の景観復原に際して、栃木県鹿沼市において昭和初期の市街地の街並みを把握する有用な資料として、明治期の営業便覧、大正期の市街鳥瞰図とともに昭和初期の「大日本職業別明細図」を用いた⁵⁾。

本研究では、まず典型的な民間作成の大縮尺市街図である「職業別明細図」に関する既存の研究や既刊の目録をふまえ、可能な限り「職業別明細図」の刊行の実態を明らかにするため、全国の資料所蔵機関の目録や地方自治体史編纂目録、古書目録などから「職業別明細図」の残存を推測し目録化した。次に、残存状況や実物の記載内容から、「職業別明細図」の刊行の実態を検討し、利用・残存のメカニズムを明らかにする

ための予察を行った。

なお、本稿でいう「職業別明細図」シリーズとは、原則として、東京交通社による「大日本職業別明細図」および「日本商工業別明細地図」を指すものとするが、名称が若干異なるものの、これらと同一シリーズと判断されるものも扱うことにする。

II 市街景観・機能を復原するための近代地図資料

山田誠は、近代日本で作成された大縮尺都市図を、a.内務省作成5,000分の1図、b.陸地測量部作成大縮尺地形図、c.商工案内図、d.地籍図系の図、e.都市計画図、f.住宅地図、g.火災保険図、h.その他の市街図の8分類しているが⁶⁾、このうちc、f、g、hは主として民間作成地図と位置付けることができる。こうした平面図のなかで、商工案内図、住宅地図などは、市街地における商家や官公庁など街路に沿って存在する多くの軒並みの情報が描かれていることから、市街地復原や都市機能の検討に有効な資料となり得る。

また、大正期以降、松井天山らが作成した「真景図」と呼ばれる鳥瞰図は、風景画的遠近法を取り入れずデフォルメがされていることから、平面図のように精確な距離情報を得ることはできないが、市街地の商工業者等の名称のみならず建物の様子も含めたビジュアルな情報が盛り込まれている点で、平面図では得られない情報量を有している⁷⁾。

しかし、こうした地図資料は、すべての市街地に存在するわけではなく、地域によって残存の疎密がある。明治・大正期の市街地図の多くは、その地域の個人または団体によって描図・出版されたものが多く、同一の出版人によって刊行される範囲は、郡単位か広くても府県域にとどまる。そのため、すべての市街地において、同等の地図資料が残存し、研究等に利用できるとは限らない。

市街地図の残存と研究利用の一例として、筆者らが栃木県鹿沼市の中心市街地を復原する際に用いた資料を表1に示した。ここでは、中心市街地の街並みを復原することによって、都市機能の変容を明らかにすることを目的としていた⁸⁾。鹿沼市で収集された資料のうち、全国的に共通して刊行されたものは、第二次大戦前は昭和17（1942）年の「大日本職業別明細図」の

表1 市街地復原に用いた地図資料と補完資料—栃木県鹿沼市の事例—

時期	街並み復原の資料・ベースマップ	土地所有の状況
明治4年 (明治9)	「鹿沼宿人別書上帳」(森田家文書) ★(「下野国都賀郡鹿沼宿全図」)	?
明治40年	★「栃木県営業便覧」	明治30頃 旧 土 地 台 帳
大正9年 (昭和10)	★「栃木県鹿沼町営業案内及び実景」 (栃木県上都賀郡鹿沼町実景/松井天山) (「鹿沼地区全図/土地宝典」)	
昭和17年 昭和20頃	★「大日本職業別明細図」 中田町自治会・商業会文書	
昭和31年 昭和30～40年	★「鹿沼市明細地図」 商工会名簿類	
昭和43年	★住宅地図	昭和45頃
:	:	
:	:(この間、数時点の地図残存)	
:	:	
:	:	
平成6年	★住宅地図	現用土地台帳→
平成9年	★住宅地図	
平成10年	現地調査	

(★を付したものは地図資料類, 現地調査により作成)

みであり⁹⁾, その後, 昭和43(1968)年以降継続的に刊行されるいわゆる「住宅地図」までは存在しない。

同様に, 長野県東信地域の主要市街地を表した地図資料の所在について調査したものが表2である。ここでは, 刊行年代とともに, 地図資料の性格を以下の4分類し一覧表にした。

- A. 明治10～30年代の商家・名家対象各種版画等
- B. 商工地図
- C. 商工名鑑, 鳥観図
- D. その他の平面図

上田, 小諸, 佐久(岩村田・野沢・中込)に共通して存在する市街図は, 「大日本職業別明細図」のみであり¹⁰⁾, その他は, 各市街地ごとに刊行されたものである。

このように, 明治期前から, 都市ごとあるいは地域ごとに, 市街図の刊行はなされるものの, 全国を共時的にまたほぼ同一基準で比較対照し得る地図資料は, 本研究で取りあげる東京交通社による「職業別明細図」が最も初期の重要な資料であると考えられる。

表2 長野県東信地域主要市街地における市街地図の残存状況

○上田市

- A：明治24年「信濃国上田全図（裏面：上田街諸名家一覧表）」（上田町・町田波太郎編，長野町・中村活版所）
明治35年「上田遊郭地図（第四回上田営業家案内地図）」（およそ250分の1，信濃週報社）
- B：大正13年「上田市街宅地軽便地図」（上田市・馬場亀松編）
昭和3年「大日本職業別明細図 上田市・小諸町・岩村田町ほか」（東京交通社）
昭和8年「大日本職業別明細図 上田市」（東京交通社）
- C：大正11年「上田市商業家案内」（販売品目別商家リスト）
昭和6年「上田市他商工家案内」（上田を中心とした交通略図と商工家リスト）
- D：大正11年「長野県上田市全図」（12000分の1，上田市・馬場亀松編）
大正13年「上田市全図」（25000分の1，上田商業会議所蔵版）
昭和10年他「上田市全図」（上田市役所調製）

○小諸市

- A：明治26年「長野県北佐久郡小諸町全図（裏面：小諸町一覧表）」（印刷人・長野町・中村信太郎）
- B：大正中期「長野県北佐久郡小諸町全図」（不明）
大正元年「小諸市街明細図 附医師及商工名鑑」（印刷所・小諸町清實堂 印刷人・清水實太）
昭和3年「大日本職業別明細図 上田市・小諸町・岩村田町ほか」（東京交通社）
昭和27年「小諸市街地一覧」（町勢要覧付図）
昭和30年「小諸市勢要覧付図」（多色刷り鳥瞰図）
- D：昭和8年他「小諸町制一覧付図」
昭和27年「小諸町要図」（1952.9.K.T.）

○佐久市（岩村田町，野沢町，中込）

- B：明治末期「岩村田町・野沢町 市街明細地図 附医師及商工業名鑑案内」（不明）
大正期「岩村田町市街略図」（不明）
昭和3年「大日本職業別明細図 上田市・小諸町・岩村田町ほか」（東京交通社）
- C：大正13年「祝恵比寿講岩村田町商店案内」（長野市・田中三之助）
- (A)：年次不明「信州北佐久郡岩村田町繁栄寿娛録」（東京神田末広町●●印刷所石版）
- (A)：年次不明「信州南佐久郡野沢町繁栄寿娛録」（東京神田末広町●●印刷所石版）

(A. 明治10～30年代の商家・名家対象各種版画等，B. 商工地図，C. 商工名鑑，鳥瞰図，
D. その他の平面図を表す。●は判読不明文字)
(上田市誌編集室，小諸市誌編集室，佐久市志編集室収集資料などによる。)

Ⅲ 東京交通社による市街図刊行の全国展開

(1) 職業別明細図の概要

次に，市街地図の全国展開を目指したプロジェクトである「職業別明細図」刊行のプロセスを明らかにしていきたい。

「職業別明細図」を刊行した東京交通社およびその主宰者の周辺を，地図資料編纂会の調査をもとにまとめると，以下のようである¹¹⁾。大正6（1917）年に木谷佐一（その後，改名して彰佑）が東京交通社を興し，地図刊行事業を開始した。大正期の地図の発行者には木谷佐一・彰佑のほか木谷の妻・木谷賀の名も見られ

る。木谷の死後は長女・佐代子の夫・西村善汎が東京交通社を引継ぎ，第二次大戦前の地図刊行事業を継続した。西村善汎は昭和32（1957）年に亡くなったが，その後の地図刊行事業の継続は不明であるとされる¹²⁾。

筆者の調査では，戦前の「大日本職業別明細図」は，戦後「日本商工業別明細図」と名称変更し，昭和23（1948）年頃から刊行を再開した。これは，戦時下の地図出版の統制が解けて間もなくの出版再開というタイミングであり，戦前からの事業の継続性を推測させる。発行人は根元弘に替わっているが，根元が木谷・西村とどのような関わりを持っていた人物かは，現在

のところ不明である。また、発行所は戦前と同じ東京交通社であるが、筆者が確認した地図の大部分は、その所在地が東京渋谷区から熊本県熊本市に移転している。東京交通社の東京から熊本への移転がいかなる意味を有しているのか、これも現時点では判断の材料が少ない。このように、戦前と戦後の系譜の継続性は明確ではないが、同じ「東京交通社」という商号を用いた団体が発行者であること、戦前の「大日本職業別明細図」と、戦後の「日本商工業別明細図」とを比較すると、描画のタッチは異なるものの、とくに昭和20年代のものは記載内容が類似し、同一の目的で作成されたと考えて差し支えないと思われる。

また、さらに詳細にみると、一般に戦前の地図は「大日本職業別明細図」という名称で刊行されたと考えられているが、その名称での刊行物で残存している最も初期の地図は大正10(1921)年頃のものである。刊行を開始した大正6年から同10年頃までの地図については、これまで明らかにされてこなかった。今回の調査において筆者が実見した、東京交通社が刊行した大正7年の「土浦町市街明細地図・石岡町市街明細地図」、大正8年の「水戸市明細地図」、大正9年の「松本市街明細地図」といった各市街地名を冠した名称で刊行されていた地図が、その後の地図の特徴と同一であることや、後述する「既刊地一覧」資料などにみられる号数の若い地図と同定が可能なことから、「大日本職業別明細図」の前身とみてよいと考えられる。

また、昭和4(1929)年1月発行の「No.162・栃木県佐野市ほか」から地図に明記される号数は、初期の「〇〇市街明細地図」の刊行数も含んだ通し番号であることが推測される。

(2)職業別明細図目録の作成方法

従来、東京交通社による「職業別明細図」の残存状況をまとめたものは、前述の柏書房による復刻版に付属する地図資料編纂会の解題・目録(以下「復刻版目録」と略記)が唯一のものであり、そこには282点の地図が府県別に目録化されている。しかし、現存している「職業別明細図」には、第二次大戦前の地図でも700を、戦後の地図は1,400を超える号数が記されており、その号数分の刊行があったと仮定すると、目録化されて

いない未知の地図が多数存在することが推測される。

そこで、本研究では、「復刻版目録」をベースにしなが、以下のような方法で目録の補完をめざし、「職業別明細図」の刊行の具体像を検討するための基礎資料を作成した。

まず、各都道府県立図書館と目録が閲覧可能な公立図書館や大学等研究機関の図書館の目録から「職業別明細図」の所蔵をリストアップして、必要に応じて実見した。その際、山田誠らが目録化した大縮尺市街図のリストから「職業別明細図」の抽出などを行った。また、これまでの研究や自治体史等に利用されているものも利用した。さらに、公的機関の所蔵でないもので古書市場に流通している地図も多数存在していたため、可能な限り古書目録からも所在情報を収集した。なお、古書目録の情報は、在庫の流動性があるため、実見が不可能な場合があるなど厳密な再確認は困難であるが、一部は筆者が入手したり、画像データを確認するなどして、極力存否についての信頼性の向上を心がけた。その結果、既知のものも含めて約600点の「職業別明細図」の残存が明らかになり、それらをリスト化した¹³⁾。本稿では、その一部である北関東3県(茨城県・栃木県・群馬県)のリストを例示した(表3)。北関東は、最も初期の第1号刊行物と推測される宇都宮市を含むなど、早くに「職業別明細図」が刊行された地域である。

「職業別明細図」を集中所蔵している機関は、国立国会図書館と岐阜県立図書館・世界分布図センターの2機関である。国会図書館には、一枚物の地図だけでなく、後述する256点を綴じた冊子体の資料が存在する。岐阜県立図書館・世界分布図センターは、千数百点を超える明治期以降の市街図を所蔵しているが、そのうち「職業別明細図」は88点である。そのほか、都道府県・市町村立図書館においては、主に当該地域の「職業別明細図」を所蔵している例が多く、これらは、比較的集中して所蔵している国会図書館や岐阜県立図書館にないものも多い。このことは、「職業別明細図」の利用の大半が、描画されている当該市街地周辺のごく狭い範囲に限られていたことを推測させる。

柏書房による復刻版の底本の多くは、国会図書館蔵の「大日本職業別明細図」綴り(請求番号:427-40)

表3 「職業別明細図」刊行・所在目録 (茨城県・栃木県・群馬県分)

府県名	掲載市町村	号数	発行年	西暦年月日	発行者	所蔵	摘要
1 茨城県	結城町、下館町、岩井町、境町、石下町、古河町、栃木県小山町	25				既刊地一覽	
2 茨城県	土浦町、石岡町 (土浦町市街明細地図、石岡町市街明細地図)	8	大正 7	19181225	木谷佐一	私蔵	
3 茨城県	水戸市 (水戸市明細地図)	9	大正 8	19190415	木谷佐一	茨城県図	複製版有り
4 茨城県	水戸市、太田町、日立町・助川町、磯原町、松原町	67	大正 14	19250628	木谷 賀	水戸市図 岐阜県図	
5 茨城県	真壁町、土浦・真鍋、稲田、笠間町、石岡町、穴戸町、湊町、小川町、磯浜町、磯崎、鉢田町、麻生町、阿見町、竜ヶ崎町、江戸崎町、牛堀、潮来、鹿島大船津	77	大正 14	19251021	木谷 賀	国会図*57	
6 茨城県	真壁郡各町村 (広域)、真壁町、下妻町、下館町、古河町、結城町	259	昭和 6	19311128	木谷彰佑	国会図*58	
7 茨城県	助川町、日立町	282	昭和 7	19320522	木谷彰佑	国会図*59	
8 茨城県	東茨城郡西部、西茨城郡、新治郡北部 (広域図)	361	昭和 8	19330225	木谷彰佑	国会図*60	
9 茨城県	水戸市、磯原町、豊浦町、大津町、平海町、松原町、久慈町、太田町、湊町、磯浜町、大子町、大宮町、上小川村、袋田村、野口村、石塚町	360	昭和 9	19340210	木谷彰佑	国会図*56	
10 茨城県	土浦町、笠間町、竜ヶ崎町、行方郡新治郡敷郡筑波郡 (広域図)	407	昭和 10	19350310	木谷彰佑	国会図*61	
11 茨城県	土浦市	682	昭和 16	19410815	西村善汎	私蔵	
12 茨城県	石岡市、小川町	1158	昭和 31	19560405	根元 弘	岐阜県図	日本商工業別明細図
13 茨城県	竜ヶ崎市、取手町	1193	昭和 31	19561030	根本 弘	茨城県図	日本商工業別明細図
14 茨城県	大穂町	1426	昭和 37	19621101	根元 弘	私蔵	日本商工業別明細図 裏面無印刷
15 茨城県	筑波町	1433	昭和 38	19630305	根元 弘	私蔵	日本商工業別明細図
16 栃木県	宇都宮市	7				既刊地一覽	
17 栃木県	鹿沼町、今市市	4				既刊地一覽	
18 栃木県	烏山町、馬頭町、那須小川	5				既刊地一覽	
19 栃木県	大田原町、塩原町、矢板町、西那須野町、黒羽町、西川村、佐久間町	6				既刊地一覽	
20 栃木県	栃木町	7				既刊地一覽	
21 栃木県	日光町	17				既刊地一覽	
22 栃木県	宇都宮市、城山町	56				既刊地一覽	
23 栃木県	喜連川 (栃木県塩谷郡喜連川町・氏家町営業案内)	12	大正 7	19180000	木谷佐一	栃木県図	
24 栃木県	足利市、館林町、福居、太田町、富田、尾島町	13	大正 13	19240721	木谷 賀	群馬大	
25 栃木県	馬頭町、氏家町、烏山町、茂木、益子、栃木、真岡、大田原、鹿沼、久下田、西那須野、矢板、壬生、藤岡	83	大正 14	19250000		柏解題表1	
26 栃木県	足利市・御厨町		昭和 3	19281100	木谷佐一	栃木県図	
27 栃木県	佐野町、館林町、中野村、小泉町、堀米町、赤見村、田沼町、暮生町、常盤村、氷室村、犬伏町、赤麻村、岩船町、静和村、藤岡町	162	昭和 4	19290129	木谷佐一	国会図*66 群馬大	
28 栃木県	上三川町、小金井町、家中村、栃木町、南摩村、粟野町、小山町、鹿沼町、楡木町、間々田、北押原村、西方村金ヶ崎、足尾町、小栗川、古峰原	163	昭和 4	19290225	木谷佐一	国会図*68	
29 栃木県	宇都宮市、徳次郎、城山村、石橋町	166	昭和 4	19290421	木谷佐一	国会図*62 宇都宮市図	
30 栃木県	芦野町、黒田原町、那珂小川、大田原町、伊王野、荒川村、高林村、東那須野、佐久山、那須温泉、黒磯町、川西町、烏山町、馬頭町、氏家町、宝積寺、大宮村、喜連川町、片岡駅前、小泉、矢板町、鬼怒川温泉郷、湯西川温泉、船生、玉生、茂木町、益子町、久下田町、田野村、七井村、祖母井町	173	昭和 4	19290904	木谷佐一	国会図*67	
31 栃木県	栃木町、下都賀郡	388	昭和 9	19341100		国会図*65	発行年・発行者印刷 切れ
32 栃木県	鹿沼町	389	昭和 9	19341104	木谷彰佑	国会図*69	
33 栃木県	足利市全図、足利郡、小俣町	417	昭和 10	19350610	木谷彰佑	国会図*63	416号表記
34 栃木県	安蘇郡、佐野町	430	昭和 10	19351010	木谷彰佑	国会図*64	
35 栃木県	日光町、今市市、鹿沼町	702	昭和 17	19420210	西村善汎	鹿沼市図	
36 群馬県	伊勢崎町、境町ほか	29				既刊地一覽	
37 群馬県	富岡町、新町、藤岡町、下仁田町、鬼石町	30				既刊地一覽	
38 群馬県	桐生市、大間々町ほか	33				既刊地一覽	
39 群馬県	渋川町、倉野野町、妙義町ほか	97				既刊地一覽	
40 群馬県	前橋市、沼田町、中之条町ほか	319				既刊地一覽	
41 群馬県	桐生市	372				既刊地一覽	
42 群馬県	前橋市 (前橋市街明細地図)	70	大正 8	19190713	木谷佐一	国会図	
43 群馬県	高崎市、安中町、磯部町、松井田町 (群馬県南部・信越本線沿線市町内図)	37	大正 13	19240000	木谷 賀	岐阜県図	
44 群馬県	沼田町、伊香保町、中之條町、四万温泉、原町、草津町、沢渡温泉、川原湯温泉	34	大正 13	19240825	木谷 賀	柏解題表1	
45 群馬県	伊勢崎町、境町、茂呂村、豊受村、剛志村、采女村	146	昭和 3	19280509	木谷佐一	群馬大 岐阜県図	
46 群馬県	高崎市、新町、安中町、藤岡町、松井田町・妙義町	151	昭和 3	19280827	木谷佐一	国会図*51	
47 群馬県	桐生市、境野村、梅田村・菱村	161	昭和 3	19281225	木谷佐一	群馬大	
48 群馬県	前橋市、大胡町、富岡町、駒形町、吉井町、渋川町	179	昭和 4	19291030	木谷佐一	国会図*50	号数表記なし、177号 ?
49 群馬県	新田郡	379	昭和 9	19340000		古書/街の風	
50 群馬県	館林町	370	昭和 9	19340502	木谷彰佑	国会図*55	
51 群馬県	伊勢崎町	371	昭和 9	19340510	木谷彰佑	国会図*53	
52 群馬県	館林町、邑楽郡全図、小泉町	408	昭和 10	19350325	木谷彰佑	国会図*54	
53 群馬県	佐波郡、伊勢崎町、境町	449	昭和 11	19360310	木谷彰佑	国会図*52	
54 群馬県	富岡市		昭和 33	19580000	古賀松男	群馬県文書館	日本商工業別明細図

注) 2007年1月までの調査で刊行が明らかになった「職業別明細図」の全国データベースのうち、茨城県・栃木県・群馬県分を抜粋した。掲載順は、都道府県コード順、都道府県内は刊行年次順。

項目ごとの凡例は以下の通りである。

[掲載市町村] : 複数ある場合は順不同。カッコ内はタイトルで、特記以外は「大日本職業別明細図」または「日本商工業別明細図」。

[号数] : 図の号数。161号以前の斜体字は「既刊地一覽」との対比による推定。

空欄は同定・推測ができなかったもの。

[西暦年月日]：空欄は年月日不明。月・日のみの不明部分はそれぞれ「00」と記した。

[所蔵]：記載の優先順位は「閲覧可能な所蔵機関(複写物含む)」「現存の確認ができるもの」「刊行が推定される資料」の順。2007年1月時点での所蔵情報。

「図」は、原則として図書館の略記。(例・岐阜県図→岐阜県立図書館)

その他の略記は以下の通り。

国会図*：国会図書館蔵『大日本職業別明細図』(請求番号427-40)所収。

*の後の数字は、同書への綴り込み順を表す。ただし以下の場合には「-」の後に続く数字が綴り込み順。

*1『日本商工地図集成・第1期』(1987, 柏書房)所収のもの。

*2『日本商工地図集成・第2期』(1987, 柏書房)所収のもの。

*3『中国商工地図集成』(1992, 柏書房)所収のもの

既刊地一覧：上記国会図書館蔵本の「既刊地一覧」に記載があるもの(残存未確認)。

柏解題表1：『日本商工地図集成・解題』(1987, 柏書房)付表1のみで確認されるもの。

柏解題表3：『日本商工地図集成・解題』(1987, 柏書房)付表3のみで確認されるもの。

古書/**：古書目録等により存在が推測されるもの(**は古書店等名称)。

刊/**：刊本等の記載または掲載で存在が推測されるもの(**は資料名)。

私蔵：河野私蔵

である。この資料は、昭和12(1937)年5月14日に国会図書館に納本されたもので、全国各地の「大日本職業別明細図」256点が綴り込まれている。そしてその巻頭に「既刊地一覧」という一覧表が綴り込まれている(図1)。「既刊地一覧」は、道府県別に市町村名と番号が記されているものであるが、この番号は、冊子に綴られている地図の順番とは全く異なるものであるから、この資料の目次の役割を果たしているわけではない。むしろこの表は、文字通り東京交通社が昭和12年までに刊行した「職業別明細図」のリストであり、記された番号は後述する地図の通し番号(号数)と考えるべきであろう¹⁴⁾。

これらを利用して、「職業別明細図」の所在の推定と確認作業を行った。

(3)刊行のプロセス

このような方法で作成したリストをもとに、「職業別明細図」の刊行状況を明らかにしていきたい。まず、「既刊地一覧」から明らかになる、大正10年頃までに刊行された初期の地図を号数順に表4に示した。前述

の通り、初期のものには、地図に号数が記載されていないので、あくまでも、「既刊地一覧」と現存する地図とを比較して筆者が推定したものである。

これによれば、第1号は栃木県宇都宮市であるが、第2号のほか、18号、20号は不明である。10号までは栃木県、群馬県、茨城県など北関東に集中しているが、第3号のみ北海道の網走地域が刊行されている。また12号が重複している。現存が確認されているものは、第8号の「土浦町・石岡町」、第9号「水戸市」、第10号「前橋市」、第12号「喜連川町・氏家町」、第13号「松本市」など7点のみである。このうち、現存が確認された最も初期の地図である「土浦町・石岡町」を図2に示した。北関東において刊行を開始した経緯は、現時点では明らかにできないが、今後、創業者・木谷の事蹟などを追跡することによって、明らかにできる可能性がある。

刊行年代を検討するため、図3には、第二次大戦前に刊行された「職業別明細図」の年次別刊行状況と今回の調査で現存が確認された地図の点数を示した。ここでは号数を基準として刊行点数を推定した。これに

就 ■ に 問 訪 ■ に 信 通 ■ に 交 社 ■ 427
40

大日本職業別明細圖既刊地一覽

千葉縣 川崎 小田 大宮 上野 海城 御寒 茅保 厚藤 平小 江腰 片泰 鎌藤 熱小 湯二 緒國 奈小 初北 崎見 原川 山磯 塚湖 間老 所川 ヶ土 木澤 塚田 越瀬 野倉 澤海 北山 河宮 根府 田津 下下 市區 町區 町町 町町 町村 町村 町村 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町村 町村	埼玉縣 中野 船橋 千成 横濱 飯塚 旭野 八鏡 野流 山川 橋業 金東 芝名 岡田 市子 田山 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町	栃木縣 宇都宮 新小 筑西 東豊 大關 平松 久大 方治 敷波 茨茨 浦津 本湯 原慈 宮 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡 郡郡	岩手縣 佐米 鹿渡 柳登 石川 女波 鹿森 盛増 沼谷 又波 野津 米卷 崎川 波又 島釜 田 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町	北海道 板藤 浪藏 大黒 弘種 七尻 三古 野大 田湊 小蚊 八下 大下 百古 柳崎 岡館 磐石 前市 戸内 本間 邊名 中戸 落田 石間 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町 町町	新潟縣 當岩 日天 名遠 見高 鹽寄 經 別町 河町 町町
--	---	--	--	--	--

図 1 『大日本職業別明細図』の「既刊地一覽」の記載フォーム (一部)
(国会図書館蔵『大日本職業別明細図』[昭和 12 年刊])

表4 初期の「職業別明細図」の刊行と残存の状況

号数	道府県	掲載市町村	発行年	所在
1	栃木県	宇都宮市	—	—
2	—	—	—	—
3	北海道	遠軽町, 紋別町ほか	—	—
4	栃木県	鹿沼町, 今市町	—	—
5	栃木県	烏山町, 馬頭町ほか	—	—
6	栃木県	大田原町, 塩原町ほか	—	—
7	栃木県	栃木町	—	—
8	茨城県	土浦町, 石岡町	大正7年	私蔵
9	茨城県	水戸市	大正8年	茨城県立図書館
10	群馬県	前橋市	大正8年	国会図書館
11	栃木県	日光町	—	—
12	山梨県	甲府市	—	—
12	栃木県	喜連川町, 氏家町	大正7年	栃木県立図書館
13	長野県	松本市	大正9年	松本市立中央図書館, 国会図書館
14	岐阜県	岐阜市	—	—
15	静岡県	浜松市	大正10年	国会図書館
16	静岡県	掛川町, 袋井町ほか	—	—
17	神奈川県	横須賀市, 田浦町	大正10年	岐阜県立図書館
18	—	—	—	—
19	神奈川県	藤沢町, 鎌倉町ほか	—	—
20	—	—	—	—

号数は「既刊地一覧」により推測。12号は重複。
「—」は不明を表す。

よると、刊行を開始した大正6～13年までは、8年間で40点程度にとどまるものの、大正14年、15年は、年間40点前後の刊行をしている。昭和2～4年頃、昭和12～14年頃は刊行が減少するが、昭和5～11年、15年、16年は、40～50点を刊行していることがわかる。ここまでで、700点近い地図の刊行を行った。

また、昭和12年以降刊行のものは、相対的に残存率が低い。このころは戦時体制に入りつつある時期であり、地図の刊行や流通に制約があり¹⁵⁾、利用の減少

とともに、発行部数も減少していたことが推測される。

多くの明細図の裏面欄外に「新聞紙法に依り毎月十日二十五日定期発行」とか「毎月十日、二十五日定期発行外臨時増刊、全国各地順次出版、模倣ヲ禁ス。」などと記載されており、毎月2度の刊行日を決めて発行していたようである。例外はあるものの、実際に地図の発行日を見ると10日あるいは25日になっているものが多い。多い年で年間40～50点が刊行されていたことを勘案すると、同時に数点の地図が刊行されていたものと考えられる。

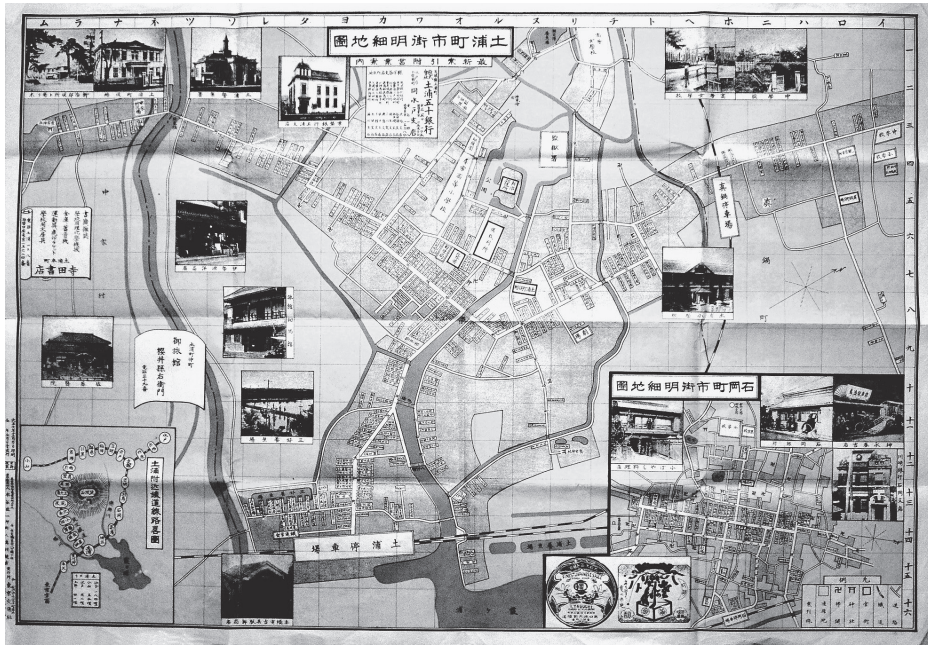
また、昭和10年頃の地図裏面欄外の「本図ハ大正六年創始以来全国各地職業別住所一定ノ方式に依り出版ヲ継続 昭和七年全国完成シ既得権ヲ保有ス 毎月定期臨時ニ続刊シ永久各地循環数年毎ニ改版ス」という記載から、昭和7(1932)年には、全国くまなく発行が完了し、その後、改訂版を順次刊行していったものと考えられる。なお、大正6年刊行開始以降、全国を網羅したとされる昭和7年までの15年間に刊行された枚数は、315点程度である。

IV 職業別明細図の内容の検討

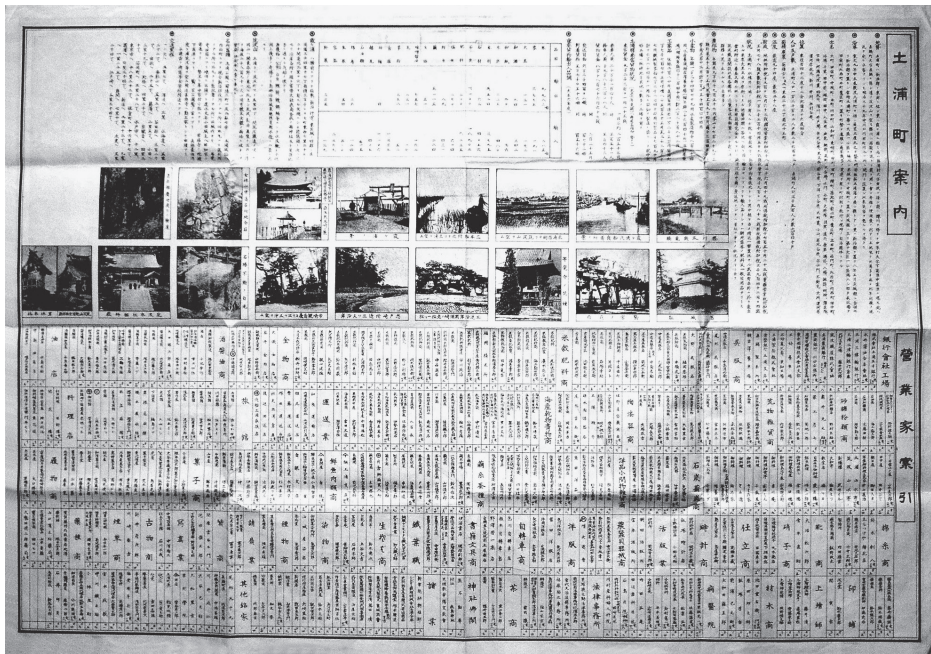
(1)形態と掲載項目

「職業別明細図」は、多くは54cm×78cmの1枚ものの地図で、それを縦2つ横6つに折りたたみ27cm×13cmの奉書様式で流通したものが多いようである。大正末から昭和10年頃までに刊行されたものの中には、19cm×11cmの袋に入ったものも存在する。この場合は袋に入るように不定型に折りたたまれている。袋には、標題のほか、「東京交通社職業別明細図の特色」という記述、広告などが刷り込まれている(図4)。しかし、現存している明細図の大部分には袋が付いていないことから、すべてが袋入りで流通していたかどうかは甚だ疑問である。昭和10年代になると、多くは裏面の一部に標題が刷り込まれ、12分の1に折った状態で標題が見えるような印刷様式(図5)になっていることから、この時期には袋入りのものはなかったと推測される。

表面には市街が平面図で描かれ、その中に商工業者等の名称が記されている。後述するように縦横のグリッドが入り、位置が特定しやすく工夫されている。



a. 表面



b. 裏面

図2 最も初期の「職業別明細図」(大正7年)
 (「土浦町市街地明細地図・石岡町市街地明細図」, 大正7年刊, 54cm × 78cm, 河野私蔵)

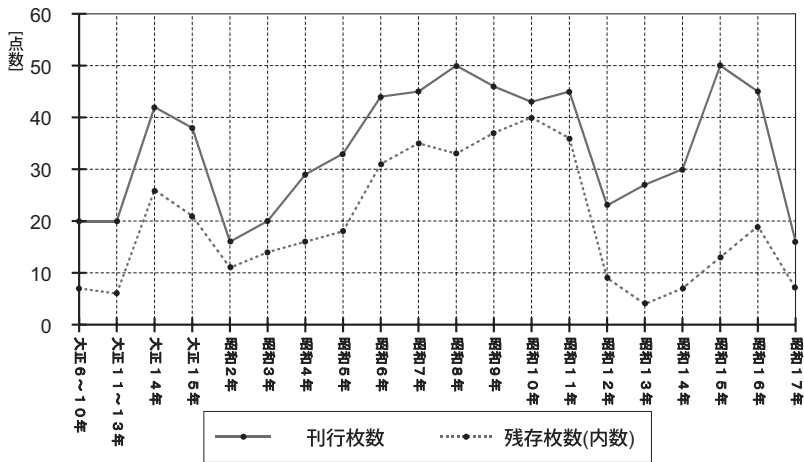


図3 職業別明細図の年次別刊行数と残存数



a. 表面



b. 裏面

図4 袋入り「職業別明細図」の例 (袋の表面・裏面)
 (「大日本職業別明細図, 秩父・長静ほか」大正14年刊, 19cm × 11cm, 河野私蔵)

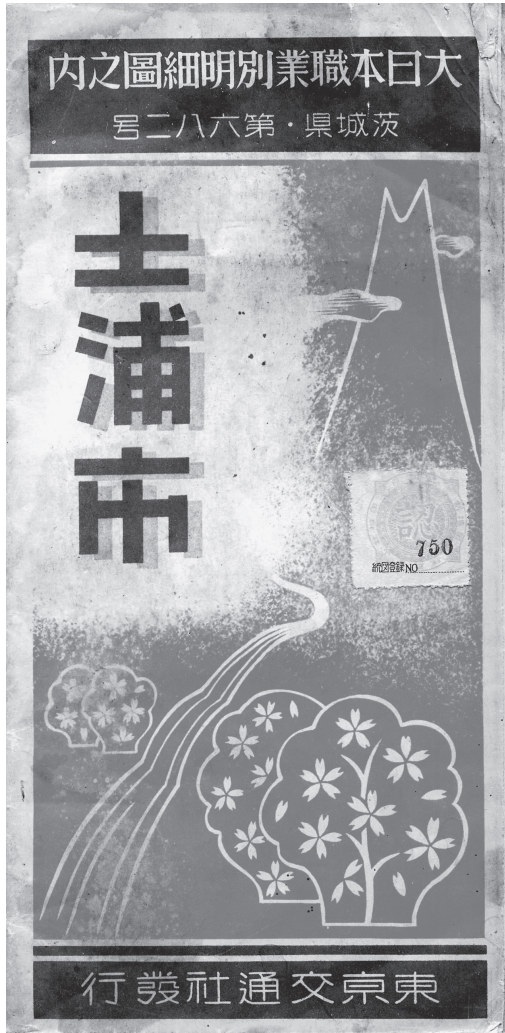


図5 裏面の一部に標題がつく形態の「職業別明細図」の例
 (「大日本職業別明細図・第682号・土浦市」
 昭和16年刊, 27cm × 13cm. 河野私蔵)

表5 「大日本職業別明細図」裏面・職業別索引の掲載項目

案内記	地勢	延14	延15	符合	延14	延15
		長野	酒田		長野	酒田
案内記	沿革	○	○	符合		○
	物産	○	○	繭糸商	○	○
	名所	○	○	建築材料商	○	○
	交通里程	○	○	行李類商	○	○
	官衙学校	○	○	工場製作所	○	○
職業別索引	官衙学校	○	○	工場	○	○
	社寺教会名所	○	○	靴工所	○	○
	銀行会社	○	○	小間物化粧品商	○	○
	医院	○	○	呉服商	○	○
	印刷業	○	○	演芸娯楽場	○	○
市場	○	○	青物果実商	○	○	
糸織商	○	○	荒物雜貨商	○	○	
飲食店	○	○	案内所	○	○	
衣類商	○	○	油商	○	○	
履物商	○	○	雨具商	○	○	
売店	○	○	船商	○	○	
肉類商	○	○	麻真田製造業	○	○	
保険業	○	○	砂糖商	○	○	
弁護士	○	○	産婆業	○	○	
米穀肥料商	○	○	差入處	○	○	
時計商	○	○	酒醬油類商	○	○	
陶漆器商	○	○	材木商	○	○	
度量衡器商	○	○	電気器具商	○	○	
茶商	○	○	機業	○	○	
旅館	○	○	妓楼	○	○	
料理店	○	○	機械商	○	○	
理髮業	○	○	牛乳商及牧場	○	○	
植類商	○	○	刀剣類商	○	○	
菓子商	○	○	ミシン商	○	○	
蒲鉾商	○	○	名家	○	○	
海運業	○	○	土産品商	○	○	
家具指物商	○	○	質商	○	○	
紙商	○	○	証券売買業	○	○	
金物商	○	○	周旋業	○	○	
海産物商	○	○	仕立物業	○	○	
硝子商	○	○	表具師	○	○	
薬器商	○	○	畳及雨具商	○	○	
浴場	○	○	美容術	○	○	
洋服商	○	○	洗濯業	○	○	
洋品雜貨商	○	○	写真業	○	○	
足袋商	○	○	新聞業	○	○	
煙草商	○	○	薪炭石灰商	○	○	
畳商	○	○	薪炭商	○	○	
造船業	○	○	石炭商	○	○	
釣道具商	○	○	石油商	○	○	
漬物商	○	○	食品商	○	○	
縄及蓆商	○	○	挽物商	○	○	
染物業	○	○	鮮魚商	○	○	
葬具商	○	○	書籍文房具店	○	○	
蕎麦商	○	○	自動車及自転車	○	○	
請負業	○	○	石材商	○	○	
運送及倉庫業	○	○	製繭業	○	○	
魚商	○	○	製餅業	○	○	
農具具商	○	○	製菓業	○	○	
薬商	○	○	製糸場	○	○	
組合	○	○	製糖業	○	○	
靴商	○	○	接骨院	○	○	
焼酎商	○	○	諸業	○	○	

○印は、掲載項目が存在することを示す。

裏面には、当該市町村の沿革等の紹介が最上段に記され、その後、官公署や学校等の公共機関が続く、そして、業種ごとの索引が付く。業種は「イロハ」順に並べられ、各業種項目ごとに、主要な商工業者の名称が記されている。大正末期に刊行された長野市および酒田町の掲載項目をみると(表5)、長野市と酒田町では若干記載項目が異なるものの、のべ111に及ぶ業

種分類がなされている。

また、表面の市街平面図は、黒、青、黄または橙の3色かそれに赤を加えた4色刷である¹⁶⁾。『日本商工業地図集成』シリーズ¹⁷⁾による復刻版が単色刷であったため、本シリーズは単色である印象が強いが、筆者が実見した図は例外なく多色刷りであった。裏面の索

引は黒または茶、青などの単色刷のものが多く、昭和10年代以降の「大日本職業別明細図」と第二次大戦後の「日本商工業別明細図」の中には朱記が加わった2色刷のものも存在する。

次に、図4に示した「袋」の一部に掲載されている「東京交通社職業別明細図の特色」の記載内容から、職業別明細図の特徴を見てみよう。ここには、5項目の「特徴」が記されている。便宜的にそれらを箇条書きにし、①～⑤の番号を付した。

複雑ニシテ多端ナル現代ノ用務ハ須ラク簡潔迅速ヲ旨トス吾社発行ノ職業別明細図ハ

- ・裏面職業別索引ニヨリ表面上部ノ「イロハ」順ト左右ノ数字ト相交スル付近ニ於テ 容易ニ各人ノ住家ヲ見出し其順路ヲ知ルコトヲ得ベク (①)
- ・而シテアラユル職業ニ亘リ凡ソ国税府縣税ノ納税額ヲ標準トシテ信用アル住家ハ剩ス コトナク之ヲ掲載シ而モ其営業種目等ヲ詳細親切ニ紹介シタルコト (②)
- ・名所旧跡、社寺、官衙、学校、銀行会社、工場、病医院、著名商店ノ紹介ハ写真ヲ以テシタルコト等ハ他ノ追随ヲ許サザルコトナリ (③)
- ・故ニ居乍ラ各地ノ情況ヲ知り交通取引社交遊覽ヲ兼ネタル案内図トシテ座右欠クベカラザル必携品タリ (④)
- ・本図ハ各地部分的ニ発行スルモ一府縣ノ完成毎ニ冊子トシテ之ヲ発売ス (⑤)

まず、「職業別明細図」の地図表現の特徴が①に記載されている。表面の地図に縦横のグリッドが引かれ、横の文字と縦の数字の組み合わせで、対象物の位置を示す方法である。これらは、初期のものから戦後の「日本商工業別明細図」になるまで一貫している。さらに、③では、裏面の索引部分に、官公署や著名商店などは写真入りで掲載することを大きな特徴として謳っている。

裏面の索引掲載の基準は、②に記載されている。これによると、国税・地方税納税額によってある基準を設けていることがわかる。このことは、いくつかの地図の表面欄外にも、

本図ニハ国税府縣税ノ納税額ヲ標準トシ信用アル住家ハ其全部ヲ掲載ス 本図ニ依リ要務ヲ便

セラルル向ハ本図ヲ見タル旨先方へ御通告ヲ乞フ裏面洩レノ分ハ表面ニ充塞セシム¹⁸⁾

本図ニハ凡ユル職業階級ヲ網羅シ就中国税府縣税ノ納税額ヲ標準トシ信用アル住家ハ其全部ヲ掲載ス 本図ニ依リ用務ヲ便セラルル向ハ本図ヲ見タル旨先方へ御通告ヲ乞フ¹⁹⁾

などと記され、納税額の多い者を信用あるものとし、掲載するとしている。この点は、地図の性格および資料としての有効性を判断する際に重要な点であるから後に詳述する。

次に、④に記載されているものは、利用を喚起する宣伝文句のようなものである。「既刊地一覧」の欄外上部にも「特色並に効用」として

社交に・通信に・訪問に・就職に・商取引に・運輸交通に・趣味に・娯楽に・遊覧に・案内にと記され、あらゆる用途に有用であることを強調している。このことは、「職業別明細図」が業務利用のみならず、個人利用者も想定した地図であることを示していると考えられる。

刊行頻度は、前節に述べたとおり、月2回の定期刊行を原則としていたが、刊行の順序は都道府県等の地域ごとにまとめて刊行されたわけではない。⑤には、都道府県ごとに刊行が調った時点で、各府県の分冊を刊行するとされている。このことは、昭和6 (1931)年刊行の「第239号・札幌市」の袋裏面に、

既刊地図現在数百種 (以後続々増版中)

(甲) 府縣別合本ノ部 一冊 金一円弔 (縣ニヨリ別アリ)

(乙) 一市町分 一部 金三十銭

部数ニ応ジ特価割引ス

と記され、府県別合本での販売が行われていたことを示している。また、地図資料刊行会の「解題」の中では、「差し替え式」のものが存在したとの言及もあるが²⁰⁾、合本として残存しているのは、国会図書館に残る全国の256点の地図を合本したもののみであり²¹⁾、現時点で府県別合本の残存は確認されていない。国会図書館の合本は、図幅を二つ折りしたサイズの大判であり携帯には適さない。府県合本の場合、どのようなサイズで流通したのか、利用の実態を推測する上でも関心が持たれる。

(2)掲載基準と広告収入

官製地図とは異なり、「職業別明細図」が民間作製地図である以上、少なくとも何らかの形で利益を追求することなしに事業は行えない。あらためて「地図の作成」と「営利」との関係には大きく2つのパターンが存在することをまず確認しておきたい。

すなわち、第一は、地図の販売収入によって事業を継続することである。そこにはある一定以上の販売量が見込める必要がある。「職業別明細図」の場合、全国を網羅する目標を掲げていたため、全国規模での販路を求めなければならない。

第二に、地図に掲載する商家や住戸に対して掲載料や広告料を取って収入にする方法である。掲載料を取ることは、地図事業の刊行の原資を得る意味でもっとも効率的な方法である。しかし、掲載料を支払わない商家等が存在した場合、掲載から漏れる商家・住戸が現れ、それが多数に及ぶと、地図自体の信頼性と価値を揺るがすこととなる。

筆者が長野県での地域調査において明らかにした事例では、小諸町の市街図を地元の業者が作成した際に、商家が広告料を拠出した記録があった²²⁾。ただし、この例は、地元の業者が、地図上の位置を示す名前(商店名等)の掲載をするだけでなく、表面に取扱商品などを示した広告を載せていることから、第二のパターンで作成された地図の例であろう。

東京交通社の「職業別明細図」は、前章で記したとおり、主要な商工業者や、名家が漏れなく記されていることを「特色・効用」として謳っていることや、実際に、前掲の表5に示した掲載項目に見られるように、100を超える業種が掲載されていることを勘案すると、地図の利便性を維持するために、文字通り営業税等の営業規模などを基準にして掲載したものと考えてよからう。しかし、掲載面積の広狭や写真の有無など、掲載されている商店等の表記に明らかに差異がある場合があることを考えると、ある程度の有料オプションがあったことも考えられる。図2に示した初期の土浦町の例でも、裏面のみならず表面に比較的大きなスペースを割いて商店名が掲載されているものがあるが、これは特別に広告料金を徴収していたと推測できる。全国への

販売は、主に郵送によっていたとの報告²³⁾もあり、郵送料を抑えるために「新聞紙法による定期刊行物」という位置づけで刊行したものと考えられる。

このように、地図の正確性を損なわないために、漏れなく掲載しながらも、地図表面への掲載、裏面索引掲載面積の大小や、写真の有無などにより広告としての意味を持たせていたものと思われる。土浦町の例を概観すると、当時の主要な商店は漏れなく記載されている一方、掲載のない中小の商店も存在する。営業規模による掲載基準がどの程度のものであったのか、個別の地図を同時期の関連資料と比較対照しながら検討する必要がある。また、全国一律の基準の有無についても今後の検討が必要である。

V 第二次大戦後の「職業別明細図」

第二次大戦後は、「日本商工業別明細図」と名称を変更し、昭和23(1948)年から市街図の刊行を再開した。奥付には「日本全国各地商工業別明細地図住所入索引付」と記され、表面にグリッドを入れた市街図、裏面は市町村案内と業種別索引というフォームは戦前からのものを踏襲した。

戦後の刊行は、昭和23年11月の「第801号・福岡県小倉市」が最初のものと思われる。戦前最後の「大日本職業別明細図」は、所在が確認されているものでは昭和17年の「第716号・愛媛県川之江町ほか」であったが、戦時中の統制経済下の事情を考えると、昭和18年以降刊行されたことは考えにくい。戦後の刊行にあたっては、戦前との通し番号を意識しつつ、きりのいい801号から刊行を再開したものと考えられる。そのため、700号台の後半は欠番となっている可能性が高い。

戦後の刊行物では、発行元は戦前同様に東京交通社であるが、所在地は熊本市出水町、発行人は根元弘となっている。東京交通社が東京渋谷区から熊本市に移転した理由や²⁴⁾、根元弘という人物と、戦前の発行人である木谷・西村らとの関係は不明である。全国を網羅した地図刊行という趣旨や地図の様式、号数の継続性などを勘案すると、刊行された地図を同一のシリーズと見ることは妥当と思われるが、企業としての東京交通社の継続性の詳細については、今後さらなる検討

が必要である。

その後の刊行状況を、残存している地図の刊行年と号数から推定すると、現存が確認されている最も新しい刊行物である昭和38(1963)年の「茨城県筑波町」の図幅が1433号であることを考えると、15年間で600点以上の図幅を刊行したことが推定できる。また、茨城県に残存する複数の地図では²⁵⁾、市街地のみならず農村部まで掲載範囲を広げ、商工業者のみならず、ほぼ全ての農家も掲載されている²⁶⁾。市街地だけでなく農村部に亘る刊行が、茨城県以外においても行われたのかは今後の所在調査に待ちたいが、この時期になると、「職業別明細図」の一部は、いわば現在の住宅地図と同等の役割を持った地図に変質していったと考えられる。

なお、東京交通社・根元弘による刊行物は、その後、昭和44(1969)年4月刊行の「太陽とみどりのくに・かごしま(鹿児島市街図)」の存在が明らかになっている。これには、「日本商工業別明細図」という標題や号数表記はないが、地図のフォームは「職業別明細図」を踏襲している。

東京交通社による地図の刊行がどのような形で終了したのか明らかではないが、昭和30年代から各地で刊行の始まった住宅地図刊行事業の多くが、現在の(株)ゼンリンのもとに吸収合併され企業化されていくなかで²⁷⁾、東京交通社の刊行物の競争力が維持できなかつたことが推測される。この点は、今後、会社の登記関係の資料の調査等によって明らかにすることができるものと考えられる。

VI むすびにかえて

本稿では、民間作成の近代大縮尺市街図のうち、全国を網羅する最初のプロジェクトである東京交通社による「職業別明細図」についてその残存状況の確認から、刊行の経緯等について検討した。これまでに、約600点の刊行の詳細を確認・推定することができ、それらをリスト化した。

「職業別明細図」は、大正6(1917)年から刊行を開始し、昭和初期までにはほぼ全国を網羅した。このうち、ごく初期のものは当該市街名称を冠して「〇〇市街明細地図」という名称で刊行されたが、大正期後

半からは「大日本職業別明細図」という名称でシリーズ化された。こうした方向性が最も明確に表れるのは、昭和4(1929)年の第162号から明示される刊行図幅の通し番号による号数表記である。全国を網羅した「大日本職業別明細図」は、多いところで3~4回の改版を行い、内容の更新をしていった。もっとも刊行数が多かったのは昭和10年頃で、年間50点の地図の発行を行った。こうして第二次世界大戦による統制が行われる昭和17(1942)年までに、存在が確認されている限りでは、716号までの刊行が行われたと考えられる。

第二次大戦後、シリーズ名称を「日本商工業別明細図」と改称し、昭和23(1948)年から刊行を再開した。昭和30年代後半になると、市街地のみならず、農村部の非商工業者も含めた悉皆的な掲載地図が現れ、現在のいわゆる住宅地図と同様の地図に変化していった。「日本商工業別明細図」の名称での地図は、現時点で801号から1433号までの刊行が確認された²⁸⁾。また、東京交通社による地図は、昭和40年代前半まで散見されるが、それ以降は存在しない。

「職業別明細図」を歴史地理学研究に利用をする際、もっとも関心が持たれるものが資料の信頼性である。「職業別明細図」には、国税・地方税の納税額を基準として有力な商工業者や名家は漏れなく掲載すると記されており、実際に、かなり正確に街並みの状況を再現していたことが推測された。そもそも、「職業別明細図」の特長が、利便性を追求したものであったことを考えると、正確な記載は当然のことといえる。その前提の上で、広告掲載料を徴取できるような表現を工夫していた。しかしながら、業種による課税率・納税額の差異なども勘案すると、その基準にどの程度の厳密性があったのか、なお検討が必要である。

本稿では、「職業別明細図」の残存状況を可能な限り明らかにすることで、大正期以降の民間地図の刊行や利用の実態を推測することを試みた。しかしながら、地図の作成工程、販路や購入者の利用実態、現存する資料の残存メカニズムといった地図資料のライフサイクルについては、未だ不明の点が多く、今後の検討課題としたい。

〔付記〕

本研究は、平成15～18年度科学研究費補助金・基盤研究(B)「近代日本の民間地図と画像資料の地理学的活用に関する基礎的研究」(研究代表者：関戸明子, 課題番号15320115)による研究成果の一部であり、同補助金の一部を使用した。

〔注および文献〕

- 1) ①地図資料編纂会編『昭和前期日本商工地図集成・第1期』柏書房, 1987, 78頁。
- ②地図資料編纂会編『昭和前期日本商工地図集成・第2期』柏書房, 1987, 76頁。
- ③地図資料編纂会編『中国商工地図集成』柏書房, 1992, 43頁。
- 2) 前掲1)③, 2頁。
- 3) 岡島建「近代の商工地図とその利用」国士館大学文学部人文学会紀要, 34, 2001, 99-115頁。
- 4) 山田誠(研究代表者)ほか「近代日本の大縮尺地図に関する基礎的研究」(平成13～16年度科学研究費補助金[基盤研究B-2]研究成果報告書), 2005, 190頁。
- 5) 河野敬一・川崎俊郎「鹿沼市中心市街地の変容」鹿沼市史研究紀要・かぬま, 6, 2001, 182-205頁。
- 6) 前掲4), 1-2頁。
- 7) ①中西僚太郎「昭和初期の市街鳥瞰図に関する一考察－松井天山の『千葉市街鳥瞰』を事例として－」千葉大学教育学部『地理学研究報告』, 11, 2000, 27-41頁。
- ②中西僚太郎「鳥瞰図絵師・松井天山の画業と画風」千葉大学教育学部『地理学研究報告』, 13, 2002, 11-20頁。
- 8) これらの成果は、前掲5)および、鹿沼市史編纂委員会編『鹿沼市史・地理編』鹿沼市, 2003, 628頁。
- 9) 今回の研究過程で、鹿沼町については大正6～7年頃刊行の「大日本職業別明細図」が存在することが推定できたが、現物の存在は確認されていない。
- 10) ただし、上田、小諸、佐久ともに、地元では「大日本職業別明細図」の残存は確認されなかった。現存が確認できるのは、国会図書館蔵のもののみである。
- 11) 地図資料編纂会「『商工地図』について」(昭和前期日本商工地図集成解題『商工地図をよむ』柏書房), 1987, 2-8頁。
- 12) このほか、昭和13年刊行「第555号・鶴岡市」の発行者に木谷栄吉という名前が見られるが、この1枚のみであり、木谷佐一との関係は不明である。
- 13) 本研究で作成した「職業別明細図」の全リストは、下記に掲載した。
河野敬一「近代期における市街地図の刊行－東京交通社による職業別明細図の所在目録作成を通じて－」平成15～18年度科学研究費補助金・基盤研究(B)『近代日本の民間地図と画像資料の地理学的活用に関する基礎的研究 成果報告書』(研究代表者：群馬大学・関戸明子), 2007, 45～60頁(本文), 104～121頁(リスト)。ここでは、都道府県単位に表示したもの(リスト1)と、刊行年・号数順に表示したもの(リスト2)の2種類の表を掲載した。
- 14) 本資料奥付には、「大日本職業別明細図既刊地一覧」と記された紙が貼付されており、しかも「定価金三十圓」という価格も記されていることから、これが本資料全体の名称と考えるべきかもしれない。
- 15) 原則として、地図の刊行は内務省への届け出が必要であり、図5に示した昭和16年刊の「土浦市」図面の表紙にも、統制地図登録認証済みの証紙が貼ってあることがわかる。
- 16) 色の重ね合わせで緑や朱を表したり濃淡をつけることで、色数以上に鮮やかな表現をしている。
- 17) 前掲1)
- 18) 「長野市、飯山町ほか」(大正14年刊行)、「札幌市」(昭和6年刊行)、「酒田港」(昭和6年刊行)などの表面左部欄外注記。
- 19) 「鶴岡町、酒田町ほか」(大正15年刊行)裏面左部欄外注記。
- 20) 前掲11), 2頁。
- 21) 前掲14)のように、国会図書館蔵の冊子体には、30円という定価が付されていたことから、合本が販売されていたことは推測される。
- 22) 提出した記録があったのは、広告を提出した商家の一つ、小諸荒町の柳田茂十郎商店であったが、同等の広告を提出した商家では広告費を支出したもの

と予測される。

- 23) 前掲11), 8頁。
- 24) 東京に本社を置いていた時期である大正14年刊行の「渋谷町」の図幅内には、所在地である渋谷町下渋谷付近に、比較的大きく「東京交通社」の記載があるが、熊本移転後の昭和27年刊行「第845号・熊本市」の図幅内の出水町付近に「東京交通社」の記載はない。自社刊行物に記載がないことも含めて東京交通社本社の実態は明らかではない。
- 25) 「日本商工業別明細図No.1426 茨城県大穂町」(昭和37年), 「日本商工業別明細図No.1433 茨城県筑波町」(昭和38年) など。
- 26) 「筑波町」の地図の記載内容を地元現住者に確認したところ、少なくとも複数の集落で、当時の住戸が漏れなく掲載されていることが明らかになった。
- 27) ゼンリン50年史編纂プロジェクト編『ゼンリン50年史』(株ゼンリン, 1998, 403頁)。
- 28) 前掲11), 39頁の付表3には、「1506号・久留米市」(昭和33年5月25日刊行)の記載があり号数の最も大きい地図である。しかしこれは、刊行年の表記が他と比較して著しく離れていることや所在が確認できないことから、確認されている最後のものは「1433号・茨城県筑波町」(昭和38年3月5日刊行)とした。

日本の中等教育課程と教育法に関する基礎的研究（第3報）
—大正期における中等教育の大衆化と実業教育—

田中卓也（吉備国際大学社会福祉学部専任講師）
皿田琢司（岡山理科大学理学部准教授）
佐藤環（常磐大学人間科学部准教授）
菱田隆昭（宝仙学園短期大学教授）

Takuya TANAKA · Takuji SARADA
Tamaki SATO · Takaaki HISHIDA

Fundamental Research on the Curriculum and Teaching Method
of Japanese Secondary Education (Third Report) :
Modification of Vocational Education by the Popularization of Secondary
Education in the Taisho Period

Abstract;

The purpose of this paper is to examine the curricula of the secondary schools in the Taisyo period. The secondary schools of the prewar period were classified into middle schools (*Chugakko*), girls' high schools (*Koto-jogakko*) and technical schools (*Jitsugyo-gakko*). The reform of the secondary schools was made in order to respond the increasing demands for going on to secondary schools in the Taisyo period. Middle schools; the main reorganizations of the curriculum of the middle schools were as follows; First, the growth of the nation moral was guided over all subjects. Second, experiments were included in the classes of physics and chemistry. Third, "military drill" was included for the classes of gymnastics. Girls' high schools; the girls' high schools had curriculum in order to acquire actually knowledges and skills for life in addition to foster feminine virtue and constancy. The enterprise which founded and managed the girls' high school as part of on-the-job training also appeared. The examples were *Gunze girls' high school* and *Seisyu-gakuen*. Both schools were founded and managed by *Gunze* which was one of the big silk reeling enterprises. *Technical schools*; Since the cooperation with the business community was encouraged, the technical schools would be able to carry out the classes at night, vocational education for girls and the long term practical training. The curriculum of *Tokoname pottery school*, founded as one of the vocational schools in Aichi Prefecture, contained design and practical training of producing potteries. This school supplied the ceramic industry field in the region with the talents, and it contributed to the business promotion in the region.

I. はじめに

戦前期の中等教育機関であった中学校（以下「中学校」は旧制中学校を指す）・高等女学校・実業学校は、いずれも明治期に設立され、それぞれの教育目的に応じて生徒に中等教育を施した。しかし大正期以降になると、大正デモクラシーや「新教育運動」の盛り上がりとともに、国民の教育を受ける機会の拡大、いわゆる中等教育の大衆化が進行した。

1917（大正6）年に臨時教育会議が設置されたことは、中等教育大衆化の契機の一つである¹⁾。臨時教育会議は、第一次世界大戦後における内外の情勢変化に対応した教育再編を企図し、学校制度にかかわる諸問題を解決するために設置された。また、当時の産業界は多くの中堅人材を必要としており、産業界の人材需要を反映させた中等教育の確立が求められたために、中等教育機関はそれを反映しようと多様な展開を見せた。

本研究は、「日本の中等教育課程と教育法に関する基礎的研究」の第3報であって、大正期の中等諸学校を取り上げ、各種教育法令、教育内容の変化等の分析を通じて、それらの教育課程の特質を明らかにすることを目的としている。なお、特に企業内に設置された学校の事例を併せて取り上げ、働きながら学ぶ者を受け入れた中等教育機関の動向に着目し、産業界と教育との連関の解明をも試みた。

II. 臨時教育会議と教育改革

①臨時教育会議の設置および開催

大正期になると、文部省は従前からの学校制度の整備と、第一次世界大戦後におけるわが国の教育方針を定めるための教育改革の必要性に迫られるようになった。1913（大正2）年、文部省内に教育調査会が設置され、改革のための調査に着手したが諸事情により頓挫した。1916（大正5）年10月、文部大臣となった岡田良平は、かねてからの懸案であった学制改革に着目し、第一次世界大戦後、新たな教育の実現をめざし、翌年の寺内正毅内閣成立をまって、教育に関する審議機関として内閣に直属する臨時教育会議を設置するに至った。

臨時教育会議は、総裁に平田東助、副総裁に久保田

譲、委員には小松原英太郎、一木喜徳郎、山川次郎、沢柳政太郎、成瀬仁蔵らで構成され、同年10月から1919（大正8）年3月までの約1年半の間に小学校教育、高等普通教育、大学教育および専門教育、師範教育、視学制度、女子教育、実業教育、通俗教育、学位制度に関する諮問を受け、総会・主査委員会での審議を重ねて答申を提出した。特に注目すべきは中学校以上の学校改革に関する提案である。これを基に大正時代末期より昭和初期にかけて、中等・高等教育機関の整備・拡充が図られることとなった。

②中等学校に関する法令と中等学校数および生徒数の増加

臨時教育会議では、中等学校の体系全般について概ね従前通り継続することとし、制度の部分的な改革と教育課程の充実を答申した。

1919（大正8）年の中学校令・中学校令施行規則改正を境に、中学校進学者数は大幅に増加した。明治中期ごろの中学校生徒数は約1万2000人であったが、1920（大正9）年ごろにはその15倍にあたる約18万人になった²⁾。高等女学校の生徒数もこれとほぼ同様に増加し、高等女学校令改正期の1920（大正9）年ごろには生徒数が約15万人にまでに膨れ上がった。実業学校の生徒も、実業学校令改正期頃までに約14万人にまで増加した³⁾。

こうした中等教育機関の大衆化は、高等教育機関への進学希望者を増加させる誘因になり、高等教育機関の拡充が次の課題となり、中等学校教員養成の充実も急務とされるようになった⁴⁾。

III. 大正期における中学校

①中学校令改正後における中学校の役割

臨時教育会議が提出した高等普通教育、大学教育および専門教育に関する答申に基づき、1919（大正8）年2月、中学校令が改正された。それまで中学校の目的は「男子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」こととされていたが、臨時教育会議では高等教育機関の拡張と充実した中等教育の確立を主要課題としていたこともあり、特に「専門学科ヲ教授スル所トス、但帝国大学ニ入学スル者ノ為メ予科ヲ設クルコトヲ得」（1894年）

と規定されていた(旧制)高等学校の性格を、大学予科的なものから「高等普通教育ヲ完成」することを目的とする学校へと改めた。これにより中学校および高等学校は、男子の高等普通教育を受け持つこととなり、さらに「国民道徳」の「養成」(中学校)と「充実」(旧制高等学校)という項目が加えられて接続性が担保されるようになった。また中学校への進学意欲を高めるために中学校「予科」を設け、その入学資格を「小学校卒業者ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者」と定め⁵⁾、尋常小学校第4学年修了者にまで入学資格が緩和された。そして、大正年間の中学校数は329校から559校にまで増加し、生徒数についても約14万人から35万人へと2倍以上に膨れ上がった⁶⁾。

②中学校における教育課程

1901(明治34)年に改正された中学校令によれば、「教科及其程度」の示した学科目は、修身、国語および漢文、外国語、歴史、地理、数学、博物、物理及化学、法制および経済、図画、唱歌、体操であった。大正期の学科課程については、臨時教育会議での中学校に関する答申に基づき、1919(大正8)年3月に中学校令施行規則が改正されている。これによって国民道徳に関する内容は、すべての教科において留意して指導することとなった。

各科目の内容についてみると、「物理及化学」の授業には「実験」を導入することとされ、毎週の授業時数も増やし、中学校第三学年より実施することとされた。また「実業」は「手工」および「工業」に名称を改めるとともに、正科の授業に組み入れることになった。併せて「実習」にできるだけ多くの時間を充てるよう指示された。

1924(大正13)年12月に設置された文政審議会での答申に基づき、1925(大正14)年、中学校令施行規則が再び改正され、「体操」の毎週授業時数が3時間から5時間に拡張された。これは「教練」を実施することになったためである。「教練」とは、中等学校程度以上の各学校に陸軍の現役将校をそれぞれ配置し、当該学校長の指揮や監督のもとで軍事訓練を行うものであって、当時の軍備削減政策によって余剰となった陸軍将校の受け皿を学校に求めたものである。

大正期後半以降も中学校への進学希望者や入学者は増加し続けた。それらに対応して中学校数も増設されたが、収容能力の関係もあり十分に対応できたとは言いがたかった。またこのような中等教育の大衆化に伴って中等学校間の格差が拡大し、特に都会での入学試験競争は激化した。こうした中等学校の熾烈な入学試験は、深刻な社会問題となった⁷⁾。

このように、大正期の中学校は、入学資格を緩和したことなどを機に入学者数を拡大した。授業時数については、とりわけ理数系学科目の授業が増加した。これに伴って「実験」や「実習」に力が入られ、実用的かつ実践的な教育の徹底が図られた。大正後期には、「教練」が導入され、中学校に現役将校を配置して指導が行われた。「教練」の実施によって教育内容の軍事化の傾向がみられるようになった⁸⁾。

IV. 大正期における高等女学校

わが国の女子教育機関は、明治後期以降発展を遂げたが、特に大正時代に著しいものであった。1915(大正4)年当時の高等女学校の数は223校であったが、1925(大正14)年には約3倍の618校にまで増加した。これは、女性の社会進出や婦人雑誌の創刊などにも影響を与えた大正デモクラシーが、女性の高学歴化をも促したためであろう。

1917(大正6)年に設置された臨時教育会議においては、女子教育の方針として、従前の良妻賢母主義的な教育を継承しつつ、女子高等教育についても検討がなされた。しかし、女子の高学歴化が進めば婚期が遅れるなどの反対意見が噴出し、女子高等教育の改革案は時期尚早であるとして見送られた。

1920(大正9)年7月、高等女学校令および同令施行規則が改正された。それまで高等女学校の目的は「女子ニ須要ナル高等普通教育ヲ為ス」こととされていたが、新たに「国民道徳ノ養成ニ力メ婦徳ノ涵養ニ留意ス」ることが加えられた⁹⁾。修業年限については「五箇年又ハ四箇年」を基本としながらも、「土地ノ情況ニ依リ三箇年」にすることが可能になった¹⁰⁾。高等女学校卒業者の進学先としては、既設の専攻科のほか、修業年限2～3年の高等科が新設され、さらに程度の高い専門教育や高等普通教育を実施できることになっ

た。

①高等女学校における教育課程

1899(明治32)年ごろの高等女学校の学科目は、修身、国語、外国語、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操、教育、手芸であった。学科目上の特質は、家事、裁縫を中心としていた点にある。これは、男子の教育機関であった中学校の主要学科目が国語、漢文、外国語、数学であったのとは対照的であって、学科内容にも良妻賢母主義の思想が強く反映している。1915(大正4)年3月の高等女学校令改正時には、家事、裁縫の授業数はさらに増加した。

当時の高等女学校の雰囲気や教育内容は、『愛知県第一高等女学校史』に記されている卒業生の述懐からおおよそ推察できる¹¹⁾。

徹底教育の最たるものは裁縫であった。授業時間中に予定どおり、しかも合格点以上にできなかった生徒は、その日の放課後は居残りして、教師の指導のできるまでやり直した。また裁縫道具と材料は、各学級ごとに定められた戸棚に収納したが、最後に教師が鍵をかけるので家へ持ち帰ることはできず、必ず自力で仕上げなければならなかった。一部の器用な生徒をのぞいて、この修練には一種のおそれを抱いていた生徒が多かったが、後年になって誰もが、この指導の意義の大きさを痛感したようであった。

女学生にとって裁縫の授業はいわば「修練」であって、理想とされる女性をめざして必死に取り組む対象だったようである。それは「夏休み中は夏期講座として、裁縫・割烹の特別講習が行われた。裁縫は各自が家から持参した単衣物をほどいて洗濯し、張り板で糊付けし、そのうちに縫い上げる競争」であったり¹²⁾、さらには「割烹では料理を作ることだけでなく、客を招いた時の挨拶、配膳、食事作法などをみっちり仕込まれ」たりするなど徹底した指導と表裏をなすものであった¹³⁾。

1916(大正5)年当時の愛知県第一高等女学校の学科目内容は表1の通りである。なお同表は、当時の学生の回想・日記をもとに筆者が作成したものである¹⁴⁾。

【表1】1916年ごろの愛知県第一高等女学校における教科内容(学生の回想・日記を参照)

教科目	内容
数 学	1年生～3年生までは整数・鶴亀算・旅人算など 代数はなく、4年生で幾何を学習
歴 史	日本史は詳細。世界史は主に概説 暗記・詰め込み教育ではなく、史実の周辺を含めた授業
地 理	2年生までは日本地理。3年生からは外国地理を学習
生 物	生徒各自の家の庭に咲く花を調べる研究報告を実施 基礎は学校で学習し、応用は生徒の自学自習
国 語	文章の読み書き、読解力を問う学習
図 画	手本の模写、植物の写生を学習 彩色などの技術的指導はなかった 絵の本質を追究する美術教育の実施
習 字	最初は墨をすることから教えられたのちに墨汁を使用し、多くの書を書き上げた
化学・物理	両科目を並行して学習

発足以来、高等女学校は「良妻賢母」の養成を謳っていたが、大正期になって大きな違いのない教育を施していたことがわかる。授業内容の実際については、各担当教員の裁量に任されているところがあり、必ずしも一様ではなかった。また上級学校への進学希望者には、授業後に週3～4回程度の補充指導を実施していた。

1920(大正9)年に高等女学校令は再び改正された。学科目については、随意科目のほかに選択科目として、教育、法制及経済、手芸または実業などの学科目を加えることができるようになった。いわば学生の希望に応じて学科目を編成できるようになったのである。毎週の授業時数については、理科や数学の時間数を増やし、修身の時間数を減らしている。なお、1911(明治43)年に発足し修業年限2～4年で各種技芸を専修する「実科」のみを置く実科高等女学校においては、家事および理科を加え、裁縫の授業時数を減じている。

この改正によって「専攻科」が設置され、高等女学校卒業生を受け入れることになった。のちに専攻科は、準高等教育機関として位置づけられた。同科では主として、修身・国語・漢文・外国語(英語)・教育・歴史・理科・法制経済・体操が教えられた。

愛知県第一高等女学校では、専攻科設置までに教師陣が確保できず、近隣の第八高等学校(現名古屋大学)

や愛知医科大学（現名古屋大学医学部）の教授らを講師として招き、授業を実施していたといわれる。1924（大正13）年には、修業年限を3年とする「高等科」が同校内に新設された。これに伴って従来の専攻科は国語科のみなり、英語科は廃止された。高等科における学科課程の特質は、専攻科と比較して英語の週の授業数が2～3時間減少し、地理と歴史の時間が2時間程度増えている点にある。入学者の選抜については、本校卒業生は無試験での入学が認められ、他学校からの入学志願者には試験が課された。

このような専攻科・高等科の創設は、高等女学校卒業後、女子高等師範学校をはじめとする上級学校に進学を希望する者が増加するなど高まる女子高等教育の需要に対応しようとした措置であった。

以上のように、大正期の高等女学校においては、基本的には教育勅語に則った「国体」観念のもとで、それまで重視されていた淑徳や節操のみならず、実際の生活に必要な知識や技能を養成し、経済や衛生の思想を涵養することも求められた。実科高等女学校においては、女子に適切であると考えられていた実業教育が奨励された。中等教育機関で学ぶ女子生徒の増加に伴い、高等女学校長、教員などの待遇を改善するとともに、優秀な人材を確保し、女学校の教育をなお一層充実することが課題となった¹⁵⁾。

②企業における女学校の教育課程

一 「郡是女学校」・「誠修学院」を中心に

大正期における高等女学校数の増加は、当時の企業の人材獲得事情とも無関係ではなかった。1911（明治44）年に公布され1916（大正5）年に施行された「工場法」は、企業による教育施設設置に一層の拍車をかけた。同法は従業員15人以上の工場に適用され、製糸業・紡績業には例外規定があるなど不徹底な面は否めないものの、就業年齢を12歳以上、一日の労働時間を12時間以内に制限するとともに深夜の就業を禁じた。これにより、いずれの企業も成長・発展を続けるためには、多くの良質な人材を養成し、確保しなければならなくなった。京都府下何鹿郡（現京都府綾部市）の小規模製糸工場として出発し、後に大手有力製糸企業へと発展した「郡是製糸株式会社」（現ゲンゼ

株式会社。以下「郡是」と略記）もその課題への対応を迫られた事業所の一つであって、早い時期から企業内教育に取り組んだ企業として知られている¹⁶⁾。

軽工業を中心とする第一次産業革命が進みつつあった1896（明治29）年8月に郡是は設立された。当時のわが国は日清戦争の勝利を足がかりに、欧米の列強に劣らぬ強国へと地歩を固めつつあり、明治政府は「富国強兵」・「殖産興業」に一層力を入れていた。とりわけ農商務省は全国各地の地場産業を積極的に奨励した。何鹿郡としては、当時まで盛んであった蚕糸業をテコに製糸業をも振興すべく地元農業の奨励に力を注いだ。このことがのちに何鹿郡の「郡是」（郡の基本方針）となり、社名「郡是」の由来となったという¹⁷⁾。同社の第二代社長を務めた波多野鶴吉は、自己教育のみならず、会社の将来を鑑みて従業員教育の必要性を痛感し、教育者川合信水を同社に招聘した。波多野の努力と川合の協力もあって、1909（明治42）年、同社に「教育部」が創設された。そこでは工女を含めた従業員を対象に、キリスト教思想を内包した修身教育、読み書きを中心とした初歩的教育（補習教育）、さらには高品質生糸の製造をめざした（製糸）技術教育の三本柱を中心とした実践がなされるようになり、これを以て同社の企業内教育体制が確立した¹⁸⁾。教育部における従業員教育は次第に整備され、1917（大正6）年3月、京都府の認可を受けて「郡是女学校」が設立されるに至った。郡是女学校の設立は同社の純然たる企業内教育施設であった。

郡是女学校は「工女養成科」・「教婦養成科」・「教育係養成科」から構成されていた。工女養成科に入学することになる工女・教婦・教育係希望者は、京都綾部の本社工場内にある本校に入学し、6ヶ月から3年の期間をかけて知識や技術を習得した。同校の中でも入学者が比較的多かったのは「工女養成科」である。「教婦養成科」は、生活面では工女の指導及び世話を担当するとともに工場内では製糸技術者である「教婦」を養成する学科であって、その生徒数は工女養成科に比べて少なかった。なお、郡是女学校は、開校6年後の1923（大正12）年9月に「誠修学院」に名称を変更したが、群是女学校と同様に京都府の認可を受けた¹⁹⁾。

「工女養成科」のカリキュラムは次の通りである。

【表2】 郡是女学校工女養成科カリキュラム
(1917年3月 京都府認可)

教 科 目	毎月授業時数
修 身	27
読 書	27
習 字	27
珠 算	27
製 糸 法	27
製糸 実習	135
体 操	27

【表3】 誠修学院工女養成科カリキュラム
(1923年8月 京都府認可)

教 科 目	毎月授業時数
修 身	16
裁 縫	8
国 語	32
算 術	12
製 糸 法	12
音 楽	4
体 操	12
衛 生 学	100
製糸 実習	120

工女養成科においては、修身・読者・習字・珠算・裁縫・国語・音楽・体操などの技能の教授以外の科目にかなり多くの時間が充てられている。郡是女学校から誠修学院に校名を変更した前後を比較すると、技能教授の時間数（製糸法・製糸技術）は減少しつつも、課程全体の半分程度は確保されている。

一方、教婦養成科における技能教授の時数は次の通りであった²⁰⁾。

【表4】 郡是女学校・誠修学院教婦養成科カリキュラム
(技術関係学科・実習)

<郡是女学校学則>

教 科 目	毎月授業時数
製 糸 法	27
製糸 実習	270
工場管理法	27

<誠修学院学則>

教 科 目	毎月授業時数
製 糸 法	4
製糸 実習	212
工場管理法	8
生糸整理法	4

製糸法には、郡是女学校の教婦養成科で毎月27時間、誠修学院の同科で毎月4時間が充てられていた。その授業では主として「製糸ノ学理」が教授され、教材に『繰糸法教本』が使用されていた。この教本には、製糸の概念・繰糸技術・小道具の教授・故障糸・品位・工程・糸歩・工場用語など多岐にわたる事項が記されている。これらはいずれも製糸法の基礎的事項であった。

同教本によれば、「製糸」とは、「一、繭の購入 二、繭の乾燥及貯繭 三、繭の選別 四、煮繭 五、繰糸 六、揚返 七、仕上 八、生糸の販売」の総称であり、各工程の専門業務ごとに説明している²¹⁾。また製糸の中心となる繰糸のうち「繰糸技術」については「繰糸の途中で糸緒が切れて…中略…糸緒を求める索緒、「一粒の繭から多くの緒を一条の正しい緒」にする抄緒、「繰糸中に順次糸緒を接け足して行く」接緒、「接緒を切断する」断緒について記されている²²⁾。特に接緒は「繰糸作業の根本をなす最も重要な生産的動作」であって、接緒時の注意事項として「一、姿勢を正しくすること …中略… 一、左手を動かさぬこと 一、絶対に接かへせぬこと」などの諸点について注意を促している。これらのことから、『繰糸法教本』は初歩的な製糸技術の概説書であるといつてよい²³⁾。

工女を指導すべき教婦の養成教育において初歩的な内容が教授されていたのは、おそらくは製糸の全工程を理解させるとともに、教婦として担当する工女教育の内容を知らせることをねらいとしていたためであろう。

製糸実習の授業時数は、郡是女学校の教婦養成科では毎月270時間にも及んでいた。誠修学院になってからも実習時間に若干の減少はあったものの、212時間が充てられており、いずれも授業時数全体の60～

70%を占めていた。現存する史料から1938(昭和13)年に郡是の本工場で実施されたといわれる「(見習)教婦講習会」を取り上げ、当時の製糸実習の実態を推測することにしたい。

「教婦講習会」は、10日にわたって開催されている。日程のうち毎朝の「空稽古」(朝の基本訓練)・「標準技術繰糸」・「学科」(技術)・「管理訓練」という4種に多くの時間が充てられた。「空稽古」は、一日の講習の基本技術訓練として実施された。そこでは「姿ヲ正シ眼ノ往復(一分間二十回ノ割合ニテ)」を行うという基本眼識訓練、「姿勢ヲ乱サズ、踏ミ出シタ時後足ヲサツト引キ寄セル」基本接緒訓練などが合計3分程度行われていた²⁴⁾。

「標準技術繰糸」では、3人の現職教婦が1グループ4人の実習生をそれぞれ4グループずつ受け持ち、「眼識」・「無切断・無故障」・「段取り」を主眼に置いた繰糸実習を指導し、それらの総合成績によって評定を行っていた。同社所蔵の『教婦講習会調査書』に記載されている成松工場の元教婦が行ったある実習生に対する評価には、眼識調査において「捜査中眼ノ働キガ少ナク端マデ眼ガ働カヌ場合アリ」と細部にまで及ぶ指摘がなされている²⁵⁾。郡是は技術者に対してかなり精緻な技術力を求めていたのであろう。

教婦講習会においては学科の授業も行われ、製糸技術や管理訓練の教科書として『教婦読本』が用いられた。郡是女学校・誠修学院における製糸法の授業がきわめて初歩的なものであり、しかも誠修学院になると授業時数が削減されていることを考え合わせれば、教婦養成における高度な技術教育は教婦講習会の場で行われるようになっていたと考えることができる。

V. 実業学校における教育課程

①大正期における実業学校

第一次世界大戦後の産業界・実業界の好況に伴い、我が国は実業教育の拡充に力を入れるようになった。先述の臨時教育会議は実業教育に関する答申において、国庫補助金の増額、徳育の振興、実業界との連携、実業補習教育の奨励を提起した。

これに基づいて1920(大正9)年12月、「実業学校令」とその諸規程が改正・施行された。その要点は次の通

りである²⁶⁾。

1. 甲・乙二種の区別を廃止する。それに伴って農業学校の一つであった水産学校を独立させ、また工業学校の一つであった徒弟学校を廃止し工業学校に組み入れた。
2. 労働運動の高揚に対応して人格の陶冶を重視し、普通科目を増加する。
3. 実業学校相互間及び他校種との連携を強化する。
4. 長期実習を認める。
5. 女子実業教育の規定を新設する。
6. 商業・工業学校に限り夜間授業を認める。
7. 職業学校規程を新設し、裁縫、手芸、割烹、写真、簿記、通信術などを教授する職業学校を実業学校に加える。

「実業学校令」及び「実業補習学校規程」の改正は、実業補習学校の教育内容にも大きな影響を与えた。これらの改正後、実業補習学校を設置できる要件は緩和され、職員の名称や待遇についても中等学校に準じたものに改められた。改正された実業補習学校規程の第一条では「実業補習学校ハ小学校ノ教科ヲ卒ヘ職業ニ従事スル者ニ対シテ職業ニ関スル知識技能ヲ授クルト共ニ国民生活ニ須要ナル教育ヲナス」ことを目的とし、職業教育や公民教育を重点とした教育を実施することになった²⁷⁾。これにより、実業補習学校にはより多くの専任教員を配置しなければならなくなり、同年、「実業補習学校教員養成令」が公布された。さらに大量の教員増員を見越して、「実業教育費国庫補助法」も直ちに改正された。

1922(大正11)年、各府県は「実業補習学校標準学科課程」を取りまとめ、学科課程をはじめ各科目の教育内容や教授時間数を示すことになった。公民教育については「実業補習学校公民科教授要綱並其ノ教授要旨」が出され、その指導方針が定められた。この一連の動きの中で、実業補習学校は職業教育と公民教育を中心とする学校へと次第にその性格を転ずることとなる。

②地域の陶器学校における教育課程

一 常滑陶器学校・土岐郡立陶器学校を中心に

実業学校には、工業学校・農業学校・商業学校に加えて陶器学校があった。陶器学校の端緒は明治中期とされており、1893（明治26）年の「実業学校令」に基づく「実業補習学校」の一種として設けられた。その翌年には「瀬戸焼」で知られる愛知県瀬戸に瀬戸町立窯業学校（瀬戸陶器学校の前身）が、1896（明治29）年には同県の常滑に常滑工業補習学校（常滑陶器学校の前身）が、1899（明治32）年には岐阜県土岐に土岐郡立陶器学校（多治見工業学校の前身）がそれぞれ開設されている。

これらのうち常滑工業補習学校は「陶家ノ子弟ニ実業ト学理トヲ授ケ勉メテ人物ヲ養成シ県下陶業家ノ模範トナル」者の育成を目的とし、入学資格として「尋常小学校卒業以上ノ者、但シ尋常小学校卒業ニアラザルモ年齢十四歳以上ノ者ハ特ニ学校長ノ見込ニヨリ入学ヲ許可」していた²⁸⁾。学科については「読者付修身」・「算術」・「習字」・「理科」・「図意」・「実習」・「体育」が教えられていた。「図意」・「実習」を除けば概ね初歩的な学習内容であった。「常滑工業補習学校取調書」にある「教科用図書」の項目には「読書ニ係ルモノハ文部大臣ノ検定ヲ経タル高等小学校ノ教科用図書ヲ用ヒ其他ノ科目ハ総テ教科書ヲ用イズ但シ読書ハ高等読本ナリ」と記載されている²⁹⁾。このことから、同校の教育内容は高等小学校程度のものであったと推察される。

「図意」については、第1学年次に「自在画裝飾画意匠」が、第2学年次・第3学年次には1年次の内容に「用機画意匠」を加えて教えられた³⁰⁾。3年間にわたって体系的にデザイン技術を教授しようとしたのだろう。また「陶器製造法及実験」と称する実習科目では、平野六郎や山下豊蔵らによって石炭窯焼成試験などが行われた。これら両教科には1年間で延べ15時間が充てられており、1年間の総授業時間数30時間の半分を占めていた。このことから、同校では実習を中心とする教育が行われていたことが窺われる³¹⁾。

大正期には実業教育全般に亘って積極的な拡充策が進められ、その一環として実業補習教育の底上げが図られた。実業学校規程が改正され、教育内容や施設・

設備などが従来に比して拡充されることになった。併せて、従前のような初等教育の補習的側面や初等実業教育の役割は、この時期に公民教育および職業教育へと改められるようになった。

この流れを受けて、陶器学校も変化を余儀なくされた。多治見工業学校の前身であった土岐郡立陶器学校では、明治末期頃から生徒数が減少し始めた。このため同校は「予科」を廃止し、「本科」・「別科」のみで授業を行うことになった。しかし、その本科においても数年後には生徒数が半減し、1912（大正元）年にはついに入学者皆無の事態となった。

かつて同校の校長を務めた井深捨吉は自著『美濃焼とともに』において、陶器学校の存続問題について次のように回想している³²⁾。

郡立ニテ一工業学校ヲ維持スルハ頗ル困難ナルヲ以テ多年移管ノ議起リタルモ容易ニ実現セラレザリシガ偶々郡制廃止ノ決定ト共ニ県内各郡立学校ト同時ニ移管スル事（中略）現在ノ美濃陶磁器ハ殆ド家内工業組織ニテ生産セル廉価ナル実用的日用品ニシテ従来之ニ従事セル者ハ何レモ尋常科卒業スレバ直ニ家事ノ手伝ヲナサシメ上級ノ学校ニ入ルコト少ナケレバ從テ従業員ハ一般ニ技術的経済的知識ニ乏シク為ニ結局製造業者ハ仲買商人ニ利益ヲ壟断サルル状態ニアリテ（中略）当校ニテハ一般公民トシテ又技術者トシテ将来地方ニ適スル普通並専門教育ヲ施スニハ勿論ナレド（中略）他日此等卒業生ヲ中堅トシテ美濃焼ノ改善ヲ期セントス

当時、郡内の陶器商や陶芸家は学校教育にさほど高い関心を示しておらず、仮に陶芸職人を目指す場合にも小学校を終えてから、陶器商の小僧や「モログレ」（小学校卒業後、すぐに工場や作業所に勤める少年の意）になるのが普通であったといわれる。陶芸家の家庭では、陶器学校の授業料が高いため子息を入学させることを躊躇していたようである。また美濃焼生産の機械化が進み、美濃焼業界は従来の手轆轤工が育たないという深刻な問題を抱えることになった。このような事態を打開するため、井深は先述の自伝の中で、次のよ

うに述べている³³⁾。

岐陶試(岐阜県陶磁器試験場-引用者註)及多工校(多治見工業学校-引用者註)には大正末期より引き続き京都や九谷地方や瀬戸から優秀なる手ロクロ工を招聘し模範工として採用、後輩の手ロクロ工養成の意味を兼ね見本製作に従事せしめた。最近までは多工校に勤務した手ロクロ工はその当時からの勤務者で美濃焼における手ロクロ工養成指導に役立った。

井深のたゆまぬ努力が功を奏して県立移管の願いは実を結び、1924(大正13)年に「岐阜県多治見工業学校」に昇格した。こうして多治見工業学校の存続は、曲がりなりにも確保された。

常滑工業補習学校においては、1918(大正7)年に学則を改正し、「実習」教科のなかに従来の「模型」・

「轆轤」のほか、新たに「土管」の授業を加えている。製陶業界ではとりわけ建築陶器の製造に力を入れていたため、常滑地方においても「土管煉瓦及ヒ化学工業用耐熱器等ノ如キ建築陶器ヲ製作スル為ノ専門的教育機関」が必要となっていた³⁴⁾。また「瀬戸ヲ日用陶器ノ大宗トスレバ常滑ハ建築陶器ノ巨人ト称スルモ決シテ讃称ニアラズ」として同校の存続と県立移管を請願する文書を愛知県知事に対して再三提出していたものの、直ちに受け入れられることはなかった³⁵⁾。常滑陶器学校の県立移管を求める積年の願いようやくやくなったのは、1925(大正14)年2月のことであった。

陶器学校の生徒は卒業後、どのような職種に就いていたのか。多治見工業学校同窓会誌『会報』によれば、1911(明治44)年から1928(昭和3)年までの同校卒業者の就職先は、次の通りである³⁶⁾。

【表5】多治見工業学校卒業生(同窓会員)の就職先

大倉陶園 6	大阪陶業 5	美濃窯業 4	日本陶器 3	大阪窯業 3
品川白煉瓦 2	三ツ星製陶 2	名古屋製陶 2	日本タイル 2	
三引陶器 2	各務製陶 2	宇野製陶所 1	小松製陶所 1	富田製陶所 1
昭和製陶所 1	杉宮陶歯 1	東洋ギプス 1	岩城硝子 1	佐藤タイル 1
黒田製陶所 1	松村製陶所 1	瀬戸陶器 1	矢ツ引陶器 1	
有田製陶所 1				

多治見工業学校卒業生の多くは濃尾地方に多く就職しているものの、それ以外の各地の製陶所へも広く就職している。その内訳については、大倉陶園6名をはじめ、大阪陶業株式会社5名、日本陶器株式会社3名と大手有力製陶企業に就職している者が少なくない。かつて同校を訪れた文部省視学官の中澤岩太がまとめた報告書に、「日本陶器会社工場ニ本校ノ卒業者ヲ多ク雇用セラル」と記されていることはその裏付けになるであろう³⁷⁾。

一方、美濃窯業や三ツ星製陶など地元の中小製陶会社に就職する者、製陶会社ではなく学校近隣にあった岐阜県陶磁器試験場など研究機関に就職する者、陶芸家を志す者や陶器商の家業を継ぐ者も少なくなかった。いずれにせよ、同校卒業生が地元の窯業発展のために期待された人材であったことは窺える。

常滑陶器学校については、大正期の卒業生の進路に関する史料の所在が明らかでないため、1927(昭和2)年発行の『昭和二年 学校一覽』よりその事情を見て

みることにする。この一覧によれば、本科 277 名の卒業生のうち製陶業従事者は 222 名、商業 10 名、その他が 36 名である。大正期の就職傾向が大きく変化しなかったとすれば、製陶所に就職した者、もしくは陶工、陶芸家になった者が多かったものと推察される。陶器所従業員（中堅技術者）だけではなく、陶器会社を経営する者もあった。例えば、地元の伊奈陶業（現 INAX）を開業した伊奈伍助（常滑陶器学校第 2 回卒業生）や杉江製陶所を設立した杉江惣七（同校第 2 回卒業生）はいずれも同校の卒業生であって、卒業後に陶器所経営を志し、常滑地方における陶磁器産業の発展に寄与している。

県立移管後の両校は、地元の産業（陶業）に密着した学校にはなり得た。卒業生の多くは地元の製陶所や近隣の陶器工場などに就職した。それ以外に陶器の卸商や小売りなどの家業を継ぐ者もあった。陶器学校の卒業生は、大正末期までには地元で密着した中堅技術者としてそれぞれに活躍の場を見つけ、地場産業である製陶業にさまざまな形で貢献した。

しかしながら醸成の推移により、いずれの陶器学校の入学者数も増えることはなかった。昭和初期には深刻な不景気のおおりに受けて陶器製造はますます下火になり、工業学校における窯業教育も衰退の道を辿らざるを得なかった。

VI. おわりに

明治以来、「国家ノ中堅」となるべき階層を対象として高等普通教育を担ってきたのは中学校であった。しかし、1917（大正 6）年に臨時教育会議が提出した答申を受け、高等普通教育は中学校と（旧制）高等学校が受け持つことになった。また中学校第 4 年を修了すれば高等学校に入学できることになり、中学校と（旧制）高等学校との接続関係は強められることになった。

1919（大正 8）年 3 月の中学校令施行規則改正により、国民道徳に関する内容は、すべての教科において留意して指導することとなった。「物理及化学」の授業には、「実験」が取り入れられた。毎週の授業時数も増加し、「実習」にできるだけ多く時間を充てるよう指示された。1925（大正 14）年の中学校令施行規則改正後には、「体操」の毎週授業時数が 3 時間から 5 時間に増加した。

これは前年の文政審議会での答申を受けて「教練」を実施することになったためである。

高等女学校においては、明治期に続いて「良妻賢母主義」の徹底が図られた。基本的には教育勅語に則った国体観念のもとで、それまで重視されていた淑徳や節操のみならず、実際の生活に必要な知識や技能の養成にも力が入れられた。「裁縫」の授業時数が多かったのもこのためである。この時期には、経済や衛生の思想の涵養を図ることも求められた。実科高等女学校においては、女子に適切とされた実業教育が奨励された。

実業教育については、1920（大正 9）年の実業学校令改正が、実業学校のみならず実業補習学校の教育内容にも影響を与えた。この改正によって実業補習学校を設置できる要件は緩和され、職員の名称や待遇等のいずれも他の中等学校に準じたものになった。後に実業教育全般に関する積極的な拡充が図られるようになり、実業補習教育の底上げが目指された。従前の初等教育の補完や実業基礎教育といった役割は、この時期になると、公民教育および職業教育へと改められた。卒業生の多くが地域の中堅技術者・窯業関係者として活躍した陶器学校も、県立移管後は工業学校に転じ、地域の産業振興に貢献した。

産業の著しい発展をみた大正期には、従業員の確保や人材育成を目的に企業内教育機関（学校）が設立されるようになった。当時の製糸業の代表的な企業の一つであった郡是は「郡是女学校」・「誠修学院」を創設し、主として女子従業員を対象に、修身・裁縫・家事など高等女学校に類似した内容を教えていた。これは、企業の成長・発展だけでなく、会社に対する従業員の帰属意識の向上を目的としたものであった。

【註】

1) 臨時教育会議については、海後宗臣編『臨時教育会議の研究』（東京大学出版会、1960 年）、久保義三「大正期の教育改革－とくに臨時教育会議を中心として－」（『教育学研究』第 37 巻第 3 号、日本教育学会、1970 年）、堀切勝之「我が国の『教育の近代化』に関する一考察－大正期の『臨時教育会議』の歴史的意義とその前後の歴史事情（その 1）」（『近畿大学教育論叢』

- 第17巻第2号、2006年)などの研究がある。史料については、佐藤秀夫「史料研究 解説 文政審議会」(佐藤秀夫著、寺崎昌男ほか編『史実の検証』教育の文化史3、阿吽社、2005年)がある。
- 2) 海後宗臣監修、日本近代教育史事典編集委員会編『日本近代教育史事典』平凡社、1971年、165ページ。
- 3) 三好信浩編『日本教育史』(教職科学講座第2巻)福村出版、1992年、65ページ。
- 4) 山住正巳『日本教育小史-近・現代-』岩波新書、1987年、56ページ。
- 5) 文部省編『学制百年史』(記述編)、帝国地方行政学会、1974年、478～480ページ。
- 6) 同上。
- 7) 前掲『日本近代教育史事典』、427ページ。
- 8) 前掲『学制百年史』(記述編)、234ページ。
- 9) 同上、321ページ。
- 10) 前掲『日本近代教育史事典』、427ページ。
- 11) 愛知県第一高等女学校史編纂委員会編『愛知県第一高等女学校史』愛知県第一高等女学校史刊行会、1988年、88ページ。
- 12) 同上。
- 13) 同上。
- 14) 同上、89ページ。ただし文中の表については、卒業生の回想や日記の内容をもとに執筆者が作成した。
- 15) 国立教育研究所編刊『日本近代教育百年史』第5巻(学校教育3)、1974年、211～213ページ。
- 16) グンゼ株式会社八十年史編纂委員会編『郡是製糸株式会社八十年史』、1975年。グンゼ株式会社編刊『グンゼ100年史』、1998年。
- 17) 田中卓也「産業革命期の郡是における企業内教育」『広島大学教育学部紀要』第44巻第1部(教育学)、1996年。
- 18) 同上。
- 19) 「郡是女学校学則」(1917年3月)・「誠修学院学則」(1923年8月)、グンゼ記念館(現グンゼ記念苑、京都府綾部市)所蔵。
- 20) 同上。
- 21) 『繰糸法教本』(改訂版)、郡是製糸株式会社、1935年、グンゼ記念館(現グンゼ記念苑、京都府綾部市)所蔵、1～2ページ。
- 22) 同上。
- 23) 同上。
- 24) 『教婦講習会調査書』郡是製糸株式会社、誠修学院資料室(グンゼ株式会社内)所蔵。
- 25) 同上。
- 26) 前掲『日本近代教育史事典』296ページ。
- 27) 前掲『学制百年史』(記述編)513～514ページ。
- 28) 愛知県立常滑高等学校百周年記念誌委員会編『百年のあゆみ』愛知県立常滑高等学校、1997年、12～13ページ。
- 29) 同上。
- 30) 同上。
- 31) 同上。
- 32) 井深捨吉業績刊行会編『美濃焼とともに』1960年、67ページ。
- 33) 同上、108～109ページ。
- 34) 前掲『百年のあゆみ』114ページ。
- 35) 同上。
- 36) 多治見工業学校同窓会『会報』第6号(御大典記念)、1928年12月。
- 37) 中沢岩太「学校報告書」(1909年2月25日～26日)、岐阜県立多治見工業高等学校所蔵。

The perception of sharpness, length, and pitch of vowels: How Japanese college students perceive English /i/ and /ɪ/ without a phonological decision

Chiba Atsushi

Abstract: To clarify the influence of perception at the acoustic or phonetic level on the /i/-/ɪ/ identification by Japanese college students, the manner in which they perceive the sharpness, length, and pitch of vowels was investigated. The subjects were asked to listen to an /i/-/ɪ/ pair and judge the vowel that sounded sharper, longer, and higher in pitch. According to the results, the subjects tended to judge a sound with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be sharper, longer, and higher in pitch than a sound with a lower F1 frequency and a higher F2 frequency. The results also revealed that the perceptual behaviors of each group (Japanese-manner group, English-manner group, and Irregular group) were very similar. This led to the conclusion that their perception of sharpness, length, and pitch had nothing to do with the fact that the Japanese students could be divided into three groups based on their manner of identifying the /i/-/ɪ/ stimulus continuum.

Introduction

The results of cross-language researches on vowel perception by adults have often indicated that nonnative listeners identify nonnative vowel contrasts in ways that are different from those of native listeners (Beddor and Strange, 1982; Bohn and Flege, 1990). When the nonnative subjects are forced to identify a nonnative vowel continuum, most of them fail to show clear category boundaries; even if they do succeed in showing clear boundaries, their identification graph does not coincide with those of native listeners. This phenomenon can be observed in Japanese listeners who are capable of identifying English vowel contrasts.

In my previous studies (Chiba, 2004; 2005), I asked Japanese college students to identify a synthesized /i/-/ɪ/ stimulus continuum. From the results,

it was clear that the subjects could be divided into three groups; I referred to these three groups as the “Japanese-manner” group, the “English-manner” group, and the “Irregular” group. The subjects in the Japanese-manner group identified the /i/-/ɪ/ stimulus continuum with a clear category boundary, but their manner of identification was completely opposite to that of the native speakers of English. They judged a sound that was closer in formant frequencies to the typical English /i/ as /ɪ/ and a sound that was closer to the typical English /ɪ/ as /i/. Further, the subjects belonging to the English-manner group identified the /i/-/ɪ/ stimulus continuum with a clear category boundary; unlike the subjects in the Japanese-manner group, they managed to identify the continuum in the same way as the native speakers of English did. A sound that was closer to the typical English /i/ was judged to be /i/ and a

sound that was closer to the typical English /ɪ/ to be /i/. The subjects belonging to the Irregular group did not show a clear category boundary; however, many subjects tended to identify the continuum by using the strategy adopted by the Japanese-manner group. In my previous experiments, most subjects belonged to either the Irregular group or the Japanese-manner group; only a few subjects belonged to the English-manner group. In general, Japanese listeners appeared to identify /i/ and /ɪ/ in the reverse order as compared with the manner in which English native speakers identified them.

This phenomenon may be derived from the strategy that the Japanese subjects used in the identification of /i/-/ɪ/. There is a good possibility that most of the subjects identified the /i/-/ɪ/ contrast based on their native phonological system. English /i/ and /ɪ/ are assimilated into a single Japanese phoneme /ɪ/ because the Japanese does not have two categories that correspond to both /i/ and /ɪ/.¹ Although they are both likely to be categorized under the /ɪ/ category, they are not equally similar to the typical Japanese /ɪ/: /i/ is closer to /ɪ/ in formant frequencies than /ɪ/. Therefore, when Japanese subjects are forced to identify the /i/-/ɪ/ continuum as belonging to either /i/ or /ɪ/, they may first perceive a sound that is closer to the typical English /i/ as a good exemplar of /ɪ/, and a sound that is closer to the typical English /ɪ/ as a less good exemplar of /ɪ/. Then, they may try to label each sound in the /ɪ/ category as either /i/ or /ɪ/. A good exemplar might be labeled as /ɪ/ because the Japanese /ɪ/ is a short vowel and is well associated with the English short vowel. A less good exemplar might be labeled as /i/ because it is less similar to the typical /ɪ/, which should be labeled as /ɪ/. As a result, most of the Japanese subjects in the past might have identified the /i/-/ɪ/ continuum in the reverse manner. Only a few subjects who belonged to the English-manner group might have used the English phonological system to identify the sounds.

As mentioned above, many subjects belonging to the Irregular group showed the tendency to use the strategy adopted by the Japanese-manner group in their identification; however, most of the subjects also indicated that their identification was slightly influenced by English phonology. Consequently, it was postulated that the Japanese people may take a developmental course from the Japanese-manner to the Irregular manner to the English-manner.

The point is that the difference between the three groups may be due to the difference in perception at the phonological level. In this framework, the people in the Japanese-manner group perceive English sounds based on the Japanese phonological system, while people in the English-manner group perceive them based on the English phonological system. The people in the Irregular group perceive them by using the English and Japanese phonological systems or a developing English phonological system. However, it is not necessary for each group to be different in perception at the phonetic or acoustic level. In this paper, I will examine the perceptual behavior of each group when the subjects are asked to listen to /i/ and /ɪ/ sounds without phonological judgment. The subjects are asked to listen to an /i/-/ɪ/ pair and judge the vowel that sounds sharper, longer, and higher in pitch. If they are only influenced by the phonological system that they have, then we cannot find any difference in perceptual behaviors between the groups. In other words, the identification of differences in perceptual behaviors implies that perception at the acoustic or phonetic level can be related to the three-way identification found among the Japanese people.

1. Sharpness, length, and pitch

As mentioned above, I asked my subjects about the sharpness, length, and pitch of vowels; these terms are sometimes referred to by teachers or researchers in teaching English as the /i/-/ɪ/ differ-

ence.

First, /i/ is supposed to sound sharper than /ɪ/ because both differ in the place of articulation (Asao, 1993). In terms of tongue position, /i/ is the highest among all front vowels. The tongue nearly touches the hard palate, and the approximation is so close that a fricative sound is often heard. Even /ɪ/ is a high vowel, but the approximation is not so close; thus, the fricative sound cannot be heard. This difference is considered to produce the auditory impression that /i/ is sharper than /ɪ/. However, I did not take this difference into consideration when I synthesized stimulus sounds in my previous studies. A set of synthesized stimuli was made by only changing formant frequencies; any variable that was related to the fricative sound remained unchanged. Consequently, in this experiment, I will first determine whether formant frequencies influence the perception of sharpness; second, I will examine whether there is a difference in the manner in which the three groups perceive the sharpness of the vowels. In case of any difference, it will be concluded that the difference in the perception of sharpness at the acoustic or phonetic level may produce the three groups of Japanese subjects, as opposed to the difference in perception at the phonological level.

Second, /i/ is supposed to be pronounced for a longer duration than /ɪ/. This is true at least when they are pronounced under the same condition. The /i/ in “deed” is longer than /ɪ/ in “did,” and the /i/ in “beet” is longer than the /ɪ/ in “bit.” However, /i/ is sometimes pronounced for a shorter duration than /ɪ/ in some situations, e.g., the /i/ in a syllable closed by a voiceless consonant is often shorter than the /ɪ/ in a syllable closed by a voiced consonant. The length is not a critical characteristic for differentiating between the English /i/ and /ɪ/. On the other hand, in Japanese, it is a distinctive feature that distinguishes short vowels from long vowels; this leads many Japanese learners to misunderstand that the difference

between the English /i/ and /ɪ/ is also the result of the difference in the length. Since all the stimulus sounds that I had used in the previous experiments had the same duration, it is impossible to identify the stimulus that is longer than the actual duration. However, there is a possibility that the difference in formant frequencies has some influence on the subjects’ perception of length, and that the manner of perceiving is different among the three groups. If I identify any differences, I will have to correct my explanation about the three-way identification observed in my previous studies.

Lastly, /i/ is supposed to sound higher in pitch than /ɪ/ because the two vowels are different in terms of tenseness. In fact, these two vowels are sometimes differentiated by using the notion of tenseness; while /i/ is labeled as a “tense” vowel, /ɪ/ is referred to as a “lax” vowel. It is believed that the tense vowels are produced with greater muscular effort, more extreme movements of the vocal organs, and greater subglottal pressure than the lax vowels. These factors can cause an increase in the rate of repetition of the airflow pulses by the glottis (Pickett, 1999, p.78). As a result, /i/ is likely to be produced with a higher pitch than /ɪ/. In my previous experiments, the fundamental frequency of each stimulus sound was consistent, and thus, all the stimulus sounds had to be perceived as having the same pitch. In this experiment, I aim to examine whether formant frequencies influence the subjects’ perception of pitch and whether the ways of perception are unique to each group.

2. Experiments

2.1 Method

2.1.1 Subjects

Two groups of Japanese subjects participated in this study. The first group (Group A) consisted of 24 college students who participated in the experiments 1 and 2; the second group (Group B) consisted of 36

college students who participated in experiment 3. All the students were freshmen in a college in Ibaraki prefecture and were approximately 18–19 years of age. According to their reports and my observation, all the subjects had normal speech and hearing ability.

2.1.2 Stimulus

I used the same /i/-/ɪ/ stimulus continuum that I had synthesized in my previous study (Chiba 2005). This stimulus continuum was made by using a modified version of Klatt's (1980) parallel/cascade software synthesizer, "synthworks," manufactured by Scicon R & D, Inc. The continuum comprised seven 145-ms steady-state vowels, which were synthesized so that the first three formants varied in approximately equal logarithmic steps through the English vowel /i/ (F1 = 280 Hz, F2 = 2,250 Hz, and F3 = 3,000 Hz) to /ɪ/ (F1 = 400 Hz, F2 = 1,920 Hz, and F3 = 2,550 Hz). The fourth and fifth formants were fixed at 3,500 Hz and 4,500 Hz, respectively.

2.1.3 Experimental materials

Two kinds of experimental materials were prepared—one for the preliminary test and the other, for experiments 1, 2, and 3. For the preliminary test, which was conducted to classify the subjects into the three groups, I used the same experimental material that I had used in my previous experiments. The 7 items of the /i/-/ɪ/ continuum was copied 10 times, making a total of 70 items. These items were rearranged at random, with a 4-sec interval between presentations; an 8-sec interval was introduced after every 10 presentations.

In order to prepare the material for experiments 1, 2, and 3, three stimuli were extracted from the continuum. They were the typical English /i/ and English /ɪ/ sounds and the intermediate sound (F1 = 340 Hz, F2 = 2085 Hz, and F3 = 2775 Hz). These three stimuli were arranged into three AB pairs (i.e.,

the /i/ sound with the /ɪ/ sound, the /i/ sound with the intermediate sound, and the /ɪ/ sound with the intermediate sound) with a 250-ms delay interval. These three pairs appeared in two permutations (i.e., AB and BA), and each of the six pairs (three AB pairs and three BA pairs) appeared 10 times, producing 60 pairs. The 60 pairs were rearranged at random with a 5-sec interval between presentations and a 10-sec interval after every 10 presentations. A 100 ms, 100 Hz tone as a ready signal was inserted 750 ms before the beginning of the first stimulus in each pair.

2.1.4 Procedures of each experiment

The experiments were conducted in a CALL room where the subjects always attended an English class once a week. During the experiments, they were asked to use a headset that was equipped at each booth.

At first, a preliminary test, identical to the one conducted for my previous paper, was carried out in order to divide the subjects into three groups (Chiba, 2005). Using the first experimental material mentioned above, I asked the subjects to identify each stimulus as belonging to either /i/ or /ɪ/. They were instructed to circle the "ee" option on the answer sheet when they judged a sound to be /i/ and "i" option when they judged a sound to be /ɪ/. They were also encouraged to guess if they were unsure about the category to which the stimulus belonged.

In experiments 1, 2, and 3, the subjects listened to the second experimental material mentioned above. In experiment 1, the subjects were asked to identify the stimulus that sounded sharper. When they judged the first sound to be sharper, they circled option "1" on the answer sheet. On the other hand, when they judged the second sound to be sharper, they circled option "2" on the answer sheet.

In experiment 2, they were asked to identify the stimulus that sounded longer. Again, they circled op-

tion “1” when they judged the first one to be longer and option “2” when they judged the second one to be longer. The “same” option was also added to the answer sheet in this experiment. They were allowed to circle the “same” option when they did not discern any difference in length. As mentioned above, since the duration of each stimulus was actually the same, it was expected that many subjects would waver in their judgment. The “same” option was added to ensure that the experiment would proceed smoothly.

Lastly, in experiment 3, the subjects were asked to identify the stimulus that sounded higher in pitch. They circled option “1” when they perceived the first stimulus as having a higher sound, and option “2” when they perceived the second stimulus as having a higher sound.

2.1.5 Result of the preliminary test

Figure 1 shows the overall results of the identification test of Groups A and B. The graphs are very similar to each other; they are also similar to those of my previous study (Chiba, 2005). Consequently, based on the criteria used in my previous study, the subjects were divided into three groups.² According to the classification, Group A comprised 8 Japanese-manner subjects, 2 English-manner subjects, and 9 Irregular-manner subjects; Group B consisted of 10 Japanese-manner subjects, 4 English-manner subjects, and 21 Irregular-manner subjects.

3. Results and discussion

3.1 Experiment 1: Which stimulus sounds sharper?

Figure 2 reveals the result of experiment 1. All the groups judged the intermediate sound (represented as /M/) to be sharper than the /i/ sound, the /i/ sound to be sharper than the /ɪ/ sound, and the /ɪ/ sound to be sharper than the intermediate sound. In other words, they perceived a sound with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be

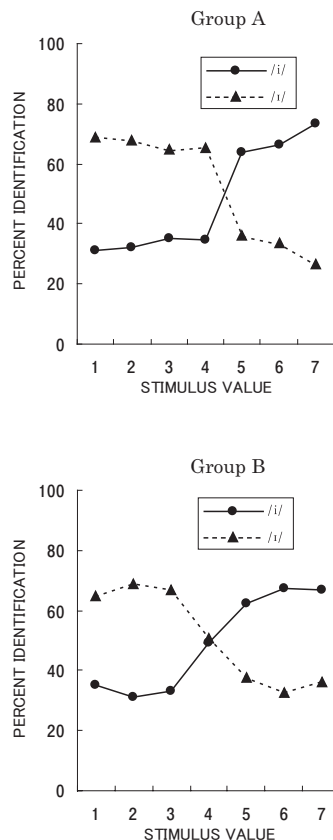


Figure 1 The results of the identification test

sharper than a sound with a lower F1 frequency and a higher F2 frequency. Thus, the degree of sharpness, from the sharpest to the least sharp, was /ɪ/ > /M/ > /i/. In addition, each group appeared to discern the difference of sharpness most clearly when they listened to the /i/-/ɪ/ pair. The Japanese-manner subjects, English-manner subjects, and Irregular-manner subjects allotted 94.4%, 100%, and 77.2% of their answers, respectively, to the /ɪ/. The subjects of the English-manner group also showed a 100% answer rate for /M/ in the /i/-/M/ pair. On comparing the three graphs, the subjects of the Irregular group appeared to be slightly confused in their judgment. Their answer rates for each pair do not reach 80%.

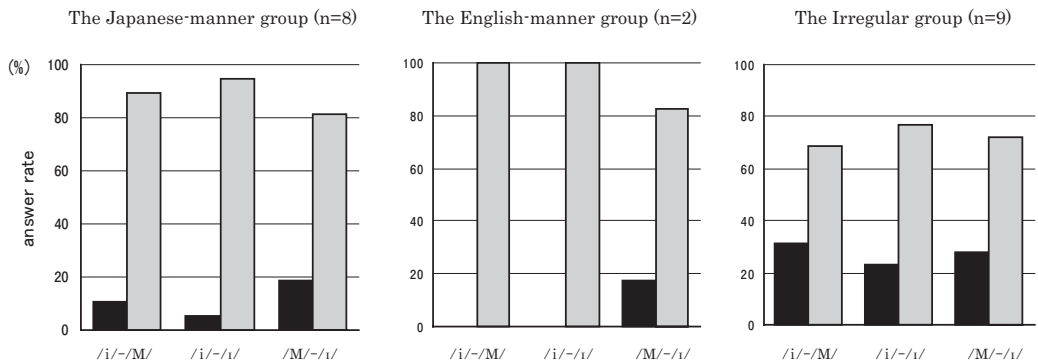


Figure 2 The results of experiment 1

Table 1 shows how frequently each subject judged a sound with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be sharper in each stimulus pair. For example, subject 1 judged /M/ to be sharper than /i/ with 100% frequency (i.e., twenty times out of twenty trials); /ɪ/, sharper than /i/ with 100% frequency; and /ɪ/, to be sharper than /M/ with 85% frequency. As the table illustrates, each subject belonging to the Japanese-manner and the English-manner groups showed the same tendency in perception. None of the subjects in these two groups broke the sharpness rule: /ɪ/ > /M/ > /i/. However, three subjects belonging to the Irregular group broke the rule. Subject 11 judged /i/ to be sharper than /M/ and failed to determine the sharpness in the /M/-/ɪ/ pair. He exhibited the general perceptual tendency only with regard to the /i/-/ɪ/ pair. Subjects 12 and 19 showed the general tendency with regard to the /M/-/ɪ/ pair, but they perceived the /i/-/M/ pair and /i/-/ɪ/ pair in the reverse manner. For these two subjects, the sharpness of the three sounds might be considered as /i/ > /ɪ/ > /M/; however, this order of sharpness cannot be explained from the viewpoint of the degree of the formant frequencies.

Table 1 Individual data of experiment 1

The Japanese-manner group

subject pairs	1	2	3	4	5	6	7	8
/i/-/M/	100	95	70	95	100	95	60	100
/i/-/ɪ/	100	95	85	100	100	100	75	100
/M/-/ɪ/	85	100	85	80	90	70	65	75

The English-manner group

subject pairs	9	10
/i/-/M/	100	100
/i/-/ɪ/	100	100
/M/-/ɪ/	80	85

The Irregular group

subject pairs	11	12	13	14	15	16	17	18	19
/i/-/M/	45	30	100	95	65	80	95	85	25
/i/-/ɪ/	95	40	95	100	60	95	100	85	25
/M/-/ɪ/	50	55	75	90	55	70	100	95	60

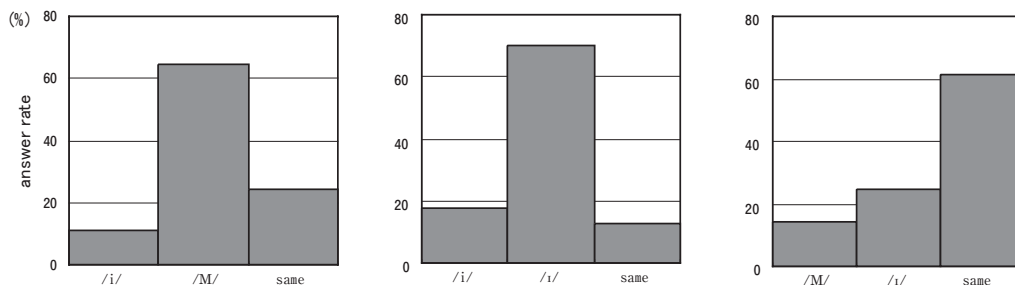
From the results shown above, it can be concluded that the ability to sense sharpness has nothing to do with the fact that the Japanese subjects are divided into three groups. Although some subjects belonging to the Irregular group do not appear to be good at perceiving sharpness consistently, they tend to perceive a sound with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be sharper than a sound with a lower F1 frequency and a higher F2 frequency.

Irregular group shows some low peaks. The subjects belonging to each group judged a sound with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be longer in the /i/-/M/ and /i/-/ɪ/ pairs. Only after listening to the /M/-/ɪ/ pair, they judged these sounds to be most frequently having the same length. However, looking at the /M/ and /ɪ/ bars in the rightmost graphs, it is found that the answer rate for /ɪ/ is slightly higher than that for /M/ in each graph. Therefore, it can be said that a sound that has a higher F1 frequency and a lower F2 frequency is likely to be perceived as longer in duration than a sound that has a lower F1 frequency and a higher F2 frequency.

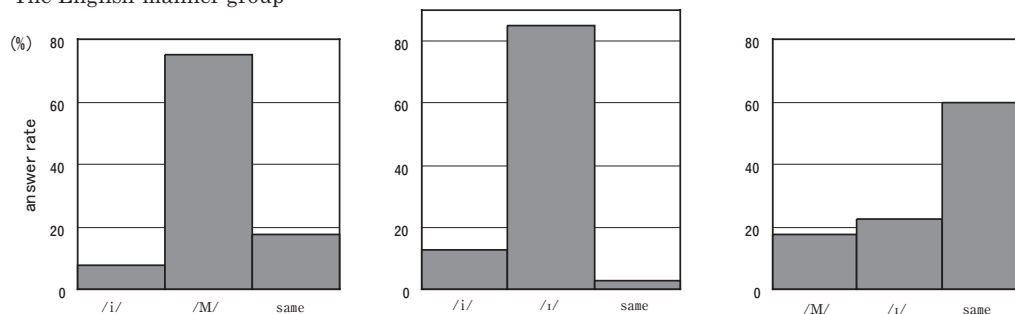
3.2 Experiment 2: Which stimulus sounds longer?

Figure 3 shows the result of experiment 2. As the figure indicates, the perceptual behaviors of each group are very similar to each other, although the

The Japanese-manner group



The English-manner group



The Irregular group

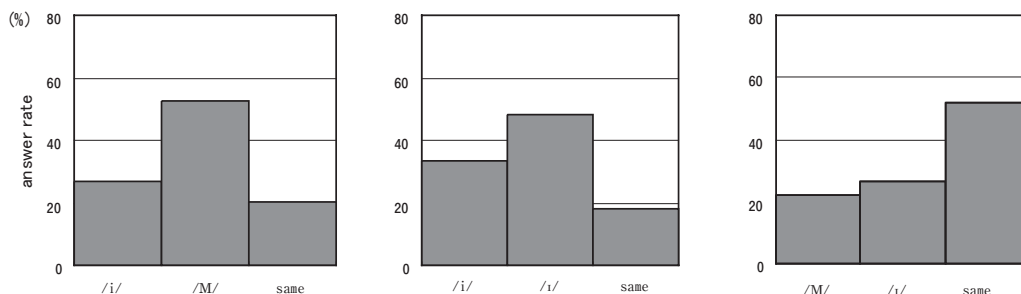


Figure 3 The result of experiment 2

Table 2 shows the manner in which the individual subjects perceived each stimulus pair. The numbers given in the cells reveal the number of times that each subject chose each option. For example, subject 1, listening to the /i/-/M/ pair, chose the /i/ sound four times; the /M/ sound, eight times; and the “same” option, eight times. The numbers shaded grey indicate that the option was most frequently chosen among the three options.

An analysis of the data of the Japanese-manner group reveals that each subject’s perceptual behavior is very similar. Seven out of eight subjects chose the /M/ sound most frequently when they listened to the /i/-/M/ pair. The other subject (subject 1) also chose the /M/ sound most frequently, although he chose the “same” option as frequently as the /M/ option. In the /i/-/ɪ/ pair, six subjects chose the /ɪ/ sound most frequently, while the other two subjects chose the /i/ sound. When they listened to the /M/-/ɪ/ pair, six subjects most frequently judged /M/ and /ɪ/ to be of the same length most frequently. Among the two other subjects, one most frequently chose the /ɪ/ sound and the other chose both the /M/ sound and the “same” option.

The subjects in the English-manner group showed a consistent way of perception. They very often chose the /M/ sound in the /i/-/M/ pair, the

/ɪ/ sound in the /i/-/ɪ/ pair, and the “same” option in the /M/-/ɪ/ pair.

The same tendency can be observed in the Irregular group as well. Four out of nine subjects showed the tendency to judge /M/ as longer than /i/ in the /i/-/M/ pair. The other five subjects also chose the /M/ sound most frequently, although they chose the /i/ sound or the “same” option as frequently as the /M/ sound. When they listened to the /i/-/ɪ/ pair, five subjects judged /ɪ/ to be longer. Among the others, one subject judged /i/ to be longer just as frequently as he judged /ɪ/ to be longer; three subjects chose the /i/ sound or the “same” option most frequently. In the /M/-/ɪ/ pair, seven subjects chose the “same” option and two subjects chose the /M/ sound most frequently.

All these results indicate that, in general, the subjects show the tendency to perceive a sound with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency as a longer sound. At least, there seems to be no difference between the subjects belonging to the Japanese-manner group and the English-manner group; this implies that their ability to sense length does not affect their /i/-/ɪ/ identification.

Table 2 Individual data of experiment 2

The Japanese-manner group

subject pair		subject							
		1	2	3	4	5	6	7	8
/i/-/M/	/i/	4	3	6	0	2	3	0	0
	/M/	8	11	11	16	12	11	14	20
	same	8	6	3	4	6	6	6	0
/i/-/ɪ/	/i/	8	3	9	0	7	1	0	0
	/ɪ/	6	11	8	19	12	15	20	20
	same	6	6	2	1	1	4	0	0
/M/-/ɪ/	/M/	4	1	7	2	6	1	2	0
	/ɪ/	2	10	6	3	6	7	5	0
	same	14	9	7	15	8	12	13	20

The English-manner group

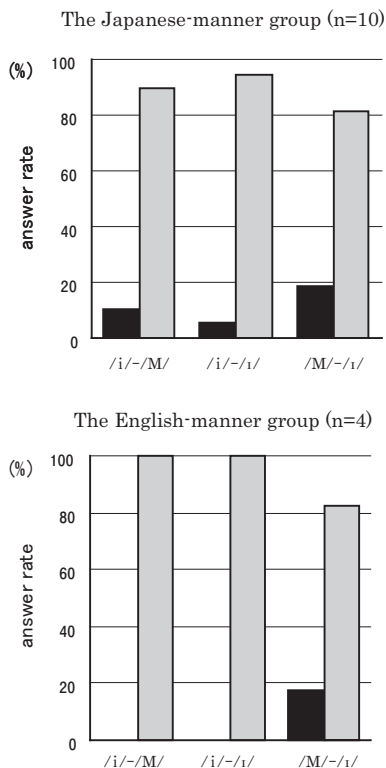
subject pair		subject	
		9	10
/i/-/M/	/i/	1	2
	/M/	16	14
	same	3	4
/i/-/ɪ/	/i/	4	1
	/ɪ/	16	18
	same	0	1
/M/-/ɪ/	/M/	4	3
	/ɪ/	5	4
	same	11	13

The Irregular group

subject pair		subject								
		11	12	13	14	15	16	17	18	19
/i/-/M/	/i/	4	9	6	10	0	2	7	2	7
	/M/	13	9	7	10	18	13	7	9	7
	same	3	2	3	0	2	5	6	9	6
/i/-/ɪ/	/i/	7	8	4	18	0	5	9	2	6
	/ɪ/	7	10	6	2	20	13	5	12	10
	same	6	2	8	0	0	2	5	5	4
/M/-/ɪ/	/M/	4	8	1	2	1	5	6	4	8
	/ɪ/	7	7	2	3	6	3	6	6	7
	same	9	5	16	15	13	12	8	10	5

3.3 Experiment 3: Which stimulus sounds higher in pitch?

Our perception of pitch is directly dependent on a fundamental frequency of the sound (Cruttenden, 1994). In this experiment, the fundamental frequency of each stimulus was fixed at 100 Hz; therefore, it was anticipated that on being asked to identify the stimulus sound that was higher in pitch, the subjects would be confused. However, the subjects appeared to systematically choose one stimulus (Figure 4). Furthermore, they judged a sound that had a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be higher in pitch than a sound that had a lower F1 frequency and a higher F2 frequency. Even in the /M/-/ɪ/ pair, approximately 80% of the answers are allotted to /ɪ/ in each group. In addition, the graphs of each group are similar to one another, which means that pitch perception has nothing to do with the result of the identification test.



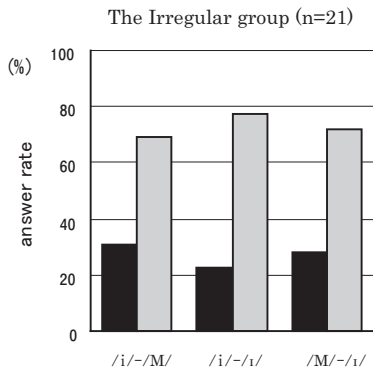


Figure 4 The result of experiment 3

Table 3 shows the distribution of the subjects from the viewpoint of the answer rate with which they judged a sound with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be higher in pitch than a sound with a lower F1 frequency and a higher F2 frequency. For example, in the Japanese-manner group, seven subjects judged /M/ in the /i/-/M/ pair to be higher in pitch with a 100% answer rate, and one subject, with a 95% answer rate. The asterisk (*) indicates that there is none of the students were classified under the given category; therefore, it can be observed that none of the subjects identified /M/ to be higher than /i/ with a 90% answer rate.

These data suggested that the majority of the subjects perceived in the same manner as suggested by the group data. Specifically, in the /i/-/M/ and /i/-/ɪ/ pairs, the answer rates are relatively high in each group. With the exception of one subject in the Irregular group, whose answer rate was 40% (placed in the “60~” box), the answer rate of the other subjects is 75% or more. On comparing these two pairs, the /M/-/ɪ/ pair shows slightly low answer rates; however, all of the subjects in the Japanese-manner and the English-manner groups show a minimum of 65% answer rate. Six subjects in the Irregular group, who are placed in the 60% or less answer rate box,

have 60% (3 subjects), 55% (1 subject), and 50% (2 subjects) answer rates.

Table 3 The distribution of subjects to each answer rate

The Japanese-manner group

	answer rate (%)								
	100	95	90	85	80	75	70	65	60 ~
/i/-/M/	7	1	*	1	1	*	*	*	*
/i/-/ɪ/	9	*	*	*	1	*	*	*	*
/M/-/ɪ/	1	*	2	*	2	1	2	2	*

The English-manner group

	answer rate (%)								
	100	95	90	85	80	75	70	65	60 ~
/i/-/M/	3	*	1	*	*	*	*	*	*
/i/-/ɪ/	4	*	*	*	*	*	*	*	*
/M/-/ɪ/	1	*	*	*	1	1	1	*	*

The Irregular group

	answer rate (%)								
	100	95	90	85	80	75	70	65	60 ~
/i/-/M/	9	5	3	1	2	*	*	*	1
/i/-/ɪ/	15	4	1	*	*	1	*	*	*
/M/-/ɪ/	1	1	4	0	0	0	0	0	6

From the above results, it can be said that Japanese subjects, in general, tend to perceive a sound that has a higher F1 frequency and a lower F2 frequency to be higher in pitch than a sound that has a lower F1 frequency and a higher F2 frequency. Since this tendency can be observed among most subjects, regardless of the group they belong to, it can be assumed that their ability to sense pitch had nothing to do with the three-way identification.

4. Conclusion

This paper examined whether perception without a phonological decision is related to the fact that

Japanese learners can be classified into three groups based on the ways of perception that they use in the /i/-/ɪ/ identification. The results revealed that the perceptual behaviors in all the groups were very similar. All the groups showed the tendency to judge a sound that has a higher F1 frequency and a lower F2 frequency as sharper, longer, and higher in pitch than a sound that has a lower F1 frequency and a higher F2 frequency. These results support my postulation that the difference among the three groups may be due to the difference in perception at the phonological level.

As mentioned in section 1, the reason I examined the perception of sharpness, length, and pitch in this paper is that these terms are often used in classrooms or research papers to explain the difference between the English /i/ and /ɪ/. /i/ is supposed to be a sound sharper than /ɪ/ because it is pronounced with some fricative noise. /i/ is actually pronounced for a longer duration than /ɪ/ under the same phonetic environments and also with a higher fundamental frequency than /ɪ/ because /i/ is a tense vowel. However, all the parameters of the stimuli used in this study were fixed, except for the formant frequencies; hence, the subjects had to estimate the sharpness, length, and pitch by employing the difference in formant frequencies as a cue. As a result, I observed some very interesting phenomena. The subjects perceived the stimuli in a manner contrary to what we had expected. They judged /ɪ/ to be sharper, longer, and higher in pitch than /i/, which seems to encourage Japanese learners to use the Japanese manner of identification. Above all, the fact that they showed the tendency to judge /ɪ/ as being longer than /i/ is important because it indicates the possibility of the subjects in the Japanese-manner group using it as a main cue to distinguish /i/ from /ɪ/ at the phonological level. In this case, I have to slightly revise my postulation.

When I explained why subjects in the Japanese-

manner group identified a sound that was closer to the typical English /i/ as /ɪ/ and a sound that was closer to the typical English /ɪ/ as /i/, I supposed that the subjects decoded formant frequencies using the Japanese phonological system. I assumed that they might recognize the /i/ sound to be a good exemplar of Japanese /i/, and labeled it as /ɪ/ because the Japanese /i/ is a short vowel. A sound that is closer to /ɪ/ was considered to be labeled as /i/ because it was not a good exemplar.

However, judging from the results seen in experiment 2, it is possible to make the following interpretations: The subjects in the Japanese-manner group identified a sound that has a higher F1 frequency and a lower F2 frequency as /i/ because they perceived it to be longer than a sound that has a lower F1 frequency and a higher F2 frequency; furthermore, the subjects also identified a sound with a lower F1 frequency and a higher F2 frequency as /ɪ/ because they perceived it to be shorter than a sound that has a higher F1 frequency and a lower F2 frequency. In other words, they decoded the perceived length, not formant frequencies, by using the Japanese phonological system.

Since this was not the focus of the present study, it is impossible to clarify the strategy that the subjects in the Japanese-manner group adopt. Thus, this matter will be discussed in the next study with some other experiments.

Notes

1. I used katakana when referring to the Japanese phoneme, /i/, which is normally described as /i/ in the International Phonetic Alphabet (IPA).
2. I used the criteria stated below to classify the subjects.
 - (1) The subjects who met the three requirements listed below were judged to belong to the Japanese-manner Group.
 - They identified stimuli #1, #2, and #3 as

- /ɪ/ and stimuli #5, #6, and #7 as /i/ with an identification rate of 50% or more.
- They identified stimulus #1 as /ɪ/ nine or more times out of ten trials; this means that they identified the typical English /i/ as /ɪ/ with a risk of less than 5%.
 - They identified stimulus #7 as /i/ nine or more times out of ten trials; this means that they identified the typical English /ɪ/ as /i/ with a risk of less than 5%.
- (2) The subjects who met the three requirements listed below were judged to belong to the English-manner group.
- They identified stimuli #1, #2, and #3 as /i/ and stimuli #5, #6, and #7 as /ɪ/ with an identification rate of 50% or more.
 - They identified stimulus #1 as /i/ nine or more times out of ten trials; this means that they identified the typical English /i/ as /i/ with a risk of less than 5%.
 - They identified stimulus #7 as /ɪ/ nine or more times out of ten trials; this means that they identified the typical English /ɪ/ as /ɪ/ with a risk of less than 5%.
- (3) The subjects who did not meet either rule were classified under the Irregular group.
- fiction and the role of foreign language experience in L2 vowel perception. *Applied Psycholinguistics*, 11, 303–328.
- Chiba, A. (2004). The Perception of Synthesized English /i/ and /ɪ/ by Japanese College Students. *Human Science*, 22 (1), 55–64
- Chiba, A. (2005). Robustness of Nonnative /i/ and /ɪ/ Categories in Perception: Three-alternative Identification by Japanese College Students. *Human Science*, 23 (1), 57–67
- Cruttenden, A. (1994). *Gimson's Pronunciation of English*. London. Edward Arnold.
- Klatt, D. (1980). Software for a cascade/parallel formant synthesizer. *Journal of the Acoustical Society of America*, 67, 971–995
- Pickett, J. M. (1999). *The Acoustics of Speech Communication: fundamentals, speech perception theory and technology*. Massachusetts. Allyn and Bacon.

References

- Asao, K. (朝尾幸次郎) (1993). 「ヒアリングを構成する要素 (I) 単音」小池生夫編『英語のヒアリングとその指導』大修館書店
- Beddor, P. S., & Strange, W. (1982). Cross-language study of the oral–nasal distinction. *Journal of the Acoustical Society of America*, 71, 1551–1561.
- Bohn, O. S., & Flege, J. E. (1990). Interlingual identi-

Prince Hal and his Notions of Kingship in *Henry IV*,
Parts One and Two

Tamaki Manabe

I

One of the themes Shakespeare's history plays offer is what constitutes a good king. In the *Henriad* the king who brings the good to England is Henry V, and the two plays, *Henry IV Part One* and *Part Two*, describe what Prince Hal learns in order to be the greatest king in the history of England. It is often pointed out that Shakespeare's views of kingship reflect the contemporary traditional ideas of the ideal ruler. Going back to the traditional notions of Cicero, Plato and Aristotle, Shakespeare depicts the importance of the moral education of the prince. Especially in the *Henriad*, the cardinal virtues – justice, prudence, temperance and fortitude – are repeatedly emphasized as the kingly virtues (Hawkins 313-322), and Hal's moral education is dramatized as a political theme. If we discuss Hal's moral virtues, however, we must consider another important quality of Hal, that is, his Machiavellian quality. In the second tetralogy, Bolingbroke's Machiavellian political strategies and behaviour have drawn our attention, but Hal's Machiavellian qualities should be also discussed in order to consider Shakespeare's views of kingship. Unlike Richard, Hal cannot become the

"legitimate" king because of his father's sin toward Richard, and he must prove his legitimacy through his own achievements. Therefore, Hal must be more Machiavellian than his father in order to reestablish royal authority. In the following essay, I would like to discuss how Hal acquires Machiavellian qualities and how he reconstructs kingly identity.

II

In the second tetralogy, a crusade to the Holy Land is an important keyword to comprehend the father-son relationship. We first see reference to the Holy Land in *Richard II*, where Bolingbroke mentions it soon after Richard II dies, and in this scene, the idea of holy war was deeply associated with his sense of purgation ("I'll make a voyage to the Holy Land, / To wash this blood off from my guilty hand" *R2* 5.6.49-50).¹ After that, however, the sign of crusade gradually changes its meaning as the relationship between the father and the son changes. For example, when Henry refers to the holy war in the opening scene of *Henry IV Part One*, he uses it as a political strategy to unite the kingdom. As he remarks at the opening act, Henry's body politic remains weak,

and he must be confronted with the armed rivals who aim to usurp his throne (*IH4* 1.1.1-16). In order to distract their attention away from the conspiracy to foreign affairs, Henry suggests the holy war. It is interesting to note that in his reference to the crusade, he talks little about his own guilt with regard to Richard. Although he speaks of the factious lords and the threat of civil war, his words are abstract and carefully avoid reminding us of his bloody deeds. The civil conflict was originally caused by Henry's conspiracy against Richard, but he describes it using celestial images as if it had nothing to do with him ("like the meteors of a troubled heaven" *IH4* 1.1.10). Thus, Henry's desire to go to the Holy Land is now incorporated into his political project. Henry is often underestimated in the *Henry IV* plays, but a quality of the Machiavellian hero still remains in his mind.

As the play progresses, however, we learn that Henry's desire for the Holy Land is not so simple and that, more importantly, Henry never forgets his pang of guilt. First of all, when Henry thinks of Hal's riotous behaviour, it reminds him of his own guilt:

I know not whether God will have it so
For some displeasing service I have done,
That in his secret doom, out of my blood
He'll breed revenge and a scourge for me;
But thou dost in thy passages of life
Make me believe *that thou art only mark'd*
For the hot vengeance, and the rod of heaven,
To punish my mistreadings.

(*IH4* 3.2.4-11 italics mine)

Henry is afraid of God's vengeance because he has no confidence in the justice of his deed against Richard. Henry has made his political career using Machiavellian principles, but in fact, he is split between his Machiavellian qualities and his own morality. Moreover, we see this kind of ambivalence in Henry's reference to heroic virtues. In Act III scene ii, Henry admires Hotspur's heroic virtues as follows:

For of no right, nor color like to right,

He doth fill fields with harness in the realm,
Turns head against the lion's armed jaws,
And being no more in debt to years than thou,
Leads ancient lords and reverend bishops on
To bloody battles and to bruising arms.
What never-dying honor hath he got
Against renowned Douglas! whose high deeds,
Whose hot incursions and great name in arms,
Holds from all soldiers chief majority
And military title capital
Through all the kingdoms that acknowledge
Christ.

(*IH4* 3.2.100-111)

Although Hotspur is his opponent's son, Henry praises him because he is impressed with Hotspur's heroic virtues as a warrior. In the eyes of Henry, Hotspur seems to possess the same heroic qualities as himself. The heroic virtues Henry refers to are based on traditional heroism without cunningness, and they are far from the Machiavellian notion of the hero that Henry has embodied. As we have seen in the previous play, Henry's first thoughts on the battlefield turn to strategy, soldiers and money rather than Hotspur's priorities of personal physical strength and honour; meaning that Hotspur is a different heroic icon from the one Henry aspires to. Nevertheless, Henry wants to identify himself with Hotspur because he is aware that his brutal past is not desirable if he wishes to be seen as a hero. Therefore, Henry's repeated references to the Holy Land (*2H4* 3.1.108, 4.4.3-7, 4.5.238) represent his guilty conscience, and the Holy Land is ambivalent for Henry because both his morality and political ambition are combined in this place.

The second tetralogy continually implies Henry's feeling of guilt for Richard's murder, and the audience is not allowed to forget his sin. Shakespeare does not distance Henry from his guilt; Henry never takes an opportunity to go to the Holy Land for purification and must continue to feel the weight of his

sin. Nevertheless, heroes such as Henry who live in the Machiavellian universe probably attracted the audience of Shakespeare's day; the power and strategy they display on the stage would have been admired as being the qualities of the new heroes who had proved the strength of England. In addition, Shakespeare regards Henry as a "good king" with Machiavellian qualities and affirms Henry's reign in spite of his sin. It is extremely important that without Henry's usurpation of Richard, Hal / Henry V, the greatest of English kings, would not have been born. Therefore, Hal must protect Henry's kingship from his opponents' conspiracy not only for his father but also for himself. As critics have long argued, the Henry IV plays depict a young prince's transformation, so-called "an education of Hal" (Ribner 168; Spiekerman 103-122), but more accurately, the plays depict the way Hal acquires the Machiavellian qualities his father once displayed and the way Hal proves the authority of his father's kingship through his transformation. In fact, Hal's declaration, "Redeeming time when men think least I will" (*IH4* 1.2.217) means not only making amends for his own lost time as a prodigal prince but also redeeming the royal authority his father has lost. As a result, Hal will be a more Machiavellian politician and greater king than his father. To accomplish this plan, Hal needs Falstaff.

In the critical history of the Henry IV plays, Falstaff has drawn a great deal of attention. Phyllis Rackin insists that Falstaff is the most subversive character in the *Henriad*, who threatens the ideology of official historical record (Rackin 235). Her interest lies in Falstaff's "witty, irrelevant" language, and she asserts, as compared with "written discourse of official history," Falstaff's speech is "the emblem of his freedom," and it also presents "his origin in the disorderly theatrical world" (Rackin 235). Referring to the connection between history and comedy in the Henry IV plays, David Scott Kastan has remarked that

Falstaff's comic plots do not surrender to the historical ones and that Falstaff counters the totalizations of power (Kastan 244-5, 248). In addition to these arguments, I would like to highlight Falstaff's anti-authorial character. He is an inhabitant in a festive world, Eastcheap, and he is against all the respectable things such as politics, religion, law and family. For example, while Henry feels the significance of the law even when he violates it, Falstaff embodies lawlessness. In his first appearance on stage, he compares himself to a thief:

Let us be Diana's foresters, gentlemen of the shade, minions of the moon, and let men say we be men of good government, being govern'd, as the sea is, by our noble and chaste mistress the moon, under whose countenance we steal.

(*IH4* 1.2.25-9)

Eastcheap is a topsy-turvy world in which the moon is preferable to the sun and night to day. Here robbery is a kind of entertainment, and no one fears the law or punishment. The robbery Falstaff commits at Gad's Hill is a good example. The original plan is that Falstaff and his companions rob the travelers of money at Gad's Hill, but in fact, this robbery is entertainment designed by Poins and Hal in order to tease Falstaff. What is tested in this robbery plot is not Falstaff's honesty and morality but his cunningness in excusing the robbery. Even when Hal exposes Falstaff's lies, Falstaff defends himself dexterously ("Why, hear you, my masters, was it for me to kill the heir-apparent? Should I turn upon the true prince? Why, thou knowest I am as valiant as Hercules; but beware instinct – the lion will not touch the true prince. Instinct is a great matter; I was now a coward on instinct." *IH4* 2.4.268-273). Morality and honesty should be respected, but Falstaff does not regard them as being socially necessary. Falstaff needs dexterity, boldness and hedonism, and we see the resources of carnival-like subversive power in these qualities. In addition, in the intelligent and playful

conversations between Hal and Falstaff, which transform a robbery into entertainment, irony and mockery toward the authority of the king are involved. Falstaff's language and behaviour are always irreverent and unpredictable, but they seem to resist authority such as politics, hierarchy and law and to overturn the whole world. Hal learns the importance of morality and law through his father's usurpation, but by spending a lot of his time with Falstaff, he also learns that law and morality are not universal. Compared with Henry who embodies convention and morality, Falstaff seems anti-king and anti-father, who refuses both of them.

The friendship between Hal and Falstaff does not continue long, but Hal learns Machiavellian notions through his short-term association with Falstaff. For example, the critique of honour is an important part of the teachings Falstaff offers to Hal. In the plays Hotspur is the most honourable hero. Hotspur, however, is in fact a politically dangerous person who plans to overthrow Henry's reign and to divide the kingdom into three parts with Glendower (*IH4* 3.1.69-136). In addition, he is a supporter of Mortimer, the rightful heir to Richard (*IH4* 1.3.155-7), and as he may block the succession from Henry to Hal, he is also dangerous for Hal. Hal depicts this honourable and dangerous hero as a man who lacks temperance, and his satire of Hotspur's courage indicates the emptiness of his heroism:

the Hotspur of the north, he that kills me some six or seven dozen of Scots at a breakfast, washes his hands, and says to his wife, "Fie upon this quiet life! I want work." "O my sweet Harry," says she, "how many hast thou kill'd to-day?" "Give my roan horse a drench," says he, and answers, "Some fourteen," an hour after; "a trifle, a trifle."

(*IH4* 2.4.102-108)

Hotspur is parodied as being impatient and simple-minded; a murdering machine that has no interest

in glory and renown. In the world of Henry IV, Hotspur is "the king of honor" (*IH4* 4.1.10) and the only character who represents old chivalric virtues, and the plays respect these virtues. However, his enthusiastic commitment to honour compromises honour itself. Hotspur is a brave warrior who reminds us of Hercules, but he is not loyal to the king. The feudal heroic virtues are linked to Hotspur who opposes royal authority, and such heroism serves to corrupt the unity of the kingdom. Therefore, in the play the more Hotspur refers to honour, the more worthless it is.

More significantly, while Hal always calculates everything for his future success, Hotspur has no concept of the future, something of which a good statesman must be aware. For him, the time of life is short, and he has a clear image of when and how to die (*IH4* 5.2.81-86), but he has no idea of how he should live and what he should do for the country. Even in the battlefield, Hotspur carries nothing but valour with him:

My lord your son [Hotspur] had only but the corpse',

But shadows and the shows of men, to fight;

(*2H4* 1.1.192-3)

Ironically, in this passage Hotspur is reduced to one of the bodies to be killed in the battlefield. The battlefield is more real than Hotspur imagines, where he dies because of his lack of money, arms and strategy and doesn't take personal fame as a warrior. Falstaff's critique of Hotspur's "honourable" death is more cynical. According to Falstaff, life and death are only "counterfeits" to each other (*IH4* 5.4.111-9), and honour is merely a "word":

What need I be so forward with him that calls not on me? Well, 'tis no matter, honor pricks me on. Yea, but how if honour prick me off when I come on? how then? Can honor set to a leg? No. Or an arm? No. Or take away the grief of a wound? No. Honor hath no skill in surgery

then? No. What is honor? A word. What is in that word honor? What is that honor? Air. A trim reckoning! Who hath it? He that died a' Wednesday. Doth he feel it? No. Doth he hear it? No. 'Tis insensible then? Yea, to the dead. But will ['t] not live with the living? No. Why? Detraction will not suffer it. Therefore I'll none of it, honor is a mere scutcheon. And so ends my catechism.

(*IH4* 5.1.128-141)

This speech is made soon after Hal promises chivalric behaviour and swears his victory toward his father. Therefore, Falstaff's words are directed not only to Hotspur but also to Hal and Henry. According to Falstaff, when a man dies nothing remains, and whatever Hal and Hotspur venture for battle, death brings them nothing but destruction. For Hal and Hotspur, the battlefield is a sacred place because by displaying their manhood Hal hopes to reestablish the father-son bond and Hotspur can gain his honour. Falstaff, however, questions whether the battle for family, honour and country is important. On the battlefield, he pretends to die in order to avoid fighting, and he takes "honour" by accidentally finding Hotspur's corpse. By mocking the seriousness of battle with his comic words and behaviour, Falstaff refuses to accept all things that establish Henry's political world; honour, family, and patriotic attitudes. Falstaff's role is explained more clearly in Bakhtin's carnival theory. Analyzing Pico della Mirandola's basic idea in *Oratio de hominis dignitate*, Bakhtin defines a man. A man is "outside all hierarchies, for a hierarchy can determine only that which represents stable, immovable, and unchangeable being, not free becoming" (Bakhtin 364). In the Henry IV plays, "stable, immovable, and unchangeable" is Henry's world, and Falstaff is "outside all hierarchies" and attempts to attack what should be respected in order to sustain the hierarchy. Seen in this light, Falstaff is an anti-political presence.

Falstaff's teachings are accepted by Hal. For

example, Hal promises his father that he will behave heroically and that he will strive for family fame, but he speaks of chivalric virtues in the commercial terms. Using metaphors of financial transaction, Hal reduces courage and fame to commercial objects which are exchanged between merchants:

For the time will come

That I shall make this northren youth *exchange*
His glorious deeds for my indignities.

Percy is but my *factor*, good my lord,

To *engross up* glorious deeds on my behalf;

And I will call him to so *strict account*

That he shall render every glory up,

Yea, even the slightest worship of his time,

Or I will tear the *reckoning* from his heart.

(*IH4* 3.2.144-152 italics mine)

Because his father murdered Richard, Hal / Henry V is not regarded as a "legitimate" king. In order to be admitted as a "legitimate" king, Hal acquires the qualities such as calculation, shrewdness, and flexibility, and by these qualities he must try to legitimate his kingly status. Hal's commercial words show that the process in which he reconstructs the legitimacy of his status is not providential but pragmatic as if aspiring merchants attain wealth by their commercial talents and efforts. It is not Henry but Falstaff who offers a pragmatic standpoint to Hal.

III

Falstaff and his companions flourish only in politically confusing times, and their carnival never lasts for long time. Eastcheap, which is always filled with plebeian unrefined energy, is now associated with images of illness and death, and even Falstaff suffers from illness (*2H4* 1.2.1-5). In the countryside Silence and Shallow are talking about their dead friends (*2H4* 3.2.34-54), and the frequent references to sickness and death² remind us of "devouring time" in Sonnets and provide the world of the play with a shadow:

By my troth I care not; a man can die but once,
we owe God a death. I'll ne'er bear a base mind.
And't be my dest'ny, so;

(2H4 3.2.234-6)

Unlike in *Henry IV Part One* here is developed a pessimistic atmosphere rather than a festive one that celebrates physical pleasure. In fact, what is anti-political and immoral is contained in the political and social framework, that is, law, morality, family and country. For example, a tavern hostess Mistress Quickly and a prostitute Doll Tearsheet, who symbolize the immorality of Eastcheap, are arrested and brought to prison (2H4 5.4.1-31). Hal's rejection of Falstaff is described in this context, and those who emphasize Hal's cruelty have often interpreted Falstaff's banishment sentimentally.

According to Bakhtin's carnival theory, however, Falstaff's banishment should not be understood in a sentimental way. Bakhtin says, carnival never lasts for long time, but its ending is ambivalent. Denying all the borders – life and death, beginning and end, king and fool etc –, carnival involves a new beginning in its ending. For example, death brings a new birth, and the end of the old world leads to the beginning of the new one (Bakhtin 205, 283). Similarly, Falstaff is fated to disappear when Hal establishes his new political world, but his banishment implies not only his disappearance from the stage but also Hal's rebirth as a king. Therefore, in the rejection scene we should consider how Hal rejects Falstaff rather than why he does.

Hal's performance as a prodigal prince allows him to be associated with Falstaff and his companions in Eastcheap and to absorb the qualities his father doesn't teach; immorality and lawlessness. It seems that his performance ends when he becomes a king, but Hal continues his performance. More precisely, he must continue it in order to constitute his identity as king. The big difference between Henry and Hal lies in this awareness of performance. Henry knows

that a king is only a player in a political drama ("For all my reign hath been but as a scene / Acting that argument" 2H4 4.5.197-8), but he cannot be a good actor because he lacks an understanding of the nature of authority. The authority and power of the king is unstable and ungrounded, and the king must be able to represent such unstable authority and power as real and absolute. In other words, a good king must be a good actor, but Henry was unable to perform. On the other hand, Hal is skeptical about the kingship and keenly aware that royal authority is never immanent. For Hal even legitimacy is something not to be inherited but to be created, and in order to be regarded as a legitimate king he must endlessly play the role of a legitimate king. Seen in this light, Hal's rejection of Falstaff is his first dramatic representation of kingship. Although Falstaff believes that his association with the prince remains unchanged, Hal pushes him into the social hierarchy and turns their private friendship into a public relationship between king and subject. When Falstaff, who has received the news of Hal's coronation, is willing to come and see him, Hal pretends not to know him:

I know thee not, *old man*, fall to thy prayers.

How ill white hairs becomes a fool and jester!

(2H4 5.5.47-8 italics mine)

What Hal learned in Eastcheap is that a king's existence is fragile and must be always confronted with subversive power and that kingship is not contained in the king himself but in the political relationships that link the king and his subjects. Hal's dramatic behavior with an exaggerated expression is his strategy to construct the relationship. By calling Falstaff an "old man", Hal reduces his old companion to a nameless person, one of his anonymous subjects. It is worth noting that Hal's performance is followed by his impressive reconciliation with Lord Chief Justice. Lord Chief Justice had once imprisoned Hal for his immoral deeds, and at first Hal showed his hatred

toward him. Listening to Lord Chief Justice's argument of law and justice, however, Hal pretends to be moved by his honesty to the office and surrenders to him as if Lord Chief Justice were his real father ("You shall be as a father to my youth" *2H4* 5.2.118). The performance of reconciliation shows that unlike Henry the "reformed" Hal is a protector of law and justice and that his new reign depends on English law. Seen in this light, Hal's banishment of Falstaff is also a symbolic strategy to show that he is a ruler who prefers morality and justice.

What must be underlined here is Hal's performance is based on the Machiavellian political thought. According to Machiavelli, it is more important for a prince to "appear" to have morality and justice than to actually have them: "it is not necessary for a prince to possess all of the above-mentioned qualities, but it is very necessary for him to appear to possess them. Furthermore, I shall dare to assert this: that having them and always observing them is harmful, but appearing to observe them is useful" (Machiavelli 61). Henry is troubled by the pangs of conscience because he cannot deny morality and legitimacy. As a result, his sincerity to morality and justice caused his inability to rule. Indeed, Hal learns the importance of morality and legitimacy from his father, but at the same time, he learns skepticism about them from Falstaff. Hal rejects Falstaff's uncontrolled physical desire and appetite, but he accepts Falstaff's views of society and politics. Compared with his father, Hal / Henry V is the greatest king in England because he acquires the Machiavellian qualities of performance and appearance from Falstaff's teachings.

IV

Through the education of Hal the Henry IV plays describe the process by which the ideal ruler is made. The plays continue to ask the question, "what is a king?", and we can find an answer to that question in the improvisation between Hal and Falstaff:

PRINCE Do thou stand for my father and examine me upon the particulars of my life.

FALSTAFF Shall I? Content. This chair shall be my state, this dagger my sceptre, and this cushion my crown.

PRINCE Thy state is taken for a join'd-stool, thy golden sceptre for a leaden dagger, and thy precious rich crown for a pitiful bald crown.

(*IH4* 2.4.376-382)

For Henry the crown is exceedingly heavy not only because it is troublesome for all kings but it also reminds him of his sin toward Richard. Henry was ever proud of his Machiavellian qualities, but eventually he is troubled by legitimacy, guilt and morality, and his reign remains unstable. Unlike Henry, Hal knows the king's crown is no more than a cushion. In his view, the king is merely a role, and there is no intrinsic power in it. In addition, his experiences in Eastcheap provide him with the awareness that the king has a fragile existence and is always surrounded by subversive power. Because of this awareness, Hal reconstructs a different authority from his father's by his recourse to Machiavellian strategies.

We do not see Hal's national achievement in the Henry IV plays, but at the end of *Henry IV Part Two*, his brother John tells us Hal / Henry's plan to conquer France (*2H4* 5.5.106-7). Henry IV could not make his armies "march all one way" (*IH4* 1.1.15) to the Holy Land, but Hal / Henry V tries to achieve his father's impossible dream. Connecting Hal's political vision with Henry V's great enterprise, the Henry IV plays end with the implication that Hal's Machiavellian qualities create historical dynamism.

Notes

1 All the quotations of Shakespeare's works are taken from *The Riverside Shakespeare*, ed. G. Blakemore Evans, 2nd ed. (Boston: Houghton Mifflin Company, 1997).

2 According to Giorgio Melchiori, an editor of *Henry IV Part Two* (The New Cambridge Shakespeare), “disease” is mentioned 13 times, and “sick” or “sickness” are no less than 21 times. In addition to these words, a number of specific diseases and physical mutilation are referred to in the play.

Works Cited

- Bakhtin, Mikhail. *Rabelais and his World*. Trans. Hélène Iswolsky. Bloomington: Indiana University Press, 1984.
- Evans, G. Blakemore ed. *The Riverside Shakespeare*. 2nd ed. Boston: Houghton Mifflin Company, 1997.
- Hawkins, Sherman H. “Virtue and Kingship in Shakespeare’s *Henry IV*.” *English Literary Renaissance* 5 (1975): 313-343.
- Kastan, David Scott. “‘The King Hath Many Marching in His Coats,’ or, What Did You Do in the War, Daddy?” *Shakespeare Left and Right*. Ed. Ivo Kamps. London: Routledge, 1991. 241-257.
- Machiavelli, Niccolò. *The Prince*. Trans. Peter Bondanella. Oxford: Oxford University Press, 2005.
- Rackin, Phyllis. *Stages of History*. Ithaca: Cornell University Press. 1990.
- Ribner, Irving. *The English History Play in the Age of Shakespeare*. London: Methuen, 1965.
- Shakespeare, William. *The Second Part of King Henry IV*. Ed. Giorgio Melchiori. Cambridge: Cambridge University Press, 1989.
- Spiekerman, Tim. “The Education of Hal: *Henry IV, Parts One and Two*.” *Shakespeare’s Political Pageant: Essays in Literature and Politics*. Ed. Joseph Alulis and Vickie Sullivan. 1996. 103-24.

中学校社会科学学習指導案における「観点別評価」

佐藤 環
Tamaki SATO

Note on “Evaluation by the Viewpoints” reflected on the Lesson Plans of Social Studies in the Junior High Schools

I. はじめに

学習指導案（以下「指導案」と記す）とは、教師が、年間指導計画に位置付けられた単元（題材）を指導するにあたり、児童・生徒や学習集団の実態に即して、教師自身の個性を生かして作成する指導計画書で、謂わば授業者による授業デザインの書面である。具体的には、単元（題材）の目標を達成するために、何を、どのような順序や方法で指導し、児童・生徒がどのように学んでいくかを十分に考慮して、学習指導の構想を一定の形式に表現した書式をさす。指導案の形式に特に決まった基準はなく、教師の指導の意図や構想が最も適切に表現されるよう、教師各人の創意工夫が期待されている。よって、同じ単元を扱った指導案でも各教員の個性や教育観が照射される。

本稿では、観点別評価を導入した中学校社会科地理的分野の指導案に観点別評価がどのように投影されているかを教育実習生が作成した指導案を事例として検討する。

II. 観点別評価と中学校社会科指導案

1. 点別評価の導入

1987（昭和62）年の教育課程審議会（2001年（平成13年）1月より中央教育審議会）では、学習指導要領改定を進める中で旧来の学力観が知識や技能を中心にしてきたと考え、それに代えて学習過程や変化への対応力の育成などを重視しようとする立場から、「日常の学習指導の過程における評価については、知識理解面の評価に偏ることなく、児童生徒の興味・関心等の側面を一層重視し、学習意欲の向上に役立つようにするとともに、これを指導方法の改善に生かすようにする必要がある」と答申され、また指導要録における各教科の評価についても、「教育課程の基準の改善のねらいを達成することや各教科のねらいがより一層生かされるようにする観点から、教科の特性に応じた評価方法等を取り入れるなどの改善を行う必要がある」と、指導要録の様式を改める旨の考えが示された。この答申を受け、文部省は指導要録の参考様式を提示⁽¹⁾し、各教科それぞれに4～5つの観点⁽²⁾を定め、絶対評価により評価を行うこととした。

各教科の評定に当たっては、2001（平成12）年12

月4日に出された教育課程審議会答申「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」を受け、文部科学省は「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」を2001（平成13）年4月27日付で通知した。この通知は、諸学校における指導要録の様式等を決定する設置者等に対して指針となるべき指導要録記載事項等を取りまとめたもので、各教科・科目の評定に当たっては以下の諸点に留意することが記されている。

その一。各学校において、観点別学習状況の評価を基本とした現行の評価方法を発展させ、学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を見る評価が一層重視されるとともに、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況などを評価するため、個人内評価を工夫すること。

その二。各学校において、指導と評価の一体化、評価方法の工夫改善、学校全体としての評価の取組が進められるとともに、学習の評価の内容について、日常的に児童生徒や保護者に十分説明し、共通理解が図られるようにすること。

その三。国立教育政策研究所教育課程研究センター等において研究開発される評価規準等も参考にしながら、都道府県や市町村の教育センター・教育研究所等や、教員養成大学・学部等の教育研究機関においても、評価規準や評価方法等の研究開発を行い、各学校における評価の客観性・信頼性を高めること。

そして各教科の評定を行う際には、ペーパーテスト等による知識や技能のみの評価など一部の観点に偏した評定が行われることのないように、「関心・意欲・態度」、「思考・判断」、「技能・表現」、「知識・理解」の4観点による評価を十分踏まえながらバランスのとれた評定を行っていくとともに、5段階の評定が個々の教師の主観に流れて客観性や信頼性を欠くことのないよう学校として留意することが求められた。

2. 中学校社会科における観点別評価

2001（平成13）年4月27日に文部科学省から通知

された「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」の「別紙第2」で、中学校生徒指導要録の記載事項等が示された⁽³⁾。

中学校社会科における観点別学習状況欄では、「社会的事象への関心・意欲・態度」、「社会的な思考・判断」、「資料活用の技能・表現」、「社会的な事象についての知識・理解」の順に4つの観点が示され、それらの趣旨は順に「社会的な事象に対する関心を高め、それを意欲的に追究し、よりよい社会を考え自覚をもって責任を果たそうとする」、「社会的な事象から課題を見だし、社会的な事象の意義や特色、相互の関連を多面的・多角的に考察し、社会の変化を踏まえ公正に判断する」、「平素から各種の資料に親しみ、社会的な事象に関する有用な情報を適切に選択して活用するとともに、追究し考察した過程や結果を適切に表現する」、「社会的な事象の意義や特色、相互の関連を理解し、その知識を身に付けている」としている⁽⁴⁾。これは、まず社会的な事象への関心、意欲、そして態度が土台となって、知識や理解が生成されるという進歩主義的な教育観に立脚していると思われる。ただ逆に、社会的な事象への知識や理解を定着させれば教科が面白くなり、その教科への関心や意欲が一層高まるという本質主義的な考えもあることを付言しておきたい。

3. 単元ごとの観点別評価の基準設定—中学校社会科地理的分野—

中学校社会科地理的分野における単元別の評価基準は、学習指導要領のほか、国立教育政策研究所教育課程研究センター、都道府県・市町村の教育センター等、教員養成大学・学部等の教育研究機関において研究開発される評価規準等を参考にしながら、各学校、各教員が工夫して作成するものであるが、教科書出版社が評価基準のアウトラインを例示していることがある。ここでは東京書籍の教科書『新編新しい社会（地理）』における「中学校平成18-21年度年間指導計画作成資料（2005年8月号）」の一部を掲げておく⁽⁵⁾。

①年間指導計画 (3学期制)

第1学年 (105時間)

月	時	地理	歴史	
四月	6	第1編 どれだけ知っている かな (1)	1章 歴史の流れ (6)	
五月	12	1章 地球のすがた (4)	2章 古代までの日 本 (5)	
		評価などの予備時間 2		
六月	12	2章 世界のすがた とさまざまな地域 (7)	— ② (6)	
七月	6	評価などの予備時間 5		
九月	9	3章 日本のすがた とさまざまな地域 (6)	◆身近な地域の調査 (9)	
十月	12	評価などの予備時間 6		
十一月	12	第2編 1章 身近な地域の 調査 (9)	3章 中世の日本 — ① (4) — ② (5)	
十二月	9	評価などの予備時間 3		
一月	9	2章 都道府県の調 査	4章 近世の日本 — ① (5)	
二月	12	— ① (4) — ② (4)	— ② (4)	
三月	6	— ③ (4)	評価などの予備時間 6	
1学年		地理 (39)	歴史 (44)	
合計		評価などの予備時間 22		

第2学年 (105時間)

月	時	地理	歴史	
四月	6	3章 世界の国々の 調査	4章 近世の日本 — ③ (6)	
五月	12	— ① (4) — ② (4)	評価などの予備時間 4	
六月	12	— ③ (4)	5章 開国と近代日 本の歩み	
七月	6	評価などの予備時間 3		
九月	9	第3編 1章 さまざまな面 から見た日本	— ③ (6)	
十月	12	— ① (7) — ② (5)	評価などの予備時間 3	
十一月	12	— ③ (5) — ④ (7)	6章 二度の世界大 戦と日本 — ① (6)	
十二月	9	評価などの予備時間 3		
一月	9	— ⑤ (5)	— ② (4)	
二月	12	2章 さまざまな視 点から見た日本(5)	— ③ (3)	
三月	6	7章 現代の日本と 世界 — ① (3) — ② (3)		
		評価などの予備時間 4		
1学年		地理 (46)	歴史 (42)	
合計		評価などの予備時間 17		

②単元指導計画

- 「第1編 世界と日本の地域構成」のうち「第1章 地球のすがた（配当4時間）」

◆第1編 世界と日本の地域構成

■第1章 地球のすがた（配当4時間）

◆評価規準の例（章全体）

指導目標	社会的事象への関心・意欲・態度	
<ul style="list-style-type: none"> ●世界を地理的に認識するための座標軸として、地球儀や地図を活用して大陸と海洋の形状や分布を取り上げ、地球規模での位置関係をとらえるための技能と知識を身につけさせる。 ●地球儀を活用して生活舞台としての地球に対する興味・関心を高め、緯度と経度による地球上の位置の表し方を身につけさせる。 ●緯度や経度の違いが、私たちの生活にどのように影響するのか、気温の変化や時差をふまえて大観させる。 ●さまざまな世界地図が考案される背景を探り、球面上の世界の特質を考えさせる。また、地球儀や世界地図の長短をふまえて、それらを適切に活用する方法を身につけさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球の表面の様子や世界を構成する大陸と海洋、国々に対する関心が高まっている。 ・大陸と海洋の大まかな形状と位置関係を地球儀や世界地図を活用して追究し、意欲的に取り組んでいる。 	
	社会的な思考・判断	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな世界地図が考案される背景や、緯度と経度、時差のしくみを追究し、球面上の世界の特質を考察することができる。 ・大陸と海洋の分布をもとに世界の地域構成を考察することができる。
	資料活用 の技能・表現	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の地域構成の基本的な枠組みをとらえるために、地球儀や世界地図の長短をふまえて読み取りを行うとともに、地図帳を適切に活用する方法を身につけている。 ・地球儀や世界地図を活用して、地球上の位置を緯度と経度で表すことができる。 ・地球儀や世界地図を活用して、簡単な時差の計算ができる。
	社会的事象についての知識・理解	<ul style="list-style-type: none"> ・緯度や経度、標準時と時差のしくみについて理解し、その知識を身につけている。 ・大陸と海洋の形状や分布、名称、その位置関係を理解している。 ・さまざまな世界地図の長短について理解し、球面と平面の違いを大まかに説明できる。

■第1章 地球のすがた（配当4時間）

◆評価規準の例（各時間ごと）

累計時間	おもな学習内容	学習目標	評価規準の例
2	1 地球のすがたを見てみよう (p.8～9) 六大陸と三大洋 陸地と海洋の分布	<ul style="list-style-type: none"> ●地球のすがたを衛星写真や地球儀を使って大まかに眺め、球面上の世界に慣れ親しむ。 ●六大陸と三大洋の名称や大きさ、位置関係をさまざまな角度からとらえる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大陸と海洋の大まかな形状と位置関係を地球儀や世界地図を活用して追究し、意欲的に取り組んでいる。(関心・意欲・態度、技能・表現) ・大陸と海洋の大きさ比べなど、地球規模の計算を通して、世界の地域構成を考察することができる。(思考・判断) ・大陸と海洋の形状や分布、名称、その位置関係を理解している。(知識・理解)

3	<p>2 地球上の位置 (p.10 ~ 11) 緯度と経度 緯度のちがいと気温の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地球儀をさまざまな角度から眺めたり、位置を緯度・経度で表すしくみを理解するなどの活動を通して、球面上の世界に慣れ親しむ。 ●緯度の違いが、気温の変化をもたらし、北極・南極などの高緯度地域が寒い理由を地球儀を使って考察する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球儀をさまざまな角度から眺めるなど、地球の表面の様子をつかむための諸活動に意欲的に取り組んでいる。(関心・意欲・態度) ・緯度の違いが、気温の変化をもたらし、高緯度地方が寒い理由を模式図を用いて考察することができる。(思考・判断) ・地球儀や地図帳を活用して、緯度と経度を使って地球上の位置を表すことができる。(技能・表現) ・地球儀のしくみを理解し、その知識を身につけている。(知識・理解)
4	<p>3 経度・標準時・時差 (p.12 ~ 13) 経度のちがいと標準時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●標準時、時差のしくみを理解し、簡単な時差の計算ができるようになる。 ●なぜ標準時を採用し、時差などといった面倒な計算をするのか、その背景について考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準時・時差のしくみを理解し、時差を正しく計算している。(知識・理解) ・標準時を採用し、時差を計算することの背景や意義を考えている。(思考・判断)
5	<p>4 地球儀と地図のちがいを 知ろう (p.14 ~ 15) 地球儀と地図のちがいを</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●地球儀と世界地図を見比べる活動を通して、それらにはそれぞれ長短があることを理解する。 ●なぜさまざまな世界地図が考案されているのか、その背景について考える。 ●地球儀や世界地図を使って、正しい方位と距離の調べ方を見つける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な世界地図の特質とそれが考案されている背景を、地球儀と比較し関連づけて考え、それぞれの用途を大まかに説明できる。(思考・判断) ・世界の地域構成の基本的な枠組みをとらえるために、地球儀や世界地図の長短をふまえて読み取りを行うとともに、地図帳を適切に活用する方法を身につけている。(技能・表現) ・地球儀や「中心からの距離と方位が正しい地図」を使って、距離と方位を調べることができる。(技能・表現、知識・理解)

Ⅲ. 指導案作成と観点別評価－オーソドックスな指導案－

以下の①、②は茨城町立明光中学校（茨城県東茨城

郡茨城町谷田部）で教育実習を行った学生の社会科地理的分野指導案である。

① 2004（平成 16）年度指導案

第 2 学年□組 社会科（地理的分野）学習指導計画案

平成 16 年 5 月 0 日
指導教員：○○○○
実習生：△△△△

1. 単元 世界の国々の調査

2. 目標
- 世界の国々に対する関心を高め、その調査に意欲的に取り組み、世界の国々の地理的特色を捉えることができる。【社会的事象への関心・意欲・態度】
 - 世界の国々の地理的事象から課題を見だし、それを解決条件や人びとの営みなどに関連づけ多面的・多角的に追究するとともに国家規模の地理的特色をとらえる視点や方法を身につけることができる。【社会的な思考・判断】
 - 世界の国々に関する地図や標本その他の資料を収集し、有用な情報を適切に選択して活用するとともに、世界の国々の地理的特色を追究し、考察した過程や結果をまとめたり、発表したりすることができる。【資料活用の技術・方法】
 - 世界の国々の地理的特色とともに、国家規模の地理的特色をとらえる視点や方法を追究し、それらの知識を身につけることができる。【社会的事象への知識・理解】

3. 単元について

本単元は、世界の国々の中から葉つきの国を取り上げ、地理的特色を見いだして追究し、地理的特色をとらえさせるとともに、国家規模の地理的特色をとらえる視点や方法を身につけさせる。さらに、選んだ国に関する様々な資料を収集し、それらを地域の環境条件、地域との結びつき、より豊かな生活を実現するために努力している人びとの営み、及び特定の国に特別な留意し、取捨選択したり関連づけたりする中で、多面的・多角的に地理的特色を追究し、考察した過程や結果をまとめたり、発表したりすることができる。【社会的な思考・判断】

本単元の生徒は日常生活で仰せられている活動している。社会科の調べ学習の中でも調べ学習に積極的に取り組まれている。グループ学習を多く取り入れ、少人数の中で自分のことで話し合いの場面において、グループ学習を多く取り入れ、少人数の中で自分の意見を発表することができるようにし、さらに学級全体に各生徒の意見が反映できるようにしていきたい。そして、この単元を通じて生徒達にフランスの文化に対する理解を深めさせたい。

4. 指導計画

- (12時間限り)
- 第 1 次 多角的に調べよう・多様な地域から構成されるアメリカ (4 時間)
- 第 2 次 テーマを決めて調べよう・多様な文化と相容するマレーシア (4 時間)
- 第 3 次 比較や関連の視点から調べよう・地域との結びつきを掘めるフランス (4 時間)
- 第 1 時 総括から見たフランス
- 第 2 時 フランス文化の広がり・・・(本時)
- 第 3 時 フランスの産業の広がり
- 第 4 時 フランスと EU

5. 本時の指導

- (1) 目標
 - ・優れた文化が、多くの人びとをフランスに集める理由であることを理解することができる。
- (2) 準備・資料
 - ・教科書、グラフウィックワイド、用語集、地図帳、地図帳、美術の資料集、フランス料理の並べ替えを行うワークシート、給食の献立表

(3) 展開

学習の内容・活動	支援・援助の留意点 (◎は評価)
<p>1. 本時の課題について確認する。</p> <p>なぜフランスには多くの人々が集まるのか。</p> <p>2. 給食の献立表を読みフランス語を調べる。</p> <p>3. フランス料理のフルコースの食べ方について考える。</p> <p>食前酒→前菜→メインディッシュ→デザート→既成酒</p> <p>4. 美術などで学習した有名な作品のうち、フランスの作家のもと他国の作家のものを比較する。</p> <p>・プリントで、「モナ・リザ」「藤と鶴松い」「ミロのピナリス」の写真を見せ、タイトルや作者名を記入する。</p> <p>「モナ・リザ」 フランソワ・ミレー 「藤と鶴松い」 作者不明 「ミロのピナリス」</p> <p>5. フランスに多くの人々が集まる理由を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フランスの優れた文化 ・フランスの領土との関連 <p>6. 本時のまとめ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価カードに本時の授業に積極的に参加できたか、また考えたこと、わかったことを記入させる。 	<p>・以前にフランスを訪れる観光客が世界第一位だったことを復習し、本時の課題を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が普段接していない学校給食の献立表を使うことで、身近なところにもフランス語があることに気づかせる。 ・フランス文化の中で、生徒にとって身近であると考えられるフランス料理について考え学習意欲を高める。 ・フルコースに添じたことのない生徒もいるため、フルコースを印刷したプリントを見ながら考えられるようにする。 ・自分の意見を活発に発表できるように、グループで「食べ方」について考えるようにする。 ・日本でもフランス料理のフルコースを味わうことができ、作業の遅れている生徒には、美術の教科書、資料集などを使用して調べようとする。 ・これらの写真が正しいルールの美術館に所蔵されていることに基づかせる。 ◎作品に関する話し合いで積極的に自分の意見を発表できたか。【技能・表現】 ・フランスの優れた文化が人々を惹きつけていることを考える。 ・「主に使われている言語」の資料からアメリカ大陸の国々の中にフランス語を使用している国が多いことに気づかせ、かつてアフリカ西部はフランスの領土であったことを確認する。 ◎フランスに人が集まる理由は、フランスの文化が一つ原因であることが理解できたか。【知識・理解】

② 2006 (平成18) 年度指導案

第1学年△組 社会科 (地理的分野) 学習指導計画案

平成18年6月○日 (6校時)
 指導者: ○○○○
 授業者: △△△△

1. 単元名 日本のがたがたさまざまな地域
2. 目標 ○様々な指標で日本を区分することに関心をもち、東日本と西日本があることや生活文化に見られる地域性などについて、意欲的に調べることができ、【社会的対象への関心・意欲・態度】
 ○設定した課題について、日常的な面からも考察し、日本の領土がいろいろな指標によって区分できることを判断することができる。【社会的な思考・判断】
 ○取り書や資料集に掲載されている図を活用して区分の仕方をとらえるとともに、自分なりの目標を考えて地域区分図を作ること。【資料活用技能・方法】
 ○日本の領土における様々な社会的現象について、これまでの学習した地域区分の知識を活用することによって、より深く理解することができる。【社会的現象への知識・理解】
3. 単元について 本単元は、日本の国土の位置と領域の特色を世界的な視野から多面的・多角的に追究し、とらえることを主なねらいとしている。日本の位置と領域については、日本の国土の位置および領海の特徴と変化を広い視野から考察し、日本の現状を位置と領域から大観させる。また、現代の日本は都道府県などを基にして大小さまざまな地域区分でできるとなを理解させ、日本の地域構成を地図上で大観せるとともに地名や地図への関心を高めさせる。本学級の生徒は普段から地図をよく活用しており、何ことにも積極的に取り組み生徒が多い。社会科の授業においては、作業的学習に意欲的に取り組む姿が多く見られる。しかし、与えられた課題に対しては熱心に解決していこうとする姿が少ない。そこで本時では、いくつかの地域に区分された日本地図を見せ、何を根拠に区分しているのかを考える活動を取り入れた。そして、友達の見聞を聞き、いろいろな考え方に触れることで多面的・多角的な考え方を身につけさせたい。
4. 指導計画 (6時間扱い)
 第1時 日本の位置を調べよう (1時間)
 第2時 日本の広さを調べよう (1時間)
 第3時 日本をいくつかの地域に分けよう (1時間)・・・本時
 第4時 都道府県を確かめよう (1時間)
 第5時 いろいろな視点から都道府県をながめよう (1時間)
 第6時 日本の略地図をえがいてみよう (1時間)
5. 本時の指導 (1) 目標
 ・現代の日本は都道府県などを基にして小さきさまざまな地域に区分できることを、いろいろな分け方によって理解することができる。
 (2) 準備・資料
 ・教師の準備・・・教科書、資料集、用語集、地図帳、地図帳、地図帳
 ・生徒の準備・・・教科書、資料集、用語集、地図帳

(3) 展開

学習の内容・活動	支援・援助の留意点 (◎は計画)
1. 世界を6州に分けたことを確認する。 6州…アジア州、ヨーロッパ州、アフリカ州、北アメリカ州、南アメリカ州、オセアニア州 2. 日本がいくつかの地域に分けられるかを予想する。 3. 本時の課題を確認する。 日本はいくつどの地域に分けられるだろう。 4. 日本をいくつかの地域に分ける。 (1) 2つに区分されている日本が何を根拠に分けられているのか考える。 (2) 8つに区分されている日本が、何を根拠に分けられているのか考える。 (3) グループ内で互いに意見を聞き合う。 (4) 全体で発表する。 5. 8地方区分について理解する。 8地方…北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州 (1) 8地方の名前を調べよう。 (2) 確認テスト。 6. 本時のまとめ ・本時の授業でわかったこと、気づいたこと、感じたことをノートにまとめる。	・世界各地を地域に分けられることを確認し、日本の場合はどのように分けることができるかを興味を持って取り組めるようにする。 ・白地図上で、日本はいくつに分けることができるか、その根拠も含めて一人一人が考えられるようにする。 ・配布プリントに載っている地図のタイトルを考えることで、区分された根拠についても理解することができる。 ・区分された根拠をプリントに書くことで、自分の考えをより詳しくまとめられるようにする。 ・グループで発表しあうことで、いろいろな考え方があることに気づかせる。 ・仲間指導をしながら、作業の遅れている生徒に参考資料を紹介する。 ・多くの生徒に発表させることで、いろいろな考え方があふれるように気づかせる。 ◎積極的に活動に参加し、意見を聞き合うことができる。【関心・意欲・態度】 ・仲間指導をしながら、作業の遅れている生徒に参考資料を紹介する。 ・8地方区分と都道府県的位置関係を理解させる。 ◎日本が様々な地域に区分することができる。(ノート点検)【知識・理解】

これら指導案の「単元について」の文言は学習指導要領にある「大項目」（大単元）の文言を引用している⁽⁶⁾。「観点別評価」を盛り込んだ「単元の目標」の項と「本時の展開」の部分において、まず「単元の目標」では、教科書出版会社などが提示した文言を参考にして四つの観点別評価を記しており、「本時の展開」の表中「支援・援助の留意点」部分では「単元の目標」で示した観点別評価のうちから2点を選択し授業展開の部分に記している。授業者（実習生）の創意工夫よりも、学習指導要領、各種研究機関や教科書出版社が提示した資料に準拠して指導案の文言を作成している。

Ⅳ. 指導案作成と観点別評価－応用力涵養に力点を置く指導案－

中学校社会科地理的分野の指導案③は、2002（平成14）年度に茨城大学教育学部附属中学校（茨城県水戸市文京）で教育実習を行った学生が作成したものである。

③ 2002 (平成14) 年度指導案

第2学年△組 社会科学 学習指導案

平成14年5月10日 (★) 1校時 社会科学室
 指導者 山田〇〇x (2年△組)
 指導教員 〇〇〇〇 先生

1. 単元名 テーマを決めて調べよう

2. 単元について

本単元では、「都道府県の調査」ということで、「多面的に調べよう」と「テーマを決めて調べよう」と比較や相違の視点から調べようの3段階構成になっている。今回は「テーマを決めて調べよう」の部分学習する。各自が興味関心あるテーマを設定後、実際に資料を駆使して調べ、最後にはまとめていくという学習を展開していく。生徒達が持っている潜在能力を最大限に生かしてあげたいと思う。中間発表会を持つことによって、各自が調べたテーマだけではなく、他の生徒のテーマにも関心をもってもらい、幅広く沖縄のよきところものに気づいて欲しいと思う。そして、地域的特色を調べることを行い、学び方を学ばせることを通じて、他地域についても調べられる能力も育成させたい。また、様々な資料を使って学習させることを通じて、資料自体にも興味を持ち、中間発表を行うことを通じて、表現の能力も育てていきたいと思う。沖縄県は、私たちの住んでいる茨城県とちやうど正反対の気候にある。また、畑の文化を持つ特色ある県でもある。それから、生徒も資料を探しやすさという利点もある。

3. 目標

- 沖縄県に関する多様な情報を収集検討して、沖縄県の地域的特色を明らかにできる学習課題を作ることができる。(関心・意欲・態度)
- 確切的アンケートや写真や文庫やインターネットを使って、自分の設定したテーマについて調べることができる。(資料活用・表現力)
- 自分のテーマについて資料を収集・分析して、沖縄県に関する地域的特色を把握することができる。(思考・判断)
- 沖縄県の地域的特色を理解し、説明することができる。(知識・理解)

4. 指導計画

- (5時間取扱い)について
- 第1次 多面的に調べよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5時間
- 第2次 テーマを決めて調べよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6時間
- 第1時 沖縄県を調べるためのテーマを設定する
- 第2時 実際に資料などを活用して調べよう
- 第3時 発表会・中間発表会
- 第4時 発表会
- 第5時 節のまとめをする
- 第3次 比較や相違の視点から調べよう・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4時間

5. 本時の指導

- (1) 目標
- 各自が決めた沖縄のテーマについて、資料を使って地域的特色を把握することができる。そして、中間発表会で自分のことばで説明することができる。(資料活用・表現力)
- (2) 準備・資料
 生徒
 教科書、地図帳、ノート、資料集、各自資料
 教師
 教科書、資料集、地図帳、沖縄関連資料

(3) 展開

生徒の学習活動・学習内容	学習活動を支える教師の支援・発問	生徒を評価する視点
1. 本時の課題をつかむ。 沖縄県の地域特色について調べよう。いろいろな資料を使って、みんなでオリジナルの沖縄百科事典を作ってみよう。 ※各作業時間について説明する。 ※本時の流れについて説明する。	・生徒は、興味を示しテーマ別にグループに別れて集まってくる。また、ハンゴンも置いておく。Yahooで検索を始める。時間がかかっても構わないので、あらかじめリンク集を作成しておく。他の生徒にも作業状態を理解してもらうために、後ろのスクリーンに作業状態を映しておく。 ・前項までに決めたテーマについて調べよう。 ・沖縄の文化 ・沖縄の交通	・本時の活動やねらいを理解し、活動の見直しを持つことができたか。(観察)
2. 教師が指示してから、詳細の百科事典を作るための資料を見つけた。資料は、分類してテーマ別に置いてある。 [資料] 沖縄の統計資料、琉球文化の資料 食物の資料、あるがJALハンフホームページ など	・粗細指違をしながら資料の選択に迷いつける生徒に声をかける。 ・テーマを変更する生徒には、テーマの見つけ方を資料を使いながら指導する。 ・発表は、お互いがどんなテーマで調べたのかを知ってもらうために発問を行う。最初は、自主的に生徒から発表してもらい、いない場合こちらから発表してもらい生徒を生徒の巡回時にチェックしておく。 生徒がどんなことを調べているのか、それぞれがどのようなことに興味・関心があるかを知ってもらうため教師は黒板にテーマを書く。 ・カードを配り、気づいたこと疑問に思ったことや感想を書かせる。	・探してきた資料や統計資料を、自分のテーマにうまく活かしているか。(観察)
3. 前項までに決めたテーマについて調べよう。 ・沖縄の文化 ・沖縄の交通	・発表は、お互いがどんなテーマで調べたのかを知ってもらうために発問を行う。最初は、自主的に生徒から発表してもらい、いない場合こちらから発表してもらい生徒を生徒の巡回時にチェックしておく。 生徒がどんなことを調べているのか、それぞれがどのようなことに興味・関心があるかを知ってもらうため教師は黒板にテーマを書く。 ・カードを配り、気づいたこと疑問に思ったことや感想を書かせる。	・本時のテーマについて、自分なりにまとめられることが出来たか。また、他のテーマについて興味を持ってたか。(思考・判断・関心・意欲・態度)
4. 中間発表会を行う。 ・発表者 ・時間は5分 ・質問2分	・発表は、お互いがどんなテーマで調べたのかを知ってもらうために発問を行う。最初は、自主的に生徒から発表してもらい、いない場合こちらから発表してもらい生徒を生徒の巡回時にチェックしておく。 生徒がどんなことを調べているのか、それぞれがどのようなことに興味・関心があるかを知ってもらうため教師は黒板にテーマを書く。 ・カードを配り、気づいたこと疑問に思ったことや感想を書かせる。	・本時のテーマについて、自分なりにまとめられることが出来たか。また、他のテーマについて興味を持ってたか。(思考・判断・関心・意欲・態度)
5. 本時での活動の振り返りをする。 他人のテーマについて興味・関心を持ってたか、また、どう資料を活用して作業ができたかを評価する。		

この指導案の「単元について」、「目標」、「展開」部の文言は稚拙ではあるが指導者（実習生）自らが工夫しながら作成されており、学習指導要領、各種研究機関や教科書出版社が提示した資料の文言に準拠した部分はほぼ見られない。

V. 考察

指導案は、現職教員が研究授業や授業参観などで参観者に対して授業のねらいや展開などを説明するために作成されるが、特に教育実習生が実習の仕上げとして授業を行う際に課せられることが常態であり、実習生の指導案作成に当たっては、指導教員の働きかけのほか、在学生の学習意欲や学力程度が大きく影響する。

本稿では、茨城県内の公立中学校と国立大学附属中学校（以下「附属中学校」とする）で教育実習生が作成した中学校社会科地理的分野指導案を取り上げ、指導案に記された「観点別評価」の扱い方を比較してみた。公立中学校では、学習指導要領、各種研究機関や教科書出版社が提示した資料を援用しつつおしなべてオーソドックスな指導案を作成しているのに対して、附属中学校では実習生の自主性を活かす指導案作成がなされているようである⁽⁷⁾。

授業展開の設計・計画書たる指導案作成を規定する要因は何であるか。授業者・指導者の力量・教育観などの違いもさることながら、それは在学する生徒集団の学力程度に規定されていると推察できる。義務教育ながら試験により選抜され、集団としての学力が一定以上に保たれた生徒が主体の附属中学校では、生徒達の応用力涵養に力点を置き且つ実習生の自主性を前面に出した指導案の作成が行われ、公立中学校では多様な生徒を指導・支援せねばならないという制約の下、指導案作成に当たり規矩準繩を学習指導要領、各種研究機関や教科書出版社が提示した資料に求め無難にまとめようとする傾向にある。「観点別評価」を反映させようとする指導案においても、各教員、各実習生が評価すべき観点を自ら考案していこうとする自由度の高い学校と、学習指導要領や各種機関が提示した既成の文言等を援用してまとめていこうとする学校という

2つの流れが存在することが明らかとなった。

【註】

(1) 2001（平成13）年4月27日文科科学省初等中等教育局長通知13，文科初第193号。

(2) 全ての教科は「関心・意欲・態度」「思考・判断」「技能・表現」「知識・理解」などの4～5つの観点に分けられている（国語のみ5観点）。評価者（教師）はそれぞれの観点ごとに目標を設定し、学習者がその目標に対してどれだけ実現できたかを分析して、一般に「十分満足と判断されるもの」、「おおむね満足であると判断されるもの」、「努力を要すると判断されるもの」という3段階で評価する。この評価が観点別評価と言われるもので、学年末には、評定とともに各必修教科、選択教科の観点別評価が指導要録に記録される。

(3) http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/13/04/010425b.htm

(4) 評定とは異なり、評価者（教師）はそれぞれの観点ごとに目標を設定し、学習者がその目標に対してどれだけ実現できたかを分析して、一般に「十分満足と判断されるもの」、「おおむね満足であると判断されるもの」、「努力を要すると判断されるもの」という3段階の評価を行う。なお、評価方法は絶対評価による。

(5) <http://ten.tokyo-shoseki.co.jp/information/200505/ten01397.htm>

(6) ①2004（平成16）年度指導案、②2006（平成18）年度指導案ともに「単元について」に記述された文言は、文科科学省『中学校学習指導要領（平成10年12月）解説－社会編－』大阪書籍、1999年、33ページからの引用。

(7) 山崎英則編『新・教育原理』ミネルヴァ書房、2006年、第17章では広島大学附属中・高等学校の各科目指導案が記載されているが、各教員の工夫による自主的な作成が主流である。

グッドデザイン賞を受賞した一般住宅の建築物が著作権法上の
建築の著作物に該当しないとされた事例（大阪高判平成 16・9・29 最高裁
HP 知的財産裁判例集（平成 15（ネ）3575－積水ハウス事件二審判決））

日向野 弘毅
Higano Kouki

Über die Urheberschutzfähigkeit eines Bauwerks

In Japan wurden bisher Fragen des Urheberrechts eines Architekten kaum erörtert. In letzter Zeit ist jedoch die Tendenz einer steigenden Anzahl von Bauprozessen zu beobachten, die ein Urheberrecht von Architekten zum Gegenstand haben. Daher kann man davon ausgehen, daß diese Frage in Zukunft wichtiger wird. In diesem Beitrag betrachtet man eine Rechtsprechung über die Urheberschutzfähigkeit eines Bauwerks.

1. 事実

第一審の事案は第一事件と第二事件から成る。まず、第一事件の概要は以下のごとくである。すなわち、大手住宅メーカー X は、その開発に係る高性能コンクリート外壁材「ダインコンクリート」を採用した高級注文住宅「グルニエ・ダイン」を企画開発し、同シリーズ中の郊外住宅地対応モデルである「グルニエ・ダイン JX」の設計を行い、「グルニエ・ダイン JX」シリーズ中の住宅として、平成 10 年 4 月 25 日から、「大屋根インナーバルコニータイプ」（片流れ大屋根、インナーバルコニーを有するタイプ）の高級注文住宅（以下「X 建物」という。）の販売を開始した。X は、全国の住宅展示場にモデルハウスとして X 建物を建築の上、展示し、また「グルニエ・ダイン JX」のカタログに X 建物の写真を掲載した。「グルニエ・ダイン

JX」を含むグルニエ・ダインシリーズは、通商産業省選定の平成 10 年度グッドデザイン賞を受賞した。X は、中小住宅メーカー Y が全国の住宅展示場に建築して展示し（平成 11 年 8 月から）、Y のパンフレットにその写真を掲載している建物（以下「Y 建物」という。）は、X 建物の玄関側部分を精巧に模倣したものであり、そのような Y の行為は著作権侵害行為あるいは不正競争行為にあたるとして、Y に対し、Y 建物の展示及び販売の中止等を求めたが、Y はこれに応じなかった。

そこで、X は、X 建物は建築の著作物（著作権法 10 条 1 項 5 号）に該当し、X は X 建物の著作権者であるところ、Y 建物は X 建物を複製又は翻案したものであるとして、Y に対し、著作権法 112 条 1 項、2 項に基づき、Y 建物の建築等の差止め、及び Y 建物の玄関側写真の掲載されたパンフレットの廃棄を請求するとともに、民法 709 条（著作権侵害による不法行

為)に基づき損害賠償を請求し、また、Y建物はX建物の商品形態を模倣したものである(不正競争防止法2条1項3号)として、Yに対し、不正競争防止法4条に基づき損害賠償を請求した。

次に、第二事件の概要は以下のごとくである。すなわち、Xは、Xの木造住宅「シャーウッド」(木造軸組)シリーズの最高級品である「エム・グラヴィス ベルサ」を全国的に販売開始する前に、X工場において建築した「エム・グラヴィス ベルサ」の建物を写真撮影し、その写真にコンピュータ・グラフィックス(CG)出力処理を施したものを(以下「X写真」という。)を同建物のカタログに掲載したところ、Yは、同カタログ掲載の写真と酷似する写真(以下「Y写真」という。)を自社住宅の見学会の広告用のチラシあるいは新聞広告に掲載した(チラシは新聞に折り込んで配布)。

そこで、Xは、X写真は写真の著作物(著作権法10条1項8号)に該当し、XはX写真の著作権者であるところ、Y写真はX写真を複製又は翻案したものであるとして、Yに対し、著作権法112条1項、2項に基づき、Y写真の印刷、複写及び同写真を掲載した印刷物(チラシその他の印刷物)の配布の差止め及びY写真のデータ等(Y写真、そのデータ、Y写真を使用したチラシその他の印刷物)の廃棄を求めるとともに、民法709条(著作権侵害による不法行為)に基づき損害賠償を請求した。

一審判決¹⁾(大阪地判平成15・10・30判時1861号110頁=判タ1146号267頁)は、第一事件に関して、まず建築の著作物(著作権法10条1項5号)の著作物性一般につき以下のように判示する。「著作権法により『建築の著作物』として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、美的な表現における創作性を有するものであることを要することは当然である。したがって、通常のありふれた建築物は、著作権法で保護される『建築の著作物』には当たらないというべきである。一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性のみならず、美的要素も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、その程度

のいかんを問わず、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわないと考えられる。一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であるといえることができるのは、一般人をして、一般住宅において通常加味される程度の美的要素を超えて、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような芸術性ないし美術性を備えた場合、すなわち、いわゆる建築芸術といえるような創作性を備えた場合であると解するのが相当である。」

そのうえで、X建物の著作物性について以下のように判示する。「本件のように、建築会社がシリーズとして企画し、モデルハウスによって、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅を建築する場合、当該モデルハウスの建築物が、一般人をして、一般住宅が備える程度の美的な創作性を感得させることはあっても、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得させ、美術性や芸術性を認識させることは、一般的に、極めてまれなことといわざるを得ない。X建物は、(中略—筆者注)、通常の一般住宅が備える美的要素を超える美的な創作性を有し、建築芸術といえるような美術性、芸術性を有するとはいえないから、著作権法上の『建築の著作物』に該当するということとはできない。」

また、Y建物がX建物の商品形態を模倣したものの(不正競争防止法2条1項3号)といえるかについては、X建物とY建物は、その外観において相違があり、形態が同一ないし実質的に同一であるとはいえないから、Y建物がX建物を模倣した商品であると認めることはできないと判示した。

結局、Xの第一事件の請求は棄却された。

次に、第二事件に関しては、X写真の著作物性を認めたとうえで、Y写真はX写真に依拠してX写真を複製して作成されたものであるとし、Xの差止請求の全部及び損害賠償請求の一部を認容した。

これに対して、Xは、第一事件に関する原判決の取り消しを求めて控訴するとともに、控訴審において予備的請求(違法な模倣行為による不法行為に基づく損害賠償請求)をおこなった。

2. 判旨

争点(1)(Y建物の建築、販売及び展示は、X建物に関するXの著作権を侵害する行為に該当するか。)ア(X建物は、建築の著作物(著作権法10条1項5号)に該当するか。)について。

「当裁判所も、X建物は著作権法上の『建築の著作物』に該当しないと判断する。」

「イ(ア)著作権法は、同法にいう著作物を『思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。』と定義し(同法2条1項1号)、著作物の例示中に『建築の著作物』を挙げている(同法10条1項5号)。

ところで、建築は、絵画、版画、彫刻などと同様に造形活動の一種であるが、絵画、版画、彫刻などが専ら美的鑑賞を目的に制作される物品であるのに対し、建築により地上に構築される建築構造物(建築物)は、物品ではない上、美的鑑賞の目的というよりも、むしろ、住居、宿泊所、営業所、学舎、官公署等として現実に使用することを目的として製作されるものである。そこで、同法は、『建築の著作物』を『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』(同法10条1項4号)とは別に、独立の著作物類型として保護することにしたものと解される。ちなみに、同法20条2項2号は、建築物の所有者の経済的利用権と著作者の権利を調整する観点から、一定の範囲で著作者の権利(同一性保持権)を制限し、建築物の増築、改築、修繕又は模様替えによる変更を許容している。

(イ) 一方、著作権法は、著作物の例示中に『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』を挙げた(同法10条1項4号)上で、『美術の著作物』には『美術工芸品』を含む旨を規定している(同法2条2項)から、『美術の著作物』は純粋美術(絵画や彫刻のように、専ら鑑賞目的で創作される美的創作物)に限定されないことは明らかであるものの、一品制作的な美術工芸品を除く、その他の応用美術(実用目的の物品に応用される美的創作物)が『美術の著作物』に該当するかどうかは、同法の条文上必ずしも明らかではない。

ところで、応用美術は、①純粋美術作品が実用品に

応用された場合(例えば、絵画を屏風に仕立て、彫刻を実用品の模様を利用するなど)、②純粋美術の技法を実用目的のある物品に適用しながら、実用性よりも美の追求に重点を置いた一品制作的な場合、③純粋美術の感覚又は技法を機械生産又は大量生産に応用した場合に分類することができる。このことに、本来、応用美術を含む工業的に大量生産される実用品の意匠は、産業の発展に寄与することを目的とする意匠法の保護対象となるべきものであること(同法1条)、これに対し、著作権法は文化の発展に寄与することを目的とするものであり(同法1条)、現行著作権法の制定過程においても、意匠法によって保護される応用美術について、著作権法の保護対象にもするとの意見は採用されなかったこと、一品制作的な美術工芸品を越えて、応用美術全般に著作権法による保護が及ぶとすると、両法の保護の程度の差異(意匠法による保護は、公的公示手段である設定登録が必要である上、保護期間(存続期間)が設定登録の日から15年であるのに対し、著作権による保護は、設定登録をする必要はなく、保護期間(存続期間)が著作物の創作の時から著作者の死後50年を経過するまで、法人名義の著作物は公表後50年を経過するまで等とされている。)から、意匠法の存在意義が失われることにもなりかねないこと等を合わせ考慮すると、原則として、応用美術については、著作権法の保護が及ばないものと解するのが相当である。

もともと、応用美術であっても、それが造形者の知的・文化的精神活動の所産であって、通常の創作活動を上回り、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、造形芸術と評価し得るだけの美術性を有するに至っているため、客観的、外形的に見て、社会通念上、純粋美術と同視し得る美的創作性(審美的創作性)を具備していると認められる場合は、『美術の著作物』として著作権法による保護の対象となる場合があるものと解される。

(ウ) 建築物は、地上に構築される建築構造物であり、例えば、建物は、建築されると土地の定着物たる不動産として取り扱われるから、意匠法上の物品とは解されず、その形態(デザイン)は意匠法による保護の対象とはならない。しかも、建築物は、一般的には

工業的に大量生産されるものではないが、前記（ア）のとおり種々の実用に供されるという意味で、一品制作的な美術工芸品に類似した側面を有する。また、前記アで認定したとおり、X 建物は、高級注文住宅ではあるが、建築会社がシリーズとして企画し、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅として建築することを予定している建築物のモデルハウスであり、近時は、X 建物のように量産することが予定されている建築物も存在するから、建築は、物品における応用美術に類似した側面も有する。そうだとすれば、建築物については、前記（イ）で検討したところがおおむね妥当する。したがって、著作権法により『建築の著作物』として保護される建築物は、同法2条1項1号の定める著作物の定義に照らして、知的・文化的精神活動の所産であって、美的な表現における創作性、すなわち造形芸術としての美術性を有するものであることを要し、通常ありふれた建築物は、同法で保護される『建築の著作物』には当たらないというべきである。

一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性（住み心地、使い勝手や経済性等）のみならず、美的要素（外観や見栄えの良さ）も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し、社会一般における住宅建築の実情にもそぐわないと考えられる。すなわち、同法が建築物を『建築の著作物』として保護する趣旨は、建築物の美的形象を模倣建築による盗用から保護するところであり、一般住宅のうち通常ありふれたものまでも著作物として保護すると、一般住宅が実用性や機能性を有するものであるが故に、後続する住宅建築、特に近時のように、規格化され、工場内で製造された素材等を現場で組み立てて、量産される建売分譲住宅等の建築が複製権侵害となるおそれがある。

そうすると、一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であるといえることができるのは、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物とし

ての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合と解するのが相当である。

X は、X 建物のような一般住宅は建築されると不動産（建物）として意匠登録をすることができず、意匠法による保護の途が閉ざされている旨主張しているが、不動産について意匠登録を認めるか否かは、専ら立法政策の問題であるから、そのことを理由に、上記の程度に至らないものを、著作権法で保護される『建築の著作物』と認めることはできない。

（エ）前記アの認定事実によれば、X 建物は、和風建築において人気のある、その意味では日本人に和風建築の美を感じさせるということができ、切妻屋根、陰影を作る深い軒、袖壁、全体的な水平ラインといった要素や、インナーバルコニー、テラス、自然石の小端積み風の壁といった洋風建築の要素を、試行錯誤を経て配置、構成されていると認められるから、実用性や機能性のみならず、美的な面でそれなりの創作性を有する建築物となっていることは否定できない。また、X 建物は、建築会社である X 内において、専門的な知識、経験を有する複数の者が関与して、試行錯誤を経て外観のデザインが決定されたものであり、その意味で、知的活動の成果であることも疑いないところである。

しかしながら、現代において、和風の一般住宅を建築する場合、上記のような種々の要素が、設計・建築途上での試行錯誤を経て、配置、構成されるであろうことは、容易に想像される。本件のように、高級注文住宅とはいえ、建築会社がシリーズとして企画し、モデルハウスによって顧客を吸引し、一般人向けに多数の同種の設計による一般住宅を建築する場合は、一般の注文建築よりも、工業的に大量生産される実用品との類似性が一層高くなり、当該モデルハウスの建築物の建築において通常なされる程度の美的創作が施されたとしても、『建築の著作物』に該当することにはならないものといわざるを得ない。これに対し、まれに、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的

鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を具備していると認められる場合は、『建築の著作物』性が肯定されることになる。

(オ) 前記アの認定事実、前記(ア)ないし(エ)の説示及び後記ウの認定判断によれば、X建物は、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回っておらず、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を具備しているとはいえないから、著作権法上の『建築の著作物』に該当するということとはできない。」

「しかし、(中略—筆者注)、完成したX建物を既存の通常の住宅建築と比較した場合、客観的、外形的に見て、X建物にそれらとは異なって、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性が備わっているものとは認められないから、X建物の設計において上記のような考慮がされているとしても、そのことをもって、X建物に上記の造形芸術としての美術性が備えられていると認めることはできない。」

争点(2)(Y建物は、X建物という商品の形態を模倣したもの(不正競争防止法2条1項3号)といえるか。)について。

「当裁判所も、X建物とY建物は、その外観において相違があり、形態が同一ないし実質的に同一であるとはいえないから、Y建物がX建物を模倣した商品であると認めることはできないと判断する。」

「しかし、建物において玄関側(正面)外観が最も注目されることは否定できないとしても、そのことは、購入しようとする者にとって背面や両側面、全体的な構成等が当該商品の形態として無意味であるということにはならない。このことは、X建物が居住用一般住宅である建物のモデルハウスであることを考慮しても、同じである。特に、高級注文住宅であれば、これに居住することを前提とする顧客は、住宅会社の提示する商品イメージないしコンセプトを理解した上で、自己の希望する建物の外観全体(したがって、背面や

両側面のデザインも含まれる。)、さらに居住性、機能性の観点から建物の内部の間取り、材質、仕上げの巧拙等に対しても格別の関心やこだわりを有するはずであるから、顧客を誘引する要素は、玄関側(正面)外観だけにとどまるわけではない。また、そもそも玄関側(正面)外観によって、建物の背面や両側面の形態が必然的に定まったり、通常有する形態となるものとはいえない。」

「b 次に、X建物とY建物の玄関側(正面)の外観を比較すると、なるほど、Xが主張するように、①玄関に向かって右側に大屋根を大きく葺き下ろし(A:切妻大屋根の片側葺き下ろし)、②下屋屋根に接して2階のサッシ窓を設けるとともに、③地面近くから屋根の付近までの勾配破風サッシ(地面近くから切妻面の屋根端部に沿って外観上一体に見える窓サッシ)を配してアクセントを加え(B:勾配破風サッシ)、④反対側には、面積の少ない上屋屋根と反対側から中央部を超えて軒の深い面積の広い下屋屋根を葺き(E:下屋屋根による軒深さ)、⑤切妻壁面の一部分をアルコーブ状(屋内側)にくぼませてセットバックさせ(C:切妻壁面一部のセットバック)、下屋屋根と一体感を持たせた中央に袖壁を設置したインナーバルコニーを配し(D:袖壁を囲むインナーバルコニー)、⑥下屋屋根の軒下にはスペースを配し、⑦濃灰色の瓦と白色の壁でモノトーンのコントラストを醸し出している点(F:外壁と屋根のモノトーン色調のコントラスト)では、X建物とY建物は共通しているといえる。

しかし、他方、X建物とY建物のそれぞれの玄関側(正面)の外観は、次のような点で異なっている。(中略—筆者注)。このように、X建物とY建物の玄関側(正面)外観は、片側大屋根の葺き下ろし具合、下屋屋根のスペース、窓の配置や大きさ、玄関の位置、壁面の出入りの具合、軒の深さ、下屋屋根の軒下のスペースの広さ(床面にタイルを張り、そこに椅子、テーブル、鉢植えの植物を配置することができるようなスペースの有無)等の違いがあり、印象も異なったものとなっている。」

争点(3)(Y建物をモデルハウスとするYの営業活動は、Xの営業上の利益を侵害する違法な模倣行為(民法709条の不法行為)に該当するか。)について。

「Xは、YがX建物の外観を模倣したY建物をモデルハウスとして自己の営業活動に利用し、Xと販売地域を競合する地域において顧客を誘引している行為は、民法709条の不法行為を構成すると主張する。

しかしながら、(中略一筆者注)、X建物とY建物とは、それぞれの玄関側(正面)の外観においても、実質的に同一といえるほどに酷似しているとはいえず、X建物とY建物は、その外観において相違があり、形態が同一ないし実質的に同一であるとはいえないから、Y建物がX建物を模倣した商品であると認めることはできない。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、Xの当審における予備的請求は理由がない。」

結論として、本判決は、Xの第一事件における請求(①著作権に基づく差止請求及び著作権侵害による不法行為に基づく損害賠償請求、②不正競争行為による不法行為に基づく損害賠償請求)はいずれも理由がなく、これを棄却した原判決は相当であるとして、本件控訴を棄却し、また、Xの二審における予備的請求(違法な模倣行為による不法行為に基づく損害賠償請求)も棄却した。

3. 評釈

建築の著作物の著作物性の要件としては、「思想又は感情の表現」及び「創作性」に加えて、「美術性」(又は「芸術性」)を備える必要があると一般に解されている⁽²⁾。

本判決はまず、美術を純粋美術(専ら、鑑賞目的で創作される美的創作物)と応用美術に分け、さらに後者を①純粋美術作品が実用品に応用された場合、②純粋美術の技法を実用目的のある物品に適用しながら、実用性よりも美の追求に重点を置いた一品制作的な場合、③純粋美術の感覚又は技法を機械生産又は大量生産に応用した場合の3類型に分けて、純粋美術と応用美術の①②類型には著作権の保護が及ぶが、応用美術の③類型には原則として著作権の保護が及ばないとする。ただ、応用美術の③類型も、「それが造形者の知的・文化的精神活動の所産であって、通常の創作活動を上回り、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の

対象となり、造形芸術と評価し得るだけの美術性を有するに至っているため、客観的、外形的に見て、社会通念上、純粋美術と同視し得る美的創作性(審美的創作性)を具備していると認められる場合」は例外的に著作権の保護の対象となる場合があるとする(これは一見すると、仏壇彫刻事件判決(神戸地姫路支判昭和54・7・9無体集11巻2号371頁)やアメリカTシャツ事件判決(東京地判昭和56・4・20無体集13巻1号432頁)等の裁判例に沿った判決のようにみえる(ただ、仏壇彫刻事件判決は、前記①②類型の応用美術にあつては、美術的な鑑賞目的が実用目的を上回るがゆえに著作権法の保護対象となり(それ以外は意匠法の保護対象となる。)、前記③類型の応用美術にあつては、純粋美術に該当しうるほどの高度の美術性を備える場合に著作権法の保護対象となるとし、後者(③類型)の著作物性の要件である「美術性」の判断にあたっては、美術性の高低を問題とする。この点で、後述するように、後者(③類型)の「美術性」の判断にあたり、美術性の有無を問題とする本判決とは立場を異にする。これに対して、アメリカTシャツ事件判決は、前記③類型の応用美術にあつては、客観的、外形的にみて純粋美術と同視しうるものが著作権の保護対象とされるとし、その「美術性」の判断にあつては、美術性の高低ではなく、美術性の有無を基準としているようである。))。そのうえで、本判決は、上記の美術に関する考察方法が建築にも「おおむね」妥当とする。しかし、美術と建築は基本的にいくつかの点で異なっている。まず、美術は純粋美術と応用美術に大きく分けられるのに対し、建築には純粋美術や応用美術の①②類型に対応するものがない(建築には、専ら鑑賞目的で創作されるものはない、すなわち、およそ建築物は実用を離れて考えることはできないし、また、美術的な鑑賞目的が実用目的を上回っているという建築物もおよそ考えられない(というか、専ら鑑賞目的であるとか、鑑賞目的が実用目的を凌駕するような建築物は、そもそも建築物とはいえないであろう。))。というよりむしろ、「建築の美は用からはなれることはできない」⁽³⁾のである)。また、建物は、その拠って立つ地盤、気圧・風雪などの自然条件、景観(建築物は、本来的に屋外に設置されるものであるから、多か

れ少なかれ景観との関わりがある。それに対して、美術品の場合は、屋外（庭園・公園など）に設置されることがあらかじめ予定されている場合を除いて、原則として景観を考慮する必要はない。もっとも、屋内庭園はもとより、室内に設置される場合にも、周囲の環境との関わりを考慮する必要がある場合もありうる。しかし、美術品は、基本的には、それを取り巻く周囲の環境とは関係なく、それ自体のみで完結しているといえよう。）と一体のものとして存在する（外観が同一の建物であったとしても、前記の諸条件が多少なりとも異なれば、それはもはや同一の建物とはいえない。従って、量産される同一規格の建物であっても、機械生産又は大量生産される応用美術品とは異なり、一つとして同じものは存在しえない。）。それゆえに、美術品についての考察方法が、たとえ「おおむね」であれ、建築に妥当するといえるかは疑問である。しかし、後述するように、本判決の美術品についての考察方法が建築にも妥当するか否かにかかわらず、建築物の著作物性の要件である「美術性」の判断にあたっては、美術性の高低ではなく、美術性の有無が基準となることはいうまでもない（本判決は、理由付けはともあれ、美術性の有無を判断基準としているのであり、その点で妥当である。）。

建築物が「美術性」を備えるか否か（建築物が「美術」の範囲に属するか否か）の判断にあたって、美術性の高低が基準となるのか、それとも美術性の有無が基準となるのが問題となるが⁽⁴⁾、一審判決は、「一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性のみならず、美的要素も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、その程度のいかんを問わず、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し」と判示していることから明らかなように、一審判決は、「美術性」の判断にあたって、美術性の有無ではなく、美術性の高低を問題としている。これに対して、本判決は、一審判決の前記判示部分を改めて、「一般住宅の場合でも、その全体構成や屋根、柱、壁、窓、玄関等

及びこれらの配置関係等において、実用性や機能性（住み心地、使い勝手や経済性等）のみならず、美的要素（外観や見栄えの良さ）も加味された上で、設計、建築されるのが通常であるが、一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性が認められる場合に、『建築の著作物』性を肯定して著作権法による保護を与えることは、同法2条1項1号の規定に照らして、広きに失し」と判示している。両判決の前記判示部分を比較してみると、一審判決がたんに「美的要素」としているのに対し、本判決は「美的要素」という言葉を括弧書きを付けて「外観や見栄えの良さ」の意であると解し（従って、一審判決でいう「美的要素」と本判決でいう「美的要素」とは意味合いがまったく異なる。後者の括弧書きでいう「外観や見栄えの良さ」とは、一審判決が問題とした美術性の高低という判断の土俵とは別次元に属する、ある意味無色透明な（法的には意味をもたない）表現にすぎない。）、また、本判決は一審判決の判示にあった「その程度のいかんを問わず」という文言を削除している。このことから明らかなように、本判決は、「建築の著作物」性の要件である「美術性」の判断にあたり、美術性の高低を基準としていた一審判決の立場を、美術性の有無を基準とする立場へと転換しているのである（つまり、福島地決平3・4・9知裁集23巻1号228頁[シノブ設計事件]の立場に戻ったといえる。）。つまり、本判決は、「客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性（前後の文脈からみて、ここでいう「美的創作性」は「外観や見栄えの良さ」とほとんど同じ意味で用いられていると思われる一筆者注）を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合に」、建物は建築の著作物として著作権法上の保護を受けるとする。

以上縷々述べたが、しかしいずれにせよ、X建物の著作物性を否定した原判決を維持して控訴を棄却した本判決の結論は妥当である。

グッドデザイン賞を受賞した一般住宅の建築物が著作権法上の建築の著作物に該当しないとされた事例

-
- (1) 一審判決の評釈として、日向野弘毅・判時 1879号 189頁以下（判評 553号 27頁以下）、窪田英一郎・知財管理 54巻 8号 1201頁以下、三浦正広・発明 101巻 9号 86頁以下がある。
 - (2) 日向野弘毅「建築家の著作権」（成文堂、1997年）7頁
 - (3) 西山卯三「現代の建築」（岩波新書（青版）、1956年）144頁
 - (4) 日向野・前掲書 50頁

「国語科授業の各学年週1時間増加を伴う水戸市幼・小・中英会話教育特区」研究による英語教科化の可能性の探求」

千葉 敦、井上 徹、渡邊真由美、井上 麻未
真部多真記、飯村 秀樹、中垣恒太郎、園城寺信一

本年度は、「総合的な学習の時間」の枠組みの中で英語活動を実践している大阪府の小学校と、「小中一貫英語教育特区」に認定され、全市をあげて「小中一貫教育」に取り組んでいる金沢市の小学校を視察し、それぞれ水戸市小学校での英語教育との比較・検討を行ってきた。

特に、金沢市は義務教育を終えた段階での「実践的コミュニケーション能力を中心とした高い英語力を身につけている国際人の育成」を目指しており、同じ特区の水戸市とは、その目的や教育方針に類似点も多い。ただし、実際の授業運営体制や運営方法については、水戸市よりも先進的であると感じる部分が多く、本市の検討課題を明らかにしてくれている。ここでは詳細な記述は避けるが、次の点は水戸市と大きく異なる点である。

1) 教科書を使用する

金沢市の小学校では、3年生から5年生まで、市が独自に作成した小学校副読本を教材として使用している。この副読本には、音声CDやピクチャーカード、デジタル教材が付属されており、各学校に配布されている。これにより、市全体の小学校において一定レベルの教育が保障され、教員の授業準備に費やされる負担も軽減されている。小学校6年生には中学校1年生の教科書が前倒しで配布され、それをもとに授業が行われている。

2) 書く指導を行う

小学校5年生から、「読む」「書く」の指導を段階的に取り入れている。これは児童の知的好奇心から導入されたものであり、学年（年齢）に合った学習方法・学習内容の観点から注視すべきことである。

3) 英語指導講師や英語インストラクターが中心に授業を進める

水戸市と同じく英語の授業は、学級担任と英語指導講師あるいは英語インストラクターのチームティーチングで行われている。授業や授業プラン、教材作りの中心となるのは後者である。これを可能にしているのが、講師等の採用方法であると考えられる。金沢市では、授業が英語でできることはもちろん、小学校の英語担当教員と打ち合わせができる「日本語力」があることも条件として、全国に向けて公募を行った。クラス担任が講師と日本語で納得できる話し合いができることで、授業の主導権も比較的安心して譲れるような環境が作られている。クラス担任の授業での役割は、授業をコントロールすることに絞られており、そのためには日本語を使用することが必要であるとの一致した認識があるようである。水戸市を含め多くの自治体で、クラス担任が積極的に英語を使用することが奨励されている現状から考えて、非常に珍しいケースであるように思われる。また、前述の採用条件から、日本人の講師が多いことも特徴のひとつである。英語母語話者にこだわったAETの採用を行っている自治体は多いが、教育効果の観点からどちらがより有効であるかについては、検討する必要があるように思われる。

以上の3点については、水戸市の小学校の視察を通して、本研究グループが特に何らかの改善措置をとるべきであろうと指摘してきたところであり、今後水戸市の実情にあった具体的な改善策を提案して行きたい。

「被害者支援と修復的司法：修復的司法に対する被害者の 満足感を中心として」

富田 信穂、諸澤 英道、西村 春夫、千手 正治

本年度は、修復的司法に関する国内外の文献の収集と同時に、ニュージーランドにおける裁判所関与の修復的司法プログラムを中心として、ニュージーランドにおいて修復的司法ならびに被害者支援の研究・実務に従事している個人・団体を訪問した。これらの研究過程において、修復的司法に対する認識について、我が国とニュージーランドにおける違いを感じるようになった。

すなわち、我が国において被害者支援に携わる人々の一部の間では、修復的司法に対する慎重論が存在しているように思われるが、このような慎重論の中身としては、被害者が加害者との話し合いを強制される危険性や、被害者が修復的司法のプログラムにおいて加害者側に利用されるだけといった懸念、さらには被害者と加害者との間における修復の困難性などに対する指摘が散見される。これらの指摘の背景には、修復的司法の実践プログラムが被害者と加害者との関係修復や被害者側による加害者への赦しへと至ることを予定しているとの前提に立ち、被害者感情に鑑みた場合に、関係修復や赦しに至ることには困難が伴うといった懸念が考えられる。さらに、修復的司法の実践プログラムのプロセスに、被害者が自らの意に反して参加させられることに対する警戒感も垣間見られる。

他方、ニュージーランドにおいては、裁判所関与の修復的司法プログラムに対する被害者の満足感が概ね高いといった調査結果があるが、その理由として、何ゆえに自分が被害を受けることになったのかについて、被害者が加害者から直接聞く機会を得ることや、被害者自身が直接的に刑事司法プロセスに参加し、自らが感じていることや思っていること等を加害者や刑事司

法関係者等の面前で直接発言する機会を得ることが挙げられる傾向が見られた。すなわち、ニュージーランドにおいては、被害者の立場から修復的司法に期待するものとして、加害者から話を聞く機会ならびに被害者自身が発言する機会を提供することが主として挙げられる傾向があるように思われる。また、ニュージーランドにおいては、裁判所関与の修復的司法プログラムを実施する際には、被害者と加害者の合意を前提としており、被害者が修復的司法プログラムに強制的に参加させられることを防止するための対策を講じているためか、被害者参加の任意性の担保に関する問題点についての指摘はあまり見られなかった。

その一方で、現在ニュージーランドは刑務所人口増加の問題を有しており、国家レベルにおいて、裁判所関与の修復的司法プログラムを通じての被害者と加害者との合意を前提として、拘禁刑の言渡しを減少させる必要があるといった側面も垣間見られた。しかしながら、被害者によっては、裁判所関与の修復的司法プログラムの機会を通じて、何ゆえに自分が被害を受けることになったのかについて加害者に尋ねたり、自らが感じていることや思っていること等について発言したいと望んでいるものの、裁判所関与の修復的司法プログラムに参加することによって加害者の量刑が軽くなることまでは望んでいない場合もあり、そのことがジレンマとなっている側面も垣間見られた。

「視線によるウェブ・ユーザビリティ評価の検討」

申 紅仙 (心理教育学科 専任講師)
伊田 政司 (心理教育学科 教授)
渡邊 孝憲 (心理教育学科 教授)
伊東 昌子 (心理教育学科 准教授)
島田 茂樹 (心理教育学科 准教授)
馬場久美子 (心理教育学科 専任講師)
西澤 弘行 (コミュニケーション学科 准教授)
中村 泰之 (コミュニケーション学科 専任講師)

【目的】

人がインターネット情報を取得する過程を視線分析によって明かし、ユーザビリティ評価との対応性について検証することを目的に実験を試みた。尚、実験には、被験者の負担を軽減させる、非装着型アイカメラ (ナック社 非接触アイマーカーター-EMR-AT VOXER) を使用した。

【今年度の実験内容】

本課題の研究期間は3年間である。初年度に当たる今年度は、ホームページ利用時の視線分析を行い、ホームページの使いやすさについて調べることを目的とした。また、実験刺激には常磐大学ホームページを用いた。

【実験の手続き・方法】

常磐大学大学生5名を対象に実験を行った。実験参加者(被験者)は、実験開始後、常磐大学ホームページから「休講情報」を探してクリックすることが求められた。「休講情報」を探索させた理由は、予備調査を行った結果、在学生が大学ホームページを利用する際に最も必要とする情報が「休講情報」であったためである。分析対象は、「アイマークによる軌跡」と「停留点時間」とした。

【結果のまとめ】

実験の結果、「アイマークによる軌跡分析」で、かなりの個人差が見られた。実験参加者の視線移動の傾向を見ると、ある参加者は20秒程度で迷わずに実験を終了(実験開始後すぐに「休講情報」を発見)できたが、「休講情報」の位置の探索に3分以上かかった参加者もいた。

「停留点時間の分析」では、フラッシュアイコン(アイコンが点滅)の位置に視線を長くどめる傾向が見られた。

【考察】

参加者のホームページ探索傾向を調べた結果、探索時間および視線のばらつきが見られた。これは、参加者のホームページ使用頻度とインターネットの使用習慣の有無といった参加者の問題と、常磐大学ホームページのデザインの問題が大きく影響しているものと考えられた。

また、大学ホームページの使用頻度またはインターネットの使用頻度が高いほど、探索時間が短い傾向が見られ、使用頻度の低い参加者は探索時間が長く、視線の軌跡を見ても探索のための要領が得られず、迷走していたように思われた。

常磐大学ホームページのデザインを見ると、在学生が最も必要とする情報のひとつである「休講情報」や「シラバス」の情報などの、在学生のための情報が不足していたり、または見つけにくいデザインが施されており、その反面、高校生向けの入試情報や大学紹介に関する情報が多いことが明らかとなった。

以上の結果から、常磐大学ホームページは「在学生のための情報」という点においては、在学生にとって使いづらいデザインである可能性が指摘された。休講情報は在校生にとって最も知りたい情報の一つであり、今後、「リンクを大きくする」「色を目立つようにする」「分かりやすい位置に置く」などの改善を求めたい。

*本研究は、2006年度コミュニケーション学科4年生 根本勇介君(申ゼミナール所属、学籍番号:30303156)の卒業研究指導の一環としても行われた。
(論文タイトル:「ウェブデザインに関する一研究 ー常磐大学ホームページを対象とした視線分析ー」)

現代日本社会における村落（むら）的特質に関する研究

柄澤 行雄

本研究は、現代日本社会の社会構造の中に、日本の伝統村落社会（むら）の特質がどのように生きているのか・残存しているのかを実証的に明らかにすること目的として、2年計画で昨年度開始したものである。この研究課題を設定した背景には次のような問題意識があった。明治以降の日本社会の近代化過程において、日本人、日本社会、日本文化の特質についての多数の研究や論評がなされてきた。とくに太平洋戦争後には、日本社会の民主化という課題に関連させて、それを阻害する要因として封建制や封建遺制が注目され、日本社会の基本的特質は村落（むら）や家族（家=いえ）の中に存するという確信のもとに、その解明に多くのエネルギーが投入されてきた。戦後改革とそれに続く高度経済成長と国際化など、日本社会は大きな変動を経験してきた。その過程で、現実には日本社会は大きく変化したと言われている。しかしながら、現実の日本人の行動、集団のあり方など様々な側面には、封建遺制と言わなくとも、伝統的な村落や家の特質が随所にみられ、それが国際化したとされる現代日本社会を特徴づけている。そこで、本研究では、現代日本社会と日本人の具体的な行動の中にいかにそれらが存在し、それがいかに現代日本社会のあり方を特徴づけているのか、という研究課題の設定に至った。

以下に、これまでの研究経過とそこから得られた知見の概要を整理して報告する。

- 1) 昨年度は、①まず、日本社会における村落そのもの特質についての理論的整理をおこなったうえで、②それが現代村落の実態の中にどのような形でとらえることができるのかかという点について、調査などを通しておおきく5点を仮説的・暫定的に把握した。

(以上、昨年度の報告書参照)

- 2) 今年度は、これらを踏まえて、①上記②をさらに実証的・理論的に確定していく作業を継続するとともに、②それらが、村落以外の集団や組織の活動の中に1)の特質がどのように具体的に現われているのかを実証的にあきらかにすることを課題とした。言い訳になるが、学内の業務のために十分な研究時間が確保できず、調査も予定した計画の半分も実施できなかったが、そこから明らかになったことや課題は以下の通りである。
 - a. ①については、昨年度仮説的に整理した内容をほぼ確認できた。ただし、大きな問題にあらためて直面した。それは、村落そのものの捉え方の理論的な整理において、歴史的な視点を十分踏まえないまま現代村落を理解することが不十分であったことである。その結果、昨年度上記1)の②として把握した現代村落の特質の特定も再検討しなければならないことが明らかになり、現在その作業を継続して実施している。
 - b. ②については、こうした不備な点はあるが、昨年度得られた②の知見を、教育、企業、役所などいくつかの集団組織で確認することができた。ただし、それは前述したような限界の中でのことであり、その前提が変われば、当然また別の視点から検証する作業が必要になる。

本研究は、本年度で課題研究として研究期間は終了するが、上のような新しい課題を追究しながら、今後とも本研究課題を追究していきたい。

動物と人における他個体認識の発達過程

森山 哲美

他個体の認識過程を次の2つの問題として検討した。ひとつは、同種と異種の他個体の認識の問題である（研究1）。次に、個体の発達の変化に対する認識の問題である（研究2）。前者の問題は、刻印づけと個体認識のかかわりで調べられ、後者の問題は、人の顔の発達の変化が個体認識にもたらす影響として調べられた。

研究1の方法と結果を報告する。孵化直後のアヒルとニワトリをペアで飼育して刻印づけを行い、この飼育仲間への刻印づけが、その後の個体弁別や種の弁別にいかなる影響を及ぼすのかを調べた。孵化したばかりのヒナ34羽をアヒル同士のペア、アヒルとニワトリのペア、ニワトリ同士のペアで飼育した。ヒナが3日齢のときに選択テスト1を行った。このテストでは、ペアの仲間と新奇な個体（異種または同種の他個体）への選択を調べた。次にテスト1で示された刺激対象への好みの変化を調べるため、テスト1が終了した後の飼育条件を次のようにした。上で述べたそれぞれのペアで引き続き飼育されたペア、さらにペアの相手を新奇な個体に変えられて飼育されたペアである。ヒナが7日齢ないし8日齢のときにテスト2を行った。その方法はテスト1の方法と同じだった。以上の結果は次のとおりとなった。反応傾向にかなりの個体間変動が見られたが、テスト1ではほとんどすべてのヒナがともに飼育された仲間のヒナを選んだ。テスト2では、アヒルもニワトリも、仲間が変わるとこれに好みを変え、仲間が変わらない場合はこれまでの仲間を好み続けた。これらの結果から、アヒルとニワトリの種の違いにかかわらず、刻印づけは個体の選択に影響すること、そして、その後の飼育条件が変わると、飼育仲間に向けられた初期の刻印づけの効果はなくなり新たな

仲間が選択されるといえる。

次に研究2の方法と結果を報告する。20歳から54歳までの男女の白黒の顔写真と、彼らが乳幼児のときの写真を大学生12名に同時に提示した。参加者たちの課題は、それぞれの乳幼児の写真がどの成人の写真なのかを選択することだった。乳幼児の写真の中にはそれに対応する成人の写真がないものがあった。さらに同一人物の乳幼児の写真が2枚あるものもあった。参加者たちは、乳幼児に対応する成人を選択するだけでなく、その刺激対象の人物（成人）について面識があるかどうか、さらに選択した理由についても回答した。その結果、参加者たちは、乳幼児の写真と成人の写真を正しく対応させることが困難だった。正しく対応させた場合、写真の人物の目、鼻、口、顔の輪郭といった特徴の中で乳幼児のときと成人のときで共通する特徴を抽出して選択することがわかった。

研究1と研究2のそれぞれの問題を調べた結果から、他個体の認識は、刻印づけが関与するときはその影響を受け、また他個体との接触経験によっても影響されることがわかった。また成長にともなう人の顔の変化は、それが連続的でない場合、同一人物の認識を困難にすること、非連続的であっても一貫した特徴があれば、それをもとに認識が行われることがわかった。

プロジェクトマネージにおける熟達知の研究

伊東 昌子

本研究は心理学における熟達研究に位置するものである。従来の熟達研究では、専門領域における職業人とそこに至るまでの初心者や中級者のように、熟達度が異なる人々が対象であり、彼らの知識、技術、着目点などの違いを分析して経験学習による変化の時期や過程が明らかにされてきた。また熟達者の領域としては、個人の技の発達が成果に直接影響する領域に焦点があった。本研究の対象は、組織内外のメンバーと協働でビジネス上の成果をあげねばならない熟達したプロジェクトマネージャー（PM）である。その成果は多くの人々の協力と協働をどう組織化するかに依存する。

本研究ではこれらの特性を持つPMに関して、達成度と行為の関係を事例法とインタビュー法により調べた。研究方法としては、実践に埋込まれた暗黙知を解明するため、既存の知識やスキルに着目する認知的アプローチではなく、ノウイング実践（実践文脈との相互作用を通して状況を知り、対応する行為をその場で創出する活動）を重視する活動論的アプローチを採用した。

方法

事例法による調査の参加者は、総合電子機器製造会社において公共系の業務情報システムの開発を統括するPM33名であった。達成度については、ITスキル標準と現場事情を考慮して、複数の観点から上司が高達成度PMと中達成度PMを判定した。参加者は全て熟達者である。事例は、県の統合人事管理システムの開発案件である。手続きとしては、受注に向けたPMの初期行為と社内キックオフ会議に呼ぶメンバーならびに議題について報告を求めた。インタビュー調査は事例法による調査から1年後に行い、調査者が参加者に結果を示した（結果的に2つのタイプが発見できたと説明した）上で、参加者にはタイプの判別と行為の意味や意図の報告を願

いした。

結果

両群は優先する初期行為、社内キックオフ会議に向けた準備、会議メンバー、議題の重点が異なり、高達成度PMと中達成度PMでは社内に分散する他の専門家との接触の仕方や協力を乞う時期や目的の違いが認められた。

高達成度PMは、初期対応の時点から、直接開発に関わるメンバーに加えて社内でのプロジェクト動向や技術動向を把握しているメンバーの協力を仰ぎ、彼らの知恵を活用してプロジェクトを協働で創り上げようとする。プロジェクト場が初期から異分野の専門家による集合的ノウイングの場として組織化されている。

中達成度PMは、社内に蓄積された類似案件を調査してその特徴を分析した上で、直接開発に関わるメンバー内でプロジェクトを形作ろうとする。プロジェクト場が既存の知を応用する場になっている。

PMが組織化するプロジェクト場の違いが、PM個人の能力を超えて達成度の違いをもたらす要因になっていると考えられる。

なお、2008年度国際PM学会では本研究を含め、産学共同研究セッションが開かれる予定である。

我が国企業における所有構造の変化と企業価値についての研究(継続)

文堂 弘之

(研究目的)

近年わが国では企業買収などや大規模増資により所有構造が大幅に変更する企業が増加しつつある。しかし、所有構造の変化の実態についての研究は必ずしも多くはない。本研究は、わが国における所有構造の変化の実態分析と会社支配権取引を経験した企業の企業価値への影響、さらに可能であれば、現在の制度の問題点を明らかにすることを目的としている。まず実態分析においては、第三者割当増資を中心とした公開会社の所有構造における変化を調査する。次に、それらを経験した企業の財務状況や株価などから、その企業の企業価値との関係を明らかにする。

(研究方法)

(1) 所有構造の変化についてのリスト作成

ここでは、所有構造の変化を経験した企業リストを作成する。

(2) 所有構造変化の企業分析

(1) のリストに基づき、所有構造の変化を経験した企業の特徴を分析する。

(3) 所有構造変化と企業価値の分析

(2) の分析に基づき、所有構造および株主の変化の有無、そして変化の手段についての特徴を明らかにした後、それらと企業価値の関係を分析する。

(4) 制度および理論的検討

(1) から (3) までの調査と同時並行して、所有構造と企業価値についての先行研究および現行制度の特徴について考察する。

(研究経過)

本年度においては、昨年度に引き続いて (1) と (4)

を中心に研究を進めた。なお、(2) と (3) は (1) の完了を前提とした作業である。

(1) については、第三者割当増資を経験した有価証券報告書提出会社を特定するための作業をアルバイトの助力を得て行った。具体的には、昨年度終了分以降の 2004 年 7 月 10 日以降の新株式発行から、第三者割当増資によって普通株式を発行した会社のリストを作成した。予定では本年度でこの作業は終了することとなっていたが、進捗状況が若干遅れており、残りの分の作業は来年度 (2007 年度) に継続する計画である。

(4) については、その成果の一部を本学部の紀要論文にて発表した。

紀要論文 (第 24 巻第 2 号、29-78 ページ) では、所有構造の変化である買収の成立モデルについて、ただ乗り問題の解消メカニズムに焦点を当てて理論的考察を行った。そこでは、まず先行研究の意義と問題点を整理したうえでそれらに欠けている視点を提示し、買収におけるただ乗り問題は買収後の企業価値に対する買取者と株主間の評価基準の違いによって、特別な施策を講じることなく解消されうることを明らかにした。

なお、本年度は 3 カ年計画の 2 年目に当たる。

16-17世紀の英文学・歴史テキストにみられる近代の 表象に関する研究

真部 多真記

1590年代後半から1610年までの演劇作品を中心とする文学作品に焦点をあて、作品をめぐる当時の政治・文化状況を視野におき、作品の新たな読みを呈示する。今年度は以下の2点について研究を行った。

歴史劇については、今年度は *Henriad* をとりあげ、①王権の本質とその表象について②国家とジェンダーの表象について考察した。具体的には以下のとおり。

①いわゆる *Henriad*, すなわち *Henry IV Part I, II* および *Henry V* は、王権の本質とその表象を主題としている。Shakespeareの国王観には、Elizabeth朝当時に広く浸透していた Cicero, Plato, Aristotleの国王観や国家観が色濃く反映されている。とりわけ cardinal virtues (temperance, fortitude, justice, prudence) は、作品の中では Prince Halの成長の証として描かれている。しかしその一方で、Machiavelli的な素質も *Henriad* の中では重要な国王の資質として描かれている。Machiavellian politicsの有無については、ルネサンスの歴史観そのものと深く関連しており、これまでの歴史劇批評においては Henry V が最も論じられてきた。本研究ではその前段階として、Halの成長過程における Machiavellian qualitiesの獲得について研究をすすめた。父王 Henry IV は Richard IIの王位を篡奪したが、皮肉なことにその行為によって王位の正統性と王権神授説に絡めとられ、王権の本質を見失う。しかし、当時の政治パンフレットや散文を分析すると、王位の正統性は必ずしも血縁による相続を前提にしたものではなく、むしろ、王位をとった者が正統性を主張できること、すなわち Machiavelli 的才能と手段を身につけた者が王位の正統性を主張できるという

思想が支配的であったことがわかる。王位は常に不安定で、「王」という内在的な存在はなく、王自体に権力はない。王とは社会的な関係性の中にしか存在せず、また社会的関係性の中に存在させるためには、演劇的な主体の構築が必要である。以上のような王権の本質をふまえた上で、Halに課せられていることは、父王の負の遺産を正に転換させることであり、そのための擬似的な父親として Falstaffが必要とされるのである。Falstaffの相対化の視点は Machiavelliの戦略的視点と重なっており、結局、Halが成長過程で Falstaffから学ぶことは Machiavellian qualitiesであり、父以上の Machiavellianの誕生が英国史上最強の王 Henry Vの誕生となることを指摘した。

② Elizabeth朝の成立過程を考慮すると、英国史上最も脅威を与える Mortimer家をいかに表象するかが、*Henriad* のもう一つの主題となる。*Henriad* では、最終的に母性を拒絶し、家父長制支配の強固な国家を Henry V が確立するのだが、本作品で描かれている Mortimer家の女たちは、家父長制支配を脅かす魔性の存在として描かれ、排除どころか拒絶しきれない女性身体への不安を表象したものであることを指摘した。「歴史」というナラティブは「父権制による抑圧のナラティブ」であるが、実際には女性の存在なしには相続はありえないのであって、*Henriad* は歴史の表の部分、すなわち家父長制国家の成立を描きながらも、排除を受け入れない女性の存在を描くことによって、Elizabeth女王の正統性をしたたかに主張している作品であることを指摘した。

責任判断過程の計量心理学的研究

伊田 政司

目的

「他者から非難される可能性のある行為」をしてしまった場合、どのような「弁明」が行われるのであろうか。また、どのような「弁明」が許容されやすいのであろうか。弁明の仕方およびその受容過程は責任判断過程と密接な関係にあるものと思われる。萩原(1986)によると、Semin and Manstead (1983)は弁明の形式を理念的に分類している。そこで、他者から非難される可能性のある行為をしてしまった場合、特に弁明の仕方とその受容に注目し、それらの類型を計量心理学的方法により検討することとした。

方法

調査参加者 大学生・大学院生を対象として本学をふくめ2大学において調査を実施した。調査参加者は90名であった。

手続き 他人から非難される行為にたいして行われた弁明の事例を書籍より収集し18事例を選択した。選択した事例は表現を一部書き改めて用いた。各事例について、Seminらによる弁明の分類を参考にして、弁明の特徴を尋ねる質問群(特徴項目11問)を構成した。次に、弁明の適切性等に関する主観的な評価項目(10問)を構成した。これらの質問項目について、それぞれ5件法評定尺度により回答を求めた。

結果

特徴項目への評定値より事例間の類似度を定義し、各事例の特徴をクラスター分析法(Wardの方法)によって分類した。その結果、18事例はおおきく3つのクラスターに分類することができた。各クラスターは「意図・自発性の否定」、「(責任の)回避」、「正当

性の主張」と解釈することができた。同様に弁明の主観的な評価項目についてもクラスター分析を適用したところ、3クラスターに分類可能であった。MDS(多次元尺度構成法)を援用したところ、「非難可能性」の程度として解釈可能な布置が得られた。

考察

Seminらは「弁明」を「弁解」と「正当化」に分類している。Seminらの分類は責任判断過程を考える上で示唆に富むものである。今回の事例については「弁解」については「意図・自発性」を否定すること、「正当化」については「(責任の)回避」、「正当性を主張」することが類型化された。実際には「弁明」の要件は混合して用いられていることから、出来事の種類の弁明の要件をそれぞれ分離すること、および、事例をより広範にすることを今後の検討課題としたい。

教育との関連

本研究は計量心理学の方法を社会的価値判断の類型化に適用したものである。これらは担当科目である心理学研究法、基礎・応用心理学実験の内容と密接に関わっている。本課題のような学際的領域においても、計量心理学の手法が広く適用可能であることを示すことは教育上有益であると思われる。

文献

萩原滋(1986)責任判断過程の分析：心理学的アプローチ 多賀出版

幕末期水戸藩領内における教育の組織化－水戸藩郷学の研究－

佐藤 環

本研究は、幕末期に水戸藩が推進した水戸藩領内士庶教育の組織化を考察するため、時代的・地域的制約の下で推進された郷学教育の特色を明らかにすることが目的である。今年度は水戸藩北部に設置された暇修館（大久保郷校：日立市在）と大子郷校（大子文武館：久慈郡大子町在）を取り上げ調査した。

江戸時代の教育機関は、諸藩がおもに藩士の子弟のために設立した藩学、庶民のために読・書・算を教えた寺子屋、塾主の個性と有志の自発性を基盤として発展した私塾、そして郷学に大別できる。郷学の設置形態は、藩が設立し藩学の分校として機能させようとしたもの、藩の運営によって庶民教育を目指したもの、藩の許可を得た民営のものがあった。

文化元（1804）年から安政4（1857）年にかけて水戸藩が設置した郷学は15校に及ぶとされるが、設立の時代的背景により3グループに分類できると言う。文化年間に領内南部で設立された2郷学は農村振興を目的とし、天保から嘉永年間に設置された4郷学は藩主徳川斉昭の藩政改革の一環として計画され、安政期に設立された9郷学は尊攘論が沸騰するなか国内外ともに急迫した時代を反映して武場や射撃場を有するようになっていた。

今回は、特に日立市にある暇修館について報告する。

天保10（1839）年に設置された暇修館では当初、郷医教育に力点が置かれ、郷医、郷士、神官、村役人らを教育対象とした。暇修館の特色として挙げられるのは、安政2（1855）年以降神官の組織化が進展し、彼らが暇修館を中心として尊攘派を形成していったことである。天保年間に徳川斉昭が武備充実の行事として追鳥狩（軍事演習）を行った際、遊撃隊として郷士らとともに神官も出場しており、水戸藩領の神官は既に国防要員として編入されていた。この時期より水戸藩領の神官は宗教人で

はなく、武士に準ずる地方旧族として藩支配機構の末端に組み入れられた。その延長として、安政3（1856）年3月に寺社奉行から、水戸藩領の神官及びその子弟は近くの郷学に出席し文武修業を義務づける達が出された。同年に暇修館は新たに武場、射撃場を備えたが、これは国防要員たる神官の郷学就学義務化と連動しているのではないかと推察する。

暇修館の教育実態を示す一史料として文久2（1862）年10月7日の「暇修館出席姓名帳」がある。この史料が示す出席者の身分は神官、郷士それぞれ11名、村役人3名、「御引立御人数組」と呼ばれる農兵2名であり、また、暇修館での教科が文、武、砲術にカテゴライズされ、砲術が武術の一分野としてではなく、文武と並び独立した教科として把握されている。武芸（砲術除く）教育に着目すれば、「諸士已上」（侍層）・「諸士已下」（徒士層）・「諸卒等」（足軽層）すべてを対象としている藩学弘道館では剣術、槍術、弓術、薙刀、居合、柔術、馬術などを網羅しているが、暇修館では剣術のみが学ばれている。

これは水戸藩軍制の末端に位置づけられた暇修館修学者へ要求された武芸が歩卒と同様のものであったからであろう。これらのことから天保期に郷医研修機関として設立された暇修館が、安政期以降、水戸藩軍制に編入された者たちを郷学教育の本体に据えるようになったことがわかる。

第二言語としての英語学習者における言語獲得順序に関する研究

中西 貴行

本研究の目的は、第二言語のみならず、第一言語習得時から数多くの研究がなされてきた言語獲得順序に関する習得順序を明らかにすることである。第一言語習得から端を発したこの研究は、1973年にBrownによって行われたことがきっかけとなり、他の研究者が同様の研究を行い習得順序の解明を望んできた。しかし、いろいろな問題もあり、この研究はなかなか前に進むことができなかった。

まず始めに第一言語の研究から見ていった。Brownは、まず、3人のアメリカ人の子供たち（2人が生後17ヶ月、1人が生後18ヶ月から）がどの時点で言葉を適切な場面で、適切に使用することを学ぶのかを調べることから始めた。Brownは、長期間にわたりその3人の言語習得の過程を記録し、研究していった。この研究で分かったことは、3人とも morpheme（意味をなう最小の言語単位）と呼ばれる形態素をほぼ同じ順序で習得していくということである。違ったのは、習得の時期だけだった。この発見は、非常に貴重で、これは普段の何気ない会話の中から得られた言葉の中から得られた発見であり、会話のトピックに縛られるものでもなかった。その後、この発見を確かめるかのように、他の研究者が同様の形態素の研究を行っていった。Brownの

suppliance in obligatory context (SOC) と呼ばれる研究方法 (Figure 1) もこの後の研究の基盤となるものであった。まず、グラフによってそれぞれの形態素が現れる頻度を表し、初期段階では乱雑に現れるが、後に、90%以上のラインを超えると安定してくるため、90%を基準とした。しかし、この方法にも不備があり、それは、すべての形態素を均一に数えてしまったため、他の研究者の発見と比べることが難しくなったことである。

次に代表的な研究は、1973年の de Villiers and de Villiers によるものである。彼らは、21人の子供たちから自然の発話を集め、分析し、Brownの結果と比較をした。この研究では、Brownの14の形態素と分析方法を軸として用いた。結果、彼らの発見もBrownのものと非常に似ていたのである。これは、ある程度の確率で、子供たちの形態素の習得順序に何らかの要素が働いていることを意味する。この2つの研究において一つだけ違ったことは、de Villiers and de Villiersは、90%を基準とするのではなく、単に、頻度の多かったものから順に並べていったことである。

今後は、習得順序における第一言語研究と第二言語研究の比較を進めていく。

Figure 1

$$\frac{\text{number of correct suppliance}}{\text{total obligatory contexts}} \times 100 = \text{accuracy rate}$$

執筆者一覧 (掲載順)

長谷川 幸一	常磐大学人間科学部	教授
河野 敬一	常磐大学人間科学部	准教授
田中 卓也	吉備国際大学社会福祉学部	専任講師
皿田 琢司	岡山理科大学理学部	准教授
佐藤 環	常磐大学人間科学部	准教授
菱田 隆昭	宝仙学園短期大学	教授
千葉 敦	常磐大学人間科学部	准教授
真部 多真記	常磐大学人間科学部	専任講師
日向野 弘毅	常磐大学人間科学部	教授

編集委員

西澤 弘行	Kieran G. Mundy	石原 亘
佐藤 環	文堂 弘之	松崎 哲之

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第25巻 第1号

2007年10月25日 発行
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1
代表者 伊田政司 電話 029-232-2511 (代)

印刷・製本 株式会社 あけほの印刷社

HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

Vol.25, No.1

October 2007

CONTENTS

A Memory of the late Professor Ishizaka··········	K.Hasegawa	1
Articles		
Publication and the Use of Town Plan by the Private Enterprise during Modernization Period: An Analysis of List Making of the <i>SHOKUGYOBETSU-MEISAIJU</i> by TOKYO KOTSUSHA ··········	K.Kono	5
Fundamental Research on the Curriculum and Teaching Method of Japanese Secondary Education (Third Report): Modification of Vocational Education by the Popularization of Secondary Education in the Taisho period ········ T.Tanaka · T.Sarada · T.Sato · T.Hishida		23
The perception of sharpness, length, and pitch of vowels: How Japanese college students perceive English /i/ and /ɪ/ without a phonological decision ··········	A.Chiba	35
Research Notes		
Prince Hal and his Notions of Kingship in <i>Henry IV, Parts One and Two</i> ··········	T.Manabe	47
Note on “Evaluation by the Viewpoints” reflected on the Lesson Plans of Social Studies in the Junior High Schools ··········	T.Sato	55
Case Study		
Über die Urheberschutzfähigkeit eines Bauwerks ··········	K.Higano	65
Reports on Financial Support for Research of the Subjects ·········		73

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan